

ひたちなか市の環境に関する報告書

(平成 25 年度実績)

～暮らしと自然が共生し、

ゆとりと潤いのある

自立協働都市を目指して～



ひたちなか市



はしがき

「ひたちなか市の環境に関する報告書（平成25年度実績）」は、ひたちなか市環境基本条例及び第2次環境基本計画に基づき、平成25年度における本市の環境の状況及び環境保全施策の状況を取りまとめた年次報告書です。

ひたちなか市の環境に関する報告書（平成25年度実績）

目次

第1章 ひたちなか市第2次環境基本計画の概要

計画の概要	1
-------	---

第2章 施策の実施状況

1. 自然環境

1-1 身近な自然，水辺環境を守ります	5
1-2 環境に配慮した農業を振興します	7
1-3 ひたちなか地区の開発と保全の調和を図ります	8

2. 都市環境

2-1 ゆとりや潤いのある都市景観をつくります	11
2-2 花と緑に包まれた都市をつくります	12
2-3 歴史的文化的資源を保全し継承します	14
2-4 暮らしのマナーやモラルの向上を図ります	16

3. 地球環境／循環型社会

3-1 地球環境を保全します	18
3-2 ごみを減らすため，3Rを進めます	18
3-3 省エネルギー・省資源及び資源の有効利用を進めます	20
3-4 水を大切に，豊かな水循環を形成します	21
3-5 人や環境にやさしい交通体系を確立します	22

4. 生活環境

4-1 大気環境を保全します	24
4-2 水環境を保全します	26
4-3 騒音・振動・悪臭防止対策を進めます	29
4-4 土壌・地盤環境を保全します	32
4-5 有害化学物質等から健康を守ります	32
4-6 公害防止・環境管理体制を整備します	33
4-7 福島第一原子力発電所事故に係る対策の推進と 環境放射線等の監視を継続します	35

5. パートナーシップ

5-1 環境情報の収集・提供体制を整備します	36
5-2 環境教育・環境学習の推進と人材育成を図ります	37
5-3 パートナーシップによる環境保全活動を推進します	38

第3章	リーディングプロジェクトの実施状況	40
第4章	環境指標と達成状況	42
第5章	ひたちなか市第2次エコオフィス計画	
1.	計画の概要	
1-1	計画の基本的事項	46
1-2	取組内容	47
1-3	計画の目標	47
2.	目標の達成状況	
2-1	温室効果ガス総排出量に関する目標	49
2-2	取組に関する目標	49
3.	温室効果ガスの排出状況	
3-1	温室効果ガスの総排出量	51
3-2	排出源別の内訳	52
4.	主な環境負荷等の状況	
4-1	電気の使用	53
4-2	燃料の使用	54
5.	職員の取組状況	
5-1	取組実施状況調査の実施	55
5-2	取組状況	55
6.	今後に向けた課題	58
参考資料		
1.	市民・事業者の活動報告	59
2.	環境保全行政組織・機構	60
3.	環境保全行政のあゆみ	62
4.	環境測定データ	65

第1章 ひたちなか市第2次環境基本計画の概要

計画の概要

(1) 計画の目的

ひたちなか市第2次環境基本計画（平成24年5月策定）は、「ひたちなか市環境基本条例」の理念を受け、地域の豊かな自然を後世に継承するとともに快適で住みやすい環境づくりを進めるために策定しました。前計画の成果と課題を踏まえ、本市をとりまく環境や社会状況の変化などへ対応していきます。

(2) 計画の期間

計画の期間は平成24年度（2012年度）から平成32年度（2020年度）までとします。

ただし、「ひたちなか市第2次総合計画」との整合性を図るため、また個別施策の展開にあたって計画を円滑に推進するため、施策等については、平成27年度（2015年度）を中間目標とし、見直しを行います。

(3) 計画の位置付け

ひたちなか市環境基本条例第8条に基づく計画であり、ひたちなか市第2次総合計画を上位計画と位置付け、整合を図っています。また、市が定める個別の計画策定における環境の保全等に関する方向性を示します。

(4) 計画の推進体制

計画は、生活者としての市民（民間団体を含む）を中心に、事業者、滞在者及び市が計画の主体としてそれぞれの役割を分担し、協働して計画を推進します。

- ① **市は**・・・本市の環境保全と創造を担う責任主体として、本計画に掲げる施策を総合的かつ計画的に実施します。また、率先して環境への負荷が少ない事業の実践に努めるとともに、市民及び事業者の環境保全活動に対して、支援していきます。さらに、国や他の地方公共団体はもちろん、市民や事業者などと連携しながら、本計画に基づく環境の保全と創造のための施策を推進します。
- ② **市民は**・・・日常生活に伴う資源やエネルギーの消費、廃棄物の排出などによる環境への負荷の低減に努めるとともに、市などが実施する環境施策に積極的に協力することが望まれます。
- ③ **事業者は**・・・その事業活動が環境に与える影響を認識し、環境への負荷の低減に努めるとともに、市の規制及び指導を遵守し、市が実施する環境施策に積極的に協力することが望まれます。
- ④ **滞在者は**・・・通学・通勤、出張や観光旅行などで本市に滞在する人は、「市民の役割」に準じて環境への負荷の低減に努めることが望まれます。
- ⑤ **ひたちなか市の環境を良くする会は**・・・市民、団体、事業者及び市が互いに協力し、計画を具体的に進め、より多くの市民や事業者が身近な自然や環境を大切にすることを育むとともに、環境保全行動の定着を促進します。

(5) 前計画の施策の検証

前計画の施策については概ね達成しておりますが、新計画においても目指す環境像実現のためには更なる施策の推進が必要と考えられるため、継続して取り組んでいきます。

(6) 新たな取組

新たな取組として、低炭素社会、循環型社会の実現を進めるため「資源循環型の促進」、生物多様性基本法の制定による「生物多様性の確保」、東日本大震災による放射能問題による「福島第一原子力発電所事故に係る対策の推進と環境放射線等の監視の継続」等を加えました。

(7) 目指す環境像

本市が目指す環境像は、前計画を引き継ぎ、また「ひたちなか市第2次総合計画」の趣旨を踏まえ、次のとおりとします。

暮らしと自然が共生し、ゆとりと潤いのある自立協働都市

(8) 環境目標

目指す環境像を実現するためには、総合的、体系的に施策の方向性を示す必要があります。この計画では、目指す環境像を実現するための施策の柱として、以下の5つの環境目標を定めます。

① 自然環境

1-1 身近な自然、水辺環境を守ります

阿字ヶ浦の保安林や平磯白亜紀層、釜上自然環境保全地域、多良崎城跡緑地環境保全地域などの優れた自然環境を市民共有の財産として保全します。

また、市域に残る良好な斜面緑地等については、風致地区や緑の保存地区などの地域制緑地として保全に努めます。

市内を流れる中丸川や下江川などの中小河川は、水と直接触れあい、子供達が水遊びができるような親水空間として整備を推進します。海岸や浜辺などにおいても海と親しむレクリエーション等の場として活用し、親水性のある環境を整備・保全します。

1-2 環境に配慮した農業を振興します

農地を地域の貴重な自然環境資源として捉え、また、消費者ニーズである食の安全・安心や健康志向の高まりに対応するため、堆肥を活用した土づくりと化学肥料・化学農薬の使用低減を一体的に行う環境保全型農業を促進します。

地域農業を振興することは、環境資源として多面的機能を有する農地の保全につながるため、持続性の高い農業生産方式を実践する農業者の育成支援を行っていきます。

1-3 ひたちなか地区の開発と保全の調和を図ります

ひたちなか地区で進められている茨城港常陸那珂港区や国営ひたち海浜公園の整備、工業団地などへの企業立地にあたっては、周辺環境に配慮した整備・開発を促進します。

また、国営ひたち海浜公園における砂丘や沢田湿地の保全と再生に向けた取組、海浜性植物の繁殖活動やオオタカ、オオウメガサソウなどの希少な動植物の保護活動、親子自然教室やネイチャーウォーキング等の環境学習など、公園で取り組まれている保全・保護活動や啓発活動を促進します。

② 都市環境

2-1 ゆとりや潤いのある都市景観をつくります

魅力的で美しいまちづくりを進めるため、都市景観ガイドラインを活用し、市民や事業者の協力のもとに良好な都市景観を形成します。また、県条例を適正に運用し、屋外広告物や大規模建築物等の指導に努め、地区計画や建築協定などの制度を活用し、都市景観の向上に努めます。

また、公共公益施設の敷地への緑化など、景観に配慮した環境整備を推進し、魅力ある都市空間を整備します。斜面緑地や水辺地など恵まれた自然や地域の文化を伝える貴重な歴史遺産の保全に努めるとともに、これらを貴重な景観資源として活用します。

2-2 花と緑に包まれた都市をつくります

市民と行政が一体となり市域の緑化を進め、花と緑に包まれた都市を形成するため、緑化についての市民意識の啓発や市民団体の育成を図り、緑化推進体制を充実します。また、学校や公園などの公共公益施設の緑化に努め、幹線道路への街路樹の植栽等により緑のネットワークを形成します。

都市公園については、地域の特性を踏まえ、市民の意見を聞きながら自然や歴史を生かした特色ある公園の整備を推進します。民有地や事業所内などの私的空間についても緑化を促進します。

2-3 歴史的文化的資源を保存し継承します

文化遺産の保護・保存を推進するとともに、文化財愛護活動の充実に努めるほか、文化財の活用にも取り組みます。

また、郷土の民俗文化財や伝統文化の後継者を育成し、伝承に取り組みます。

2-4 暮らしのマナーやモラルの向上を図ります

近隣への配慮不足から起こる悪臭や騒音などの問題を改善するため、近隣に配慮した暮らしのマナーやモラルの向上・普及に努めます。犬のふん害やごみの投捨てについても同様であり、適切な犬の飼育方法やマナー・ルール等の啓発とともに、まちをきれいにする条例の周知に努めます。

また、まちや観光地の環境美化を推進するため、市民や事業者と連携を図りながら清掃活動や環境美化活動を実施します。

③ 地球環境／循環型社会

3-1 地球環境を保全します

国は、2009年（平成21年）9月にニューヨークの国連気候変動サミットにおいて、我が国の温室効果ガス排出量を2020年までに25%削減することを表明しました。この削減目標達成のため、私たち一人ひとりが温室効果ガス削減活動に率先して取り組む地球温暖化防止国民運動（チャレンジ25）を地域で推進してきましたが、平成26年3月より、地球温暖化対策のため、豊かな低炭素社会づくりに向けた知恵や技術をみんなで楽しく共有し、発信していこうという気候変動キャンペーン「Fun to Share」に移行しました。

また、オゾン層の破壊や酸性雨、熱帯林の伐採なども世界的な規模で着実に進行している大きな問題です。地球規模の環境問題は、一つひとつが独立して存在する問題ではなく関連しています。これらの問題に私たちは地域からできる取組を推進します。

3-2 ごみを減らすため、3R（リデュース、リユース、リサイクル）を進めます

持続可能な資源循環型社会の構築を目指し、市民生活から事業活動に至るまで、排出されるごみを減らすため、3Rを推進するとともに、効果的なごみ減量化の方策を検討し取り組んでおります。

また、ごみを減らす取組の基盤となる人々の3Rに対する意識の高揚を図ります。

3-3 省エネルギー・省資源及び資源の有効利用を進めます

電気や化石燃料などのエネルギーの大量消費は、限りある資源の枯渇をもたらすだけでなく、温室効果ガスである二酸化炭素を大量に排出しています。こうした環境に与える負荷を低減するために、市民、事業者そして行政がそれぞれの活動の中でできる省エネルギー・省資源及び資源の有効利用を推進します。

また、東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響により、現在、国のエネルギー政策の見直しが進められています。その中で、本市では、環境負荷の少ない太陽光、風力などの再生可能エネルギーの普及・啓発に努めます。

3-4 水を大切にし、豊かな水循環を形成します

日常的な節水や雨水の有効利用などを推進し、豊かな水循環を形成します。

また、ひたちなか地区の開発に伴う工業用水の需要増加や農業用水などの水需要に的確に対応するために、広域協調のもと、各種事業を促進し、水資源を確保します。

3-5 人や環境にやさしい交通体系を確立します

低公害車やアイドリングストップをはじめとしたエコドライブなどの環境に配慮した自動車利用を促進するとともに、広域的な交通需要や市域の特性を踏まえ、総合的な交通体系を検討します。

また、自動車に依存しないライフスタイルへの転換を目指し、公共交通機関の充実や徒歩・自転車の利用を促進します。

④ 生活環境

4-1 大気環境を保全します

大気環境等の監視・観測体制の充実に努めます。また、法令に基づく工場・事業場への立入調査を実施し、規制基準の遵守、公害防止施設の適切な維持管理などについて確認するとともに、必要に応じ指導等を行います。

4-2 水環境を保全します

公共用水域の水質保全のため、公共下水道事業、農業集落排水事業や合併処理浄化槽の設置について、地域の実情に応じた整備・普及を図ります。また、公共用水域や地下水の監視・観測、工場・事業場排水の監視を実施するとともに、生活排水対策や産業排水対策、農業排水による汚濁負荷の低減などを推進し、公共用水域の水質維持・向上に努めます。

公共下水道については、平成23年度から平成27年度を目標年次とした「下水道整備実施5ヵ年計画（汚水）」に基づき、計画的な管きょの整備を進め、生活環境の向上と公共用水域の水質保全に努めます。

4-3 騒音・振動・悪臭防止対策を進めます

騒音や振動、悪臭などの発生源対策、監視・指導體制の充実・強化に努めます。また、法令に基づき発生源となり得る工場・事業場等の立入調査を実施し、規制基準の遵守、及び公害防止施設の適切な維持管理などについて確認するとともに、必要に応じ指導等を行います。

4-4 土壌・地盤環境を保全します

有害物質の蓄積を未然に防止するとともに、土壌の監視・観測を行い、土壌環境を保全します。

また、工場立地や開発行為などに際し、地下水の過剰な汲み上げの防止、透水性舗装や雨水浸透槽の設置などを事業者働きかけ、雨水の地下浸透を促進し、地盤沈下を未然に防止します。

4-5 有害化学物質等から健康を守ります

化学物質は、その利便性から私たちの日常生活や事業活動に幅広く利用されています。

これら化学物質の中には、自然的には分解しにくいばかりか、生物の体内に蓄積されやすく、人の健康や自然の生態系に大きな影響を与える心配があります。また、現在は原則、製造・使用が禁止されているアスベスト（石綿）は科学的に安定で変形しにくいいため、建築材料をはじめ、様々な製品に使用されてきました。一方、その繊維はきわめて細かく、軽いため飛散しやすく、人が吸入すると肺がんや悪性中皮種などの原因となることから、アスベストによる人への健康被害が大きな社会問題となりました。

化学物質の中には、人体への影響が解明されていないものがありますが、環境ホルモン（内分泌攪乱化学物質）、ダイオキシン類などの有害化学物質やアスベストについて市民や事業者への的確な情報提供を行うとともに、その使用・管理・処分の適正化を図り、市民の健康を守ります。

4-6 公害防止・環境管理体制を整備します

快適で安全な生活環境の確保と市民の健康を守るため、環境関係法令・条例の厳正な運用、必要に応じた公害防止協定の締結・進行管理や事業者への指導・啓発などにより、公害を未然に防止します。市役所では一事業者として、「ひたちなか市エコオフィス計画」の推進により継続的な環境改善を図ります。

また、市内の中小企業等に対しては、商工会議所等と連携し研修や情報の提供などの公害防止、環境保全の取組を支援する体制を整備するとともに、環境マネジメントシステムの構築を促進します。

4-7 福島第一原子力発電所事故に係る対策の推進と環境放射線等の監視を継続します

福島第一原子力発電所の事故に伴い放射性物質が施設外部に放出され拡散したことにより、空間放射線量が平常時より高い値を示すなど、市民生活に不安を与えている状況にあります。

このため、小中学校や幼稚園、保育所、公園等の子どもが集まる施設における空間放射線量の測定を継続するとともに、これらの施設を除染実施計画に位置付け除染対策等を実施します。

また、本市域は、周辺に数多くの原子力施設が立地する地域であることから、原子力施設周辺の環境保全を図るとともに、住民の安全と健康を確保するため、茨城県東海地区環境放射線監視委員会に参画し、国、県、原子力事業者が実施する監視・測定結果の評価・検討を行います。

⑤ パートナーシップ

5-1 環境情報の収集・提供体制を整備します

環境に関する一般的な情報から地域的な情報までの収集や蓄積を図るとともに、誰もが利用できる情報として整理し提供に努めます。また、シンポジウムや研修などの情報発信イベントを開催し、積極的に情報提供に努めます。

5-2 環境教育・環境学習の推進と人材育成を図ります

すべての市民が環境保全活動を行う意欲を増進するため、環境の保全に理解を深める手段として、あらゆる機会を通じ環境教育・環境学習を推進する必要があります。このため、本市の自然的社会的条件を踏まえた環境教育の推進方針「ひたちなか市環境学習推進計画」を運用するとともに、地域や職場でのリーダーや啓発者となる人材の育成に努めます。

5-3 パートナーシップによる環境保全活動を推進します

現在の環境問題は、いろいろな原因が複雑に関係し合って引き起こされており、解決していくためには、市民、事業者、市（行政）が連携し、それぞれの役割を適切に分担して協力する緊密なパートナーシップを図り環境保全活動を推進していきます。

また、各主体が連携するひたちなか市の環境を良くする会に多くの参加を募り、積極的に取組を推進します。

第2章 施策の実施状況

本章では、第2次環境基本計画で定めた施策の実施状況等について、計画で定めた施策体系に従い、その代表的な調査結果や施策等について整理しました。

1. 自然環境

1-1 身近な自然、水辺環境を守ります

(1) 良好な緑地の保全

① 自然環境保全地域及び緑地環境保全地域の指定状況

茨城県では、優れた天然林や市街地の周辺地域にある樹林地等で良好な自然環境を形成している地域の保全を図り、県民の健康で文化的な生活の確保に寄与するため「茨城県自然環境保全条例」に基づき、自然環境保全地域及び緑地環境保全地域を指定しています。

本市では、釜上自然環境保全地域と多良崎城跡緑地環境保全地域が指定を受けています。

●釜上自然環境保全地域

本地域は、海岸から約4km内陸へ入った海拔約30mの小高く突き出した台地で、海退の結果地盤が隆起してできたものです。内陸部に位置するところで広範囲に亘って地質が崖状に露呈し概観できるものは希で、学術的に貴重な地域です。

また、地質的に保水力を有しており、海岸近くで生育するのは難しいといわれているイワタバコがあり、希少なラセイタソウも生育しています。さらに、タブノキ及びヒイラギが大木となって多数生育しています。

森林の構成は、神社付近のタブノキを主とする暖地性常緑樹と台地のアカマツ、クロマツの針葉樹及び林縁部のクヌギ、コナラなどからなっています。茨城県が植物分布の北限となっているタブノキやヒイラギが大木となって多数生育しているところは、この地域以北には見られません。このため、昭和54年12月に「地形、地質の特異性のある区域」「植物の自生地」として民有地6.97haが指定を受けています。



釜上自然環境保全地域

●多良崎城跡緑地環境保全地域

本地域は、那珂台地東部に位置し、水田に囲まれた台地に所在する山林内に鎌倉時代末期から南北朝時代に築城されたといわれる多良崎城跡を中心とした区域です。

森林の構成は、コナラ、アカシデ、クリ等の二次林からなり、林床にはキキョウ、リンドウ、オミナエシ、タムラソウなどが成育し、自然状態が保たれています。また、猛禽類や渡り鳥も確認される等、良好な自然環境を形成しています。このため、昭和61年3月に「歴史的、文化的、社会的資産と一体となって良好な自然環境を形成している土地」として、12.91haが指定を受けています。指定当時は民有地でしたが、平成15年12月に市に寄付され市有地となっています。



多良崎城跡緑地環境保全地域

② 風致地区の指定状況

風致地区は、樹林地や水辺地等の良好な自然環境を維持し、緑豊かな潤いのある快適な都市環境の創出と良好な都市景観の形成を図るための地区で、平成11年度から10地区330.9haを指定し、自然環境の保護に努めています。

表 風致地区指定状況

風致地区の名称	指定年月日	面積
津田市毛風致地区	平成11年11月22日	12.1ha
市毛堀口武田風致地区	平成11年11月22日	9.2ha
勝倉金上三反田風致地区	平成11年11月22日	20.9ha
三反田美田多風致地区	平成13年1月11日	21.1ha
大平柳沢風致地区	平成13年1月11日	25.8ha
馬渡風致地区	平成13年11月29日	57.8ha

平磯北風致地区	平成14年10月17日	12.0ha
部田野新堤風致地区	平成14年10月17日	42.0ha
高野風致地区	平成16年1月22日	88.0ha
佐和稲田風致地区	平成17年11月17日	42.0ha
計 10地区		330.9ha



勝倉金上三反田風致地区



高野風致地区

③ 緑の保存地区の指定状況

緑の保存地区とは、緑の保存と緑化の推進条例に基づき、市域の良好な環境を形成している樹林地や水辺地等であって、市民の保健休養上または都市景観上保全することが必要と認められる区域で指定された地区です。

本市では、風致地区内の緑地等を指定しています。

表 緑の保存地区指定状況

地区名	指定年月日	面積
津田市毛	平成11年11月22日	5.3ha
市毛堀口武田	平成11年11月22日	4.8ha
勝倉金上三反田	平成11年11月22日	14.4ha
三反田美田多	平成13年1月11日	14.4ha
大平柳沢	平成13年1月11日	17.8ha
馬渡	平成13年11月29日	33.1ha
平磯北	平成14年10月17日	4.1ha
部田野新堤	平成14年10月17日	19.9ha
高野	平成16年1月22日	62.5ha
佐和稲田	平成17年11月17日	32.1ha
計 10地区		208.4ha

④ 保存樹木の指定状況

名木、古木などの貴重な樹木について、緑の保存と緑化の推進条例に基づき、保存樹木として指定しています。平成26年3月現在、右図に示すとおり53本を指定しています。(第58号については、4本の指定樹木があります。)

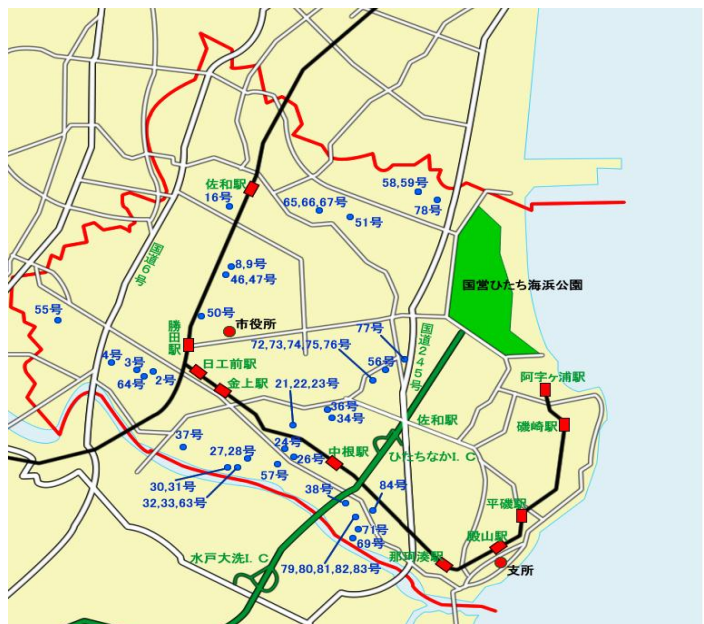


図 保存樹木指定状況

⑤ 自然公園の指定状況

自然公園は、優れた自然の風景地を保護するとともに、快適な利用のための必要な施設を整備し、国民の保健、休養及び教化に役立てることを目的として指定されており、本市では大洗県立自然公園2、543haの一部として、平磯から阿字ヶ浦に至る海岸線を中心に61haの指定がされています。

この海岸線には、中生代白亜紀層の奇岩が連続するなど貴重な景勝地帯や海水浴場、潮干狩に適した海岸があり、憩いの場所となっています。



中世代白亜紀層

(2) 水辺空間の保全

① 河川の浄化や生物の生育環境に配慮した河川整備

一級河川大川の河川改修においては、生物の生育環境に配慮した整備を計画実施しており、市民協働事業としての河川除草委託を実施しました。

② 水辺の楽校の管理

準用河川下江川の水辺の楽校箇所を含めて、全体除草を市民協働事業と併せて実施しました。

③ 親水性中央公園整備

一級河川中丸川の早期整備完成を茨城県へ要望し、親水性中央公園の基本設計の見直しを行いました。

④ 漁港環境の美化

本市及び県が補助している漁港をきれいにする会が漁港周辺の清掃を行っています。平成25年度は30回清掃を行いました。

⑤ 阿字ヶ浦海岸及び磯崎漁港海岸の保全

阿字ヶ浦海岸については、茨城県などにおいて養浜工事（砂の移動）や汀線測量などの調査を行っています。また、磯崎漁港海岸については、茨城県で磯場等に堆積している砂礫の状況及び生物環境の調査や藻場試験礁において、アラメ個体の成長過程などの調査を行っています。

(3) 生物多様性の確保

ピオトープアドバイザーの砂押一成氏を中心として、生き物が関わり合いながら生きていることを学び、自然の大切さを体感するための活動を行いました。小学校や子ども会において、ホタルの幼虫とタニシ類の放流や鑑賞会などを年5回行い、自然の大切さを学びました。



ホタルの幼虫とタニシ類の放流

1-2 環境に配慮した農業を振興します

(1) 環境保全型農業の推進

① ひたちなか市環境保全型農業推進方針の推進

環境保全と生産性の維持向上が調和し、環境への負荷軽減に配慮した農業を目指すため、ひたちなか市環境保全型農業推進方針が策定されています。この推進方針を基に、地域における実践的な取り組みを進め、生産から消費までの総合的改善を図りながら、環境にやさしい農業の構築を目指しています。平成25年度についても、引き続き推進方針に基づき普及に努めました。

また、平成15年度より、収穫を見込まない規格外麦の種子を希望農家に配布して、畑に蒔いてもらうことで、減農薬のための土壌改良と、近隣住民の土埃による被害の軽減に努めています。平成25年度は、規格外麦種子を70トン配布しました。



② エコファーマーの認定の支援

近年、化学肥料・化学農薬の多用により生じる環境汚染や農地力低下が大きな問題となっています。その

ため、環境に配慮しつつ農地の生産力を維持増進する農業を行う意義が非常に高まっています。

このような環境と調和のとれた農業の実践を目指して「持続性の高い農業生産方式」の導入計画を作成し、県知事の認定を受けた農業者を「エコファーマー」と呼びます。

持続性の高い農業生産方式とは、①土づくり、②化学肥料低減、③化学合成農薬低減の3つの技術に一体的に取り組む生産方式です。市内では、平成25年度までに合計69名がエコファーマーとして認定されています。

(2) 地場農業の振興

① 地域農業の促進

農業への関心を深めてもらい、地域農業の持続的な発展を促進するため、産業交流フェア（農産物直売、農産物品評会）・いもほり体験・ほしいも品評会を開催しました。

② 学校給食等への地産地消の取組

市内保育所においては、バインベリーやほしいもなど地元産の食材を取り入れた給食を実施しており、小・中学校では地域農産物を使用し、25品目108トン使用しました。

(3) 農地保全の推進

① 優良農地の保全及び整備

農業振興地域整備計画に基づき、優良農地の保全及び整備に努めています。平成25年度末の優良農地の指定面積は1,356.45haになりました。

(4) 農業集落地域の環境整備

生活排水対策など、農業集落地域の環境整備に努め、平成25年度は東中根地区3件を接続して接続率88.8%になりました。

(5) 保安林や森林整備計画対象民有地の保全

保安林及び森林整備計画対象民有林は、環境・景観資源として水源かん養や潮風害防止などの公益機能として役割が高いことから、松くい虫対策として被害を受けた松を伐倒し、薬剤による衛生伐倒を実施し、松くい虫の拡散を防ぎました。

1-3 ひたちなか地区の開発と保全の調和を図ります

(1) ひたちなか地区の開発と環境保全との調和

① 港湾建設に伴う環境の監視

茨城県において、阿字ヶ浦海岸の変化等を調査するため、毎年汀線測量を実施しています。

② ひたちなか地区施設内における緑化推進等

常陸那珂工業団地進出企業においては、緑地の確保・維持管理や駐車場を透水性舗装すること等についての環境景観協定を茨城県と締結しています。

また、ひたちなか地区西部地区の地区計画で、面積1,000㎡を超える駐車場については透水性舗装にすることや緑地の確保について定めています。

③ ひたちなか地区における公害防止協定

常陸那珂火力発電所との公害防止協定に基づき進行管理を行っています。また、ひたちなか地区に立地する工場等に公害防止協定の締結を働きかけています。

(2) 湿地、砂丘環境の保全と活用の促進

① 公園内に残る砂丘の状況

かつて砂丘は、全国に分布していましたが、その多くは埋め立てや市街化、あるいは後背の農地や集落を守るための海岸林造成などによって自然の状態が失われています。このような中で、公園に残る砂丘は自然の状態に残る稀少な存在となっています。

この砂丘は、鳥取砂丘などにみられるように汀線に平行して形成される並列砂丘とは異なり、縦列状に形成されていることが特徴です。



公園内に残る砂丘

② 砂丘の保全

公園区域内の砂丘は、開発の影響などによる砂の供給の減少により砂の移動がしにくくなり、砂丘景観や海浜植生に大きな影響が出ています。全国でも貴重な砂丘を保全していくためには、鳥取砂丘の復元に見られるように地域と連携して長期にわたる取組が必要です。



砂丘植生

現在、砂丘は、チガヤ等が繁茂し草地となっています。マツの実生も多く発生しており、放置すると砂丘は松林へと変化してしまいます。また、コマツヨイグサやオオフトバムグラなどの外来植物が繁茂し在来の植物を被圧しています。砂丘には、絶滅危惧種ⅠA類に指定されているハナタカザオのほか、イヌハギ、ハマカキラン、ハマボウフウなど、希少な植物やハマスズなどの貴重な昆虫が成育しています。

現在、公園職員によるマツの実生の除去、ボランティアによる外来植物の除去等が行われていますが、開発による影響は大きく砂丘の保全は非常に困難な状況となっています。

今後は、貴重種の分布調査などの基礎調査を行い、焦点を絞った保全対策が必要と考えられます。

③ 生物多様性に配慮した自生植物の保護・繁殖

公園区域内の砂丘部では、砂丘の環境が急速に変化しており、海浜性植物の生育が危ぶまれています。アカマツ林も、人手が入らないためコナラなどへの遷移が進み、アズマネザサが繁茂し、林床植物が衰退しています。

砂丘、手入れされたアカマツ林、手入れされたコナラ林などの多様な生態系を維持することによって、本公園の生物多様性は維持されていきます。

また、希少な植物だけでなく、花が美しいなど、公園としても楽しめる植物の保護育成を図るため、自生種の中から有用植物を選定し圃場で繁殖を行っており、自生個体を傷めないよう種子による増殖に取り組んでいます。種子は公園内の自然性の高いエリアから採取し、種の保全だけでなく、遺伝子を含めた多様性の保全に努めています。また、ひたちなか地域の遺伝子を有する野草による修景の実現に向けて、様々な取り組みを行いました。

なお、これらの活動は、パークパートナーや公園利用者が参加するプログラムとして実施しました。これは、本公園の自然環境の希少性、多様性を市民の方々に理解して頂く良い機会になっています。

④ 沢田湧水地および湿地の保全

沢田湿地は、砂丘では珍しい谷津が形成されています。また、貴重な動植物も多く生息しています。このような環境は、周辺開発の進展に伴い地下水水位が低下するなど、次第に変化しています。



沢田湧水地調査の様子

その環境変化に対応し、貴重な生態系の安定した保全を図っていくため、湿地の保全・復元のための調査を行うほか、池の補修、外来種の除去などの環境管理を行っています。

⑤ 貴重な動植物の保全

公園内の樹林地には、コケ類、ラン類など特有の環境条件に適応した植物が数多く生育しています。また、樹林地などは鳥類の繁殖場所として利用され、公園内外でオオタカも確認されており、これらの保全を図っていきます。公園内で見られる貴重な植物オオウメガサソウについては、全園的な調査を実施し、分布状況を把握するほか、オオタカ、コアシサシ、カワラハンミョウなどの貴重な生物の生息環境を保護エリアとして定めるなど保全を図っていきます。

⑥ 環境学習・体験型学習への取組

■フィールドとしての活用

公園内に残された砂丘や樹林地には、砂丘特有の雄大な景観やアカマツ海岸林、そこに生息する動植物などの多様な自然が豊富に残されています。今後これらの砂丘や樹林地環境を保全・育成しつつ、利用者が公園の豊かな自然環境にふれ、楽しく学習、体験できる観察施設の整備や体験学習プログラムなどによる活用を進めています。

■自然体験学習会の実施

公園内では、ひたちなか自然の森、沢田湿地、砂丘エリアを活用し、専門家やパークパートナーなどの案内解説により、利用者を対象とした自然観察会「ネイチャーツアー」を実施しています。6月には、「オゼイトンボ」を開催し、残された貴重な生態系について学び、7月には「スカシユリ」を開催し、美しいスカシユリやハナハタザオのような希少種を砂丘エリアで観察しました。

■環境学習プログラム等の開催

環境学習や体験のプログラムに関する多様な要望に対応するため、オーダーメイドのプログラムを企画しています。学校や子供会、職場のサークルなどを単位として、「このような学習をしたい、体験をしたい」というご要望を受け、管理センター職員がプログラムを提案するもので、海浜公園内のみではなく出張授業にも取り組みました。

次代を担う子供達が自然や環境について、楽しく学び関心を高めることのできる場として、継続性のあるプログラム展開を図っています。

クラフト体験についても、あらかじめ用意された材料でクラフトするだけでなく、その木の実や枝、つるが自然の状態ではどうなのかなど、生態を学びつつ、材料を樹林から集めてクラフトを楽しむ1日間のプログラムを企画しています。

2. 都市環境

2-1 ゆとりや潤いのある都市景観をつくります

(1) 景観に配慮したまちづくりの推進

① 茨城県景観形成条例及びひたちなか市都市景観ガイドラインの適正な運用

茨城県景観形成条例の適正な運用に努めています。

地区計画の適正な運用と管理に努め、地域の特性にふさわしい良好な環境の保全を図ります。

まちづくり協定の指導に努め、潤いのある地域の形成に努めています。

都市景観ガイドラインの周知に努め、ガイドラインを運用し、市民、事業者協働のもと、良好な景観の形成を努めています。

② 地区計画、建築協定の状況

●地区計画

地区計画とは、住民の生活に身近な地区を単位として、道路、公園などの施設の配置や建築物の建て方などについて、地区の特性に応じてきめ細かく定めるまちづくりの計画です。

地区計画区域内においては、それぞれの地区について、良好な都市環境の形成を図るため建築物の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物等の高さの最高限度及び緑化を推進する垣または柵の構造の制限等が定められています。

表 地区計画の策定状況

地区名	決定(変更)告示年月日	面積
東部第2地区	平成8年9月10日	106.8ha
西古内地区	平成8年9月10日	28.1ha
高野小貫山地区	平成8年9月10日	21.8ha
津田北部地区	平成8年9月10日	37.6ha
阿字ヶ浦地区	平成10年3月19日	83.4ha
武田地区	平成12年10月4日	48.7ha
六ツ野地区	平成12年10月4日	104.9ha
船窪地区	平成14年10月17日	18.2ha
佐和駅東地区	平成15年10月14日	55.2ha
勝田駅東口南地区	平成19年4月12日	0.9ha
石川・青葉地区	平成19年9月3日	28.2ha
勝田駅西口地区	平成20年1月22日	4.1ha
西十三奉行団地地区	平成21年4月24日	13.3ha
ひたちなか地区東部地区	平成25年7月26日 (変更)	121.3ha
ひたちなか地区西部地区	平成22年4月30日	158.6ha
コモンステージ春日町地区	平成25年3月1日	1.2ha
計 16地区		832.3ha

●建築協定

建築協定とは、一定の地域内において、関係権利者全員の合意のもとに、建築物の敷地、構造、用途、形態、意匠などに関する基準について行う協定です。

ひたちなか市では、常葉台団地とさわ野社住宅団地の2箇所で定められています。

建築協定に基づく住宅地
(さわ野社住宅団地)



●まちづくり協定

まちづくり協定とは、法令等に基づかず、建築物や緑化等についてルールを決定し、地域ごとに市街地等の良好な環境の保全・創出を目的とするものです。

ひたちなか市では、神敷台地区で定められています。

まちづくり協定に基づく住宅地
(神敷台地区)



●街路景観整備の状況（無電柱化，街路樹等）

本市では，街路景観整備の一環として，無電柱化や街路樹の植栽等を行いました。



電線地中化の施された昭和通り線

表 街路景観整備の状況（平成25年度現在）

街路景観整備	整備状況	主な実施箇所等
無電柱化	20.3km	昭和通り（勝田駅～NTT） ひたちなか地区
街路樹の植栽	91.8km	主要幹線道路

③ 屋外広告物の撤去

屋外広告物に対して規制・取り締まりを行いました。

違法な屋外広告物の撤去を，シルバー人材センターに委託（月2回）し実施しました。また，違反広告物追放推進団体の協力も得ています。

表 屋外広告物の撤去件数

年度	はり札	はり紙	立て看板
H16	1,131枚	33枚	1,650枚
H17	791枚	1,090枚	909枚
H18	800枚	532枚	513枚
H19	204枚	1,534枚	199枚
H20	296枚	520枚	118枚
H21	329枚	262枚	73枚
H22	109枚	193枚	31枚
H23	47枚	190枚	0枚
H24	97枚	107枚	0枚
H25	12枚	24枚	12枚

(2) 魅力ある都市空間の整備

① 街路等の緑化

歩道幅員の広い道路や歩行者専用道路については，四季折々の変化が楽しめる樹木や花を植栽して緑化に努めています。平成25年度は，東中根向野線にハナミズキ38本，中心市街地にハナミズキ16本を植栽しました。

② 中心市街地の整備

中心市街地では，集約型の都市づくりを進めるための歩道整備を行いました。（歩道整備L=468m，W=2～2.54m，段差解消10箇所）また，地区計画により良好な居住環境の形成に努めるよう指導を行いました。（石川・青葉地区6件）

2-2 花と緑に包まれた都市をつくります

(1) 緑化推進体制の充実

① 事業所等の緑化

事業所等の緑化については，市の定める「緑地確保基準」により13事業所に指導し緑化の推進に努めました。

② 緑のポスター・標語及び街かどの緑コンクールの実施

緑のポスターと標語を通して，緑を大切に，緑を育む市民の意識向上を図るため，緑のポスター・標語コンクールを実施しました。また，年間をとおして良好に管理され，地域の人々に親しまれている緑を「街かどの緑賞」に認定して表彰するとともに，公表して市民の皆さんが身近にできる庭づくり，花づくりのお手本にしてもらおうと，街かどの緑コンクールを実施しました。

平成25年度は，ポスター2,974点，標語5,045点，街かど緑のコンクールに1件の応募がありました。

[小学生の部 最優秀賞]



[中学生の部 最優秀賞]



市役所市民ホールにて展示

③ 緑のリサイクル事業の実施

市民からの寄付樹木を公共施設等で再利用する緑のリサイクル事業を進めています。

(2) 公共公益施設の緑化の推進

① 樹木の植栽

東中根向野線の道路樹に街路樹としてハナミズキ38本を植栽しました。

② 市民団体への花植え活動の助成

平成25年度は、緑と花の愛護普及事業により、自治会や高齢者クラブなどの市民団体35団体に補助金を交付し、街路樹の植樹ますや公民館などの緑化と花植え団体の育成を図りました。

③ 公共公益施設の緑化

平成25年度は、津田第4公園へサツキツツジ124本・カンツバキ119本、ヘルス・ケア・センターヘドウダンツツジ6本・サツキツツジ42本、柳が丘集会所へクスノキ2本、上高場公園へコブシ1本・サツキツツジ105本を植栽しました。

また、各公民館及び各コミュニティセンターでは樹木剪定、害虫駆除を行ったほか、利用団体やコミュニティと協力して、除草作業を行いました。

④ 道路環境の保持

幹線道路における植樹帯の除草や道路の路面清掃を実施しました。

(3) 都市公園の整備

① 公園緑地の整備状況

公園整備については、地域住民の意見を聞きながら、地域の特性や周辺環境に配慮した特徴ある公園整備を図ります。

公園緑地の整備状況は下図に示すとおりです。

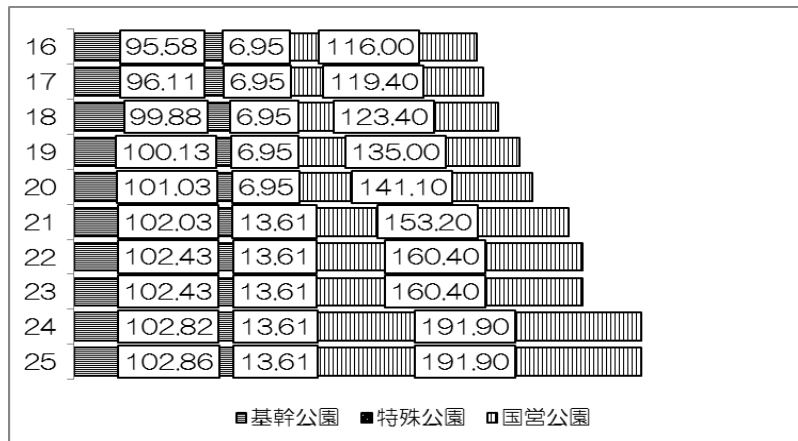


表 公園緑地面積の経年変化

② 基幹公園の維持管理

公園清掃管理38公園、樹木管理50公園を業者委託により、維持管理を行いました。

③ 地域住民と連携した地域公園の維持管理

平成25年度は190公園(緑地6箇所含む)を自治会、老人会、子ども会等134団体へ管理を委託し、清掃及び除草を行いました。

(4) 私的空間の緑化の促進

① 記念樹の配布

緑豊かなまちづくりを推進するために、誕生、結婚及び新築された方を祝して記念樹を配布しています。平成25年度は907本の記念樹を配布しました。

表 記念樹の配布状況

年度	誕生	結婚	新築
H16	カイドウ 477本	ハナミズキ 196本	ライラック 490本
H17	// 447本	// 250本	// 470本
H18	// 500本	// 205本	// 435本
H19	ハナモモ 483本	// 248本	// 413本
H20	// 497本	// 233本	// 385本
H21	// 455本	// 204本	// 367本
H22	// 320本	// 150本	// 290本
H23	// 422本	// 220本	// 294本
H24	// 353本	// 209本	// 345本
H25	// 345本	// 200本	// 362本

② 工場や事業所建築における緑化

工場や事業所等を建築（新增設）する場合は、市の定める「緑地確保基準」により緑化を進めています。平成25年度は13事業所等に緑化の指導を行いました。

③ 生垣設置費の助成

生垣を設置しようとする市民の方に対し、その費用の一部について助成金を交付しています。生垣植栽費や生垣のための土台の工事費及び既存ブロック塀等の処理費について、工事費の2分の1以内（50,000円を限度）を助成しています。平成25年度は9件の助成金を交付しました。



整備された生垣

表 生垣助成金の交付件数

年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
件数	14	11	7	10	6	9	16	18	14	9

2-3 歴史的文化的資源を保存し継承します

(1) 文化財の調査、保護・保存の推進

① 文化財の指定状況

本市には、国指定の馬渡埴輪製作遺跡や虎塚古墳をはじめ、多くの史跡、民俗文化財、伝統芸能等の有形・無形の文化財があります。

表 市内指定文化財一覧（平成25年度）

区分		国	県	市	計
有形文化財	建造物			3	3
	絵画				
	彫刻				
	工芸品		5	4	9
	書跡		1		1
	典籍				
	古文書				
	考古資料		3	9	12
	歴史資料			2	2
	小計		9	18	27
無形文化財				2	2

民俗文化財	有形			2	2
	無形			7	7
	小計			9	9
記念物	史跡	2	2	11	15
	名勝			3	3
	天然記念物		3	7	10
	小計	2	5	21	28
合 計		2	14	50	66

② 遺跡の発掘調査

新規に範囲指定された遺跡などについては、ホームページに掲載するなど周知を進め、埋蔵文化財包蔵地内での開発工事にあたっては、事業主と密に協議を重ね、必要に応じて発掘調査を行ないました。また、十五郎穴横穴墓群について史跡範囲・内容確認のための測量調査と試掘確認調査を実施しました。

(平成25年度)

個人住宅等開発事業に関わる調査 試掘・確認調査9件 本発掘調査2件
 十五郎穴横穴墓群調査 測量調査31, 500㎡ 試掘・確認調査41, 000㎡

③ 歴史・文化施設の管理・運営

本市では、埋蔵文化財調査センターや武田氏館等を整備し、貴重な文化財を保存・公開しています。埋蔵文化財調査センターでは、ワンケースミュージアムなどの企画展を実施し、また、考古学講座に関連する特別展示を行なうなどして集客に努めました。

●埋蔵文化財調査センター

市内の埋蔵文化財の調査研究や資料を収蔵する施設であり、多数の出土遺物を収蔵しています。標本陳列室には旧石器時代から平安時代の考古資料や虎塚古墳石室模型を展示しています。県指定文化財の「乳飲み児を抱く埴輪」や「後野遺跡出土石器及び土器」等、多数展示しています。平成25年度の入館者数は6,616人でした。

表 埋蔵文化財調査センターの入館者数(平成25年度)

一 般	団 体	合 計	開館日数
3,517人	3,099人	6,616人	305日

●武田氏館

武田地区が甲斐武田氏発祥の地であることから整備した施設であり、主屋は主殿造り、厩・納屋が整備してあります。甲斐武田氏発祥関係資料等を展示しています。

平成25年度の入館者数は2,620人でした。

表 武田氏館の入館者数(平成25年度)

大人	子供	合計	団体数	開館日数
2,251人	369人	2,620人	17団体	305日

④ 文化財の公開活用

国指定史跡虎塚古墳の壁画一般公開を、春と秋の2期に計16日間実施しました。

表 虎塚古墳壁画の観覧者数(平成25年度)

春 季	秋 季	合 計	公開日数
844人	1,280人	2,124人	16日

(2) 文化財愛護活動の充実

① 文化財愛護思想の普及

文化財への理解を促すため、市報で「わが街のたからもの」というコラムを掲載したほか、国指定史跡馬渡埴輪製作遺跡及び県指定史跡十五郎穴のパンフレット等を増刷し文化財愛護思想の普及に努めています。

② 文化財愛護団体への支援

文化財愛護団体加盟15団体に対し補助金の交付や研修会等を実施し活動を支援しました。

③ 文化財講座及び考古学講座等の開催

埋蔵文化財調査センターの企画展を充実させるとともに、「水戸八景講座」「歴史講座：水戸黄門邸をしのぶ」の2つの文化財講座や、新たに修復した文化財をテーマとした講演会などを実施しました。

●文化財講座の開催

毎年2回、市内外の歴史文化財等を見学する文化財講座を行っています。平成25年度は、5月30日に文化財講座、6月13日に水戸八景講座を開催しました。(ともに参加者30名)

●考古学講座の開催

埋蔵文化財調査センターでは、毎年実施している発掘の成果を発表しています。また、学校等にそれら文化財の貸出しや「ひたちなか市の考古学講座」を開催しています。

講座は年4回開催され、毎回様々な視点から埋蔵文化財についての講義を行い、好評を得ている公開講座です。平成25年度は延べ95人の方が参加しました。

また、小中学生を対象とした「ふるさと考古学」を開催(7月～12月)し、全12回の講座で延べ292人の方が参加しました。

●遺跡めぐりの開催

市内外の遺跡や博物館等を見学して、郷土の歴史に親しんでもらうことを目的として、「遺跡めぐり」を毎年開催しています。

平成25年5月17日に、「下野の古代寺院跡を巡る」を開催し、30人の方が参加しました。

(3) 民俗文化財・伝統文化の保存・継承

市民から民俗資料の寄贈を受け入れています。また、伝統文化継承事業を推進し、子供たちの伝統文化活動を支援するとともに、平成26年1月19日に第4回子ども伝統文化フェスティバルを開催し、子どもたちに発表の機会を提供するなど、後継者の育成に努めました。

2-4 暮らしのマナーやモラルの向上を図ります

(1) 近隣に配慮した暮らしの普及

① ひたちなか市まちをきれいにする条例の普及啓発

ごみ等の投捨て及び犬のふん害を防止し清潔な美しいまちづくりを目指し、平成18年3月30日に「ひたちなか市まちをきれいにする条例」を制定し、同年7月1日より施行しました。

平成25年度は、7月1日に勝田駅・佐和駅・那珂湊駅前、11月21日、22日に市内の公園等で、携帯灰皿・ティッシュや犬のふん処理袋等を配布し条例の啓発キャンペーンを行いました。

●ふん害防止の意識啓発活動

犬のふん害を減らすよう、「ふん害防止」看板を作成し、環境保全課、健康推進課及び那珂湊支所で配布しています。平成25年度には406枚の看板を配布しました。また、6月25日号の市報に啓発記事を掲載し、街頭でのチラシ配布などの啓発キャンペーンを行うなど、意識向上を図りました。

また、健康推進課では、狂犬病集団予防接種時に看板の掲示により「ふんの持ち帰り」を啓発するとともに、犬の新規登録時に配布している冊子「犬の正しい飼い方」や動物愛護講座の際の参加者に配布するリーフレットによって、犬の適切な飼育方法についての啓発を行いました。

② 空き地等適正管理条例に基づく指導

雑草等が伸びて放置状態にある空き地等は、良好な生活環境を阻害し、ごみの不法投棄、害虫の繁殖、交通の障害などの原因にもなるため、条例に基づいて適正管理の指導を平成25年度は295件行いました。また、空き地等の適正管理を目的として草刈をする方のために、刈払機の貸し出しを行いました。

(2) 不法投棄(ごみの投捨てを含む)対策の推進

① 不法投棄等の監視や指導体制

コミュニティ毎に市が委嘱した不法投棄監視員を21名配置し、不法投棄防止の監視活動を実施しました。

② 不法投棄の状況

不法投棄については、市の不法投棄監視員による通報と、一般の市民からの発見によって通報されるケースがあります。発見された案件については、



状況に応じ投棄者、土地の所有者等への指導を行い不法投棄の抑止に努めています。

表 不法投棄の状況

年度	市民が発見した件数	不法投棄監視員が発見した件数
H16	167件(174箇所)	106件(342箇所)
H17	122件(133箇所)	147件(359箇所)
H18	131件(163箇所)	118件(425箇所)
H19	149件(173箇所)	182件(508箇所)
H20	176件(208箇所)	223件(452箇所)
H21	195件(225箇所)	246件(469箇所)
H22	175件(196箇所)	215件(320箇所)
H23	148件(160箇所)	206件(289箇所)
H24	67件(71箇所)	231件(340箇所)
H25	168件(175箇所)	232件(329箇所)

(3) 環境美化活動の促進

① 環境美化活動の実施

環境美化活動の日として、春と秋にコミュニティ組織を中心として自治会ごとに多くの市民の協力のもと、清掃活動を行いました。

集積所には空き缶をはじめ公園清掃等による草などのごみが集められ、2回で約38トンのごみを収集しました。

② 河川・海岸クリーン運動の実施

那珂川水系一斉クリーン運動を那珂川、中丸川、本郷川、大川の各地で地域ボランティア854名が参加し実施しました。また、那珂川水系一斉クリーン運動と同時に、海岸クリーン運動を那珂湊漁港周辺、平磯海岸及び磯崎海岸を地域ボランティアや協力事業所など728名が参加し実施しました。

③ 海岸環境の保全

海水浴シーズンの前に地域ボランティアにより、阿字ヶ浦・平磯海水浴場の清掃を実施しました。

(4) 観光マナーの普及

① 観光地の環境美化

自治会やコミュニティと共同で観光施設周辺や公衆トイレの清掃や樹木の伐採や草刈などを実施しました。

3. 地球環境／循環型社会

3-1 地球環境を保全します

(1) 温室効果ガスの排出抑制

本市では、市役所の事務・事業活動に伴う温室効果ガスの排出抑制を主な目的とする「ひたちなか市第2次エコオフィス計画」を策定し実施しています。

同計画では、グリーン購入や省エネ・省資源活動の推進など、幅広く事務・事業活動に際しての取り組み・配慮事項を定め、温暖化対策推進員を中心に全職員が温室効果ガスの排出抑制、環境保全に率先して取り組みました。※詳細は、「第5章 ひたちなか市第2次エコオフィス計画」に掲載しています。

(2) オゾン層保護対策の推進

平成25年度は、廃車した公用車19台からフロン等のオゾン層破壊物質を回収しました。

また、「家電リサイクル法」や「自動車リサイクル法」については、市報・ホームページやふれあい講座でPRを実施しました。

(3) 酸性雨対策の推進

市役所屋上において酸性雨自動分析システムにより雨水中のpH、導電率等の測定を行い常時監視しています。普通の雨は、概ねpHが5.6ぐらいといわれています。酸性雨というのは、これよりpHが小さい雨のことで、これより小さくなるほど強い酸性雨ということになります。市役所屋上におけるpHは、概ね4.8～6.2の間で弱い酸性雨となりますが、環境への影響が少ない値となっています。

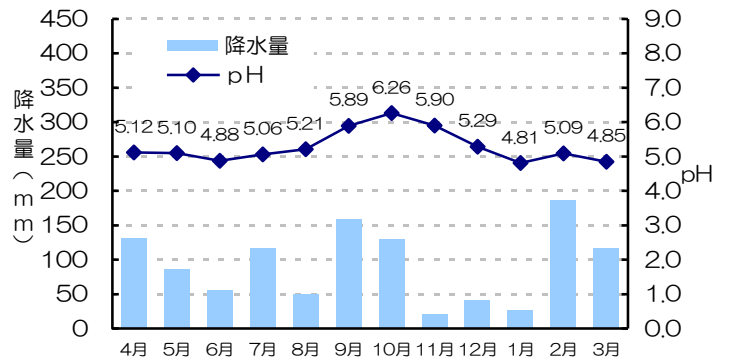


図 雨水pH及び降水量の経月変化 (H25年度)

(4) 森林（特に熱帯林）保護対策の推進

ひたちなか市第2次エコオフィス計画に基づき、再生紙使用割合、用紙類使用量の数値目標を定め達成に努めました。

3-2 ごみを減らすため、3R（リデュース、リユース、リサイクル）を進めます

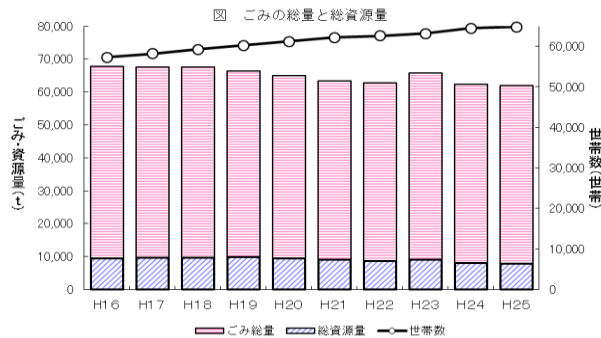


表 ごみ処理量の内訳 (平成25年度)

可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	有害ごみ	ごみ合計	資源回収
51,572 t	2,444 t	38 t	12 t	54,066 t	7,819 t

(1) 公共施設での3Rの推進

公共施設から排出されるごみについて、「ひたちなか市第2次エコオフィス計画」に基づき、3Rの推進を図っています。庁舎内の資源ごみについては5種8分別し処理しています。

(2) 家庭での3Rの推進

① ごみ出しルールの周知啓発

リサイクルの推進を目的として、「家庭ごみの正しい出し方」のパンフレット、市報及びホームページにより周知を図っています。また、ごみ処理の現状や分別の考え方などについて、ふれあい講座を開催しています。ひたちなか・東海クリーンセンターの施設見学会も実施しています。

表 ふれあい講座及び施設見学会の参加者数（平成25年度）

催し物	自治会数（人数）	学校数（人数）
ふれあい講座	7（470）	0
ひたちなか・東海クリーンセンター見学	51（821）	18（1,693）

② ごみの収集

現在、ごみの収集は、ステーション方式により「可燃ごみ」、「不燃ごみ」、「資源物」及び「有害ごみ」の4分別で収集しています。収集・破碎の業務は民間委託により行っています。

可燃ごみは18台、不燃ごみは10台、粗大ごみの戸別回収は1台の収集車で収集しています。収集回数、収集品目、集積所数は次表に示すとおりです。

また、適正処理の推進、市民サービスの向上を図るため、平成9年5月からリクエスト収集を行っています。平成25年度は856件の申込があり、1,774個38tを収集しました。

表 ごみ収集の状況（平成25年度）

区分	収集回数	収集品目	集積所数
可燃ごみ収集	週2回	生ごみ、木くず、プラスチック製品等	5,011
不燃ごみ収集	月2回	陶磁器類、不透明瓶、耐熱ガラス等	3,425
資源回収	月2回	紙類、布類、金属類、ビン類、容器包装物	474
粗大ごみ収集	申込制	家具、家電品等（5品目除く）	—

③ 生ごみの減量の促進

生ごみの堆肥化を促進するため平成4年度（那珂湊地域は昭和55年度）から、電動処理容器、コンポスト容器及び密閉型発酵容器の購入に対し、本体購入価格（税抜き）の2分の1または20,000円を限度に購入費の補助を行っています。平成25年度は合計114件に交付しました。



コンポスト容器 電動処理容器

④ 資源回収・牛乳パック回収の促進

●自治会資源回収

ごみの減量と資源の再利用を図るため、月2回の回収を行っています。平成25年度は、6,533tの回収量に対し、52,267千円の補助金を事業実施している自治会に交付しました。

●子ども会資源回収

子ども会を通じて、児童に資源の大切さや環境美化意識の向上・育成を図るため、平成3年度（那珂湊地域は昭和55年度）より資源回収に対する補助を行っています。平成25年度は763tの回収量に対し、4,580千円の補助金を交付しました。

●牛乳パック回収

資源の再利用を図るため、平成3年度から牛乳パック回収に対して助成しています。

1,000ml/600枚または500ml/900枚で、500円の図書カードと引換をしています。平成25年度は約48tの牛乳パックを回収しました。

⑤ 環境に配慮した消費行動

●レジ袋削減の取組

本市では、地球温暖化防止とごみの減量、資源の有効利用など循環型社会の構築に向けた環境配慮活動を積極的に推進するために、平成19年11月15日、市内に店舗を置く「事業者8社（19店舗）」と各市民団体が構成する「レジ袋の削減を推進するひたちなか市民ネットワーク」及び「市」の三者で、県内では初となる、「ひたちなか市におけるレジ袋の削減に向けた取り組みに関する協定」を締結しました。

そして、事業者、市民団体、行政の三者が協働して2ヶ月間の周知啓発活動を繰り返し、平成20年2月1日から「レジ袋無料配布の中止」によるレジ袋削減の取り組みがスタートしました。市は当初、5年間でレジ袋辞退率80%を目標に掲げましたが、開始直後の辞退率が81.5%と、わずか1ヶ月間で目標を達成することができました。平成25年度の平均辞退率は86.5%で、1,370万枚の削減、原料の石油換算で251千Lを節約、CO₂換算で836tを削減しました。

今後は、更に、ドラッグ関連の事業者や個人商店等、協定締結店舗を増やし、市内全域で取り組んでいけるよう事業者と協力を求めています。

表 レジ袋の有料化を実施する事業者（H26. 3. 31現在）

事業者（14社）	取組店（33店舗）
いばらぎコープ生活協同組合	コープひたちなか店
(株)カスミ	勝田店／佐和店／津田店／那珂湊店／馬渡店
(株)サンユーストアー	勝田店／堀口店／ひたちなか店
(株)ジャパンミート	ひたちなか店
(株)セイブ	食彩館勝田店／那珂湊店
(株)セイミヤ	馬渡店
(株)ヨークベニマル	ひたちなか店／佐和店／東大島店／田彦西店／那珂湊店／大成店
(株)沼崎洗化	クリーニング専科表町店／市毛店／松戸町店／東石川店／東大島店 ／佐和店／ミックスマックス田彦店
自然食品の店つながるファーム	つながるファーム
(有)藤久	フジキュウ
NPO 法人くらし協同館なかよし	くらし協同館なかよし
(株)大倉	火の玉市場足崎店
(株)カワチ	ひたちなか店／佐和店
(株)コヤマ薬局	津田店

● 廃食用油の回収

廃食用油の回収による可燃ごみの削減、資源の有効活用、環境意識の啓発を目的に、回収した廃食用油をバイオディーゼル燃料化し、ごみ収集車や公用車等6台への燃料として活用し、循環型社会の構築を目指しています。平成25年度は、33,205Lを回収しました。

(3) 事業所での3R、廃棄物適正処理等の推進

市報、ホームページ及びふれあい講座等とおして、事業者の3Rに対する意識や事業所から排出される廃棄物の適正な処理・処分について啓発、指導をしました。

(4) 学校等における教育の充実

ひたちなか・東海クリーンセンターで小学4年生の環境学習の見学を受け入れるとともに、学校では、社会、理科、家庭科等の学習をとおして、3Rに対する意識の高揚を図りました。

3-3 省エネルギー・省資源及び資源の有効利用を進めます

(1) 省エネルギー・省資源施策の率先実行

① ひたちなか市エコオフィス計画の推進

市自らが地域の一事業者の立場として、平成13年3月に策定した「ひたちなか市温暖化防止実行計画」に基づき、庁内の省エネルギー化や職員の省エネルギー活動を推進しています。なお、同計画を見直した「ひたちなか市エコオフィス計画」(平成15年11月策定)、「ひたちなか市第2次エコオフィス計画」(平成25年6月策定)に基づいて取組を推進しています。

② クールビズの実施

省エネルギー及びエネルギーの有効利用を進めるため、平成25年5月13日から10月18日において暑さをしのぎやすくするための服装の軽装化（クールビズ）を実施しました。原則として全職員を対象に、暑さをしのぎやすい省エネ服装を励行しました。

市民及び来庁者の方にもこの取組を周知するため、庁舎内等に張り紙を行いました。

③ 太陽光発電システムの導入

平成17年度に佐野小学校施設の増改築に伴い、効率向上追求型太陽光発電システムの構築、運転の研究を行う太陽光発電新技術等フィールドテスト事業として、最大出力が20kWの太陽光発電システムを導入し、平成18年度から運転をしております。

また、平成21年度には那珂湊第二小学校、平成25年度には、大島中学校に最大出力10kW、地方公設卸売市場に最大出力50kWの太陽光発電システムを導入し、さらに市町村等再生可能エネルギー導入促進事業費を活用し、総合福祉センター、金上ふれあいセンター、しあわせプラザ、老人福祉センター高場荘の各施設に最大出力10kWの太陽光発電



大島中学校の太陽光発電システム

システムを導入しました。現在、本市における公共施設の太陽光発電設備最大出力は130kWになりました。

④ 環境に優しい機器の導入

本市では、施設の修繕時において、蛍光灯に使用する高効率の安定器を導入することで、消費電力を削減しています。平成25年度は、本庁舎敷地内の外灯及び消防設備誘導灯のLED化など環境に優しい省エネ型照明機器を導入しました。

(2) 省エネルギー・省資源推進のための意識啓発・知識の普及

公共施設等において、省エネルギー・省資源に関するポスターやチラシの配布を行い、意識啓発や知識の普及に努めました。

また、節電などに役立つワットチェッカーの貸出しを行いました。

3-4 水を大切にし、豊かな水循環を形成します

(1) 節水行動の推進

① 節水の意識啓発

ホームページ及び市報に水道事業のあらましを掲載し、水道への理解と認識を高め水資源の重要性と節水のための意識啓発に努めました。

② 水道週間におけるポスター・標語・習字コンクールの実施

6月1日から7日までの水道週間において、節水意識の向上や水の有効利用に関する普及啓発活動の一環として、ポスター、標語と習字のコンクールを行いました。小学校の児童から多くの作品が寄せられました。

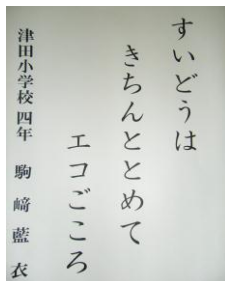
【平成25年度 全国水道週間スローガン】 『復興の 未来と生命（いのち）照らす水』

—水道週間作品（優秀賞）—

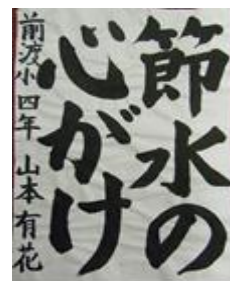
ポスターの部



標語の部



習字の部



(2) 雨水利用と水の再利用の推進

下水浄化センター処理水を施設の清掃等に再利用しました。（利用量：111,828m³）

(3) 水資源の確保

① 広域的な水源の確保

本市は次の3水源を確保し、水道水の安定供給を行いました。

表 広域的な水源（平成25年度）

水 源	供給量	供給率
那珂川の表流水	13,728,410m ³	72.0%
那珂湊地区の深井戸による地下水	3,298,252m ³	17.3%
茨城県中央広域水道事業による受水	2,028,700m ³	10.7%

② 地下水（深井戸）の利活用

深井戸による地下水の取水は、那珂湊地区で行っています。取水した地下水をろ過し、浄水した後に配水する十三奉行配水場及び阿字ヶ浦配水場は、ともに耐震基準を満たしていないため、これらの機能を耐震性のある上ヶ砂配水場に集約する湊系配水施設改修事業を平成25年度において実施しました。

3-5 人や環境にやさしい交通体系を確立します

(1) 環境に配慮した自動車利用の促進

① 低公害車の導入

公用車について、低排出ガス車やハイブリッド車など低公害車の導入に努めています。平成25年度は25台（内ハイブリッド車1台）を低排出ガス車に更新しました。

② エコドライブの推進

急発進、急加速をせず、不要なアイドリングを控えるなどのエコドライブの普及促進を図りました。

③ ノーマイカーの推進

自動車の利用を控え、徒歩や自転車、公共交通機関の利用についてPRに努めました。

(2) 道路交通の円滑化

① 放置自転車の撤去

勝田駅周辺の自転車放置禁止区域について、放置自転車等撤去作業を年間103日行い、354台を撤去し、歩行者等交通の円滑化を図りました。

② 交通パトロールの強化や違法駐車排除

警察と連携を密にし、交通パトロールの強化や違法駐車排除に努めています。平成25年度は、東大島地内における違法駐車車両に対して、警察と連携し排除活動を行いました。

③ 交差点改良等による道路交通の円滑化

右折レーンや左折可能な信号機の設置を関係機関に要望し改善を図りました。平成25年度は、新設信号機1件、右折信号機への改良3件の申し入れを警察に対し行いました。

(3) 公共交通機関の整備及び利用促進

① JR線の利用状況

常磐線整備促進期成同盟会、水戸線整備促進期成同盟会、水郡線利用促進会議に参画し、県や関係市町村と連携して、平成27年3月に予定されている常磐線の東京駅乗り入れの実現、ひたち東京フリー切符の復活、中距離電車の運転本数の増発、快速列車の運転区間の延伸をはじめとする事業目的の早期実現を図るため、平成25年11月にJR水戸支社に対し要望活動を行いました。

JR線においては、平成26年3月にデアタイムの常磐線（各駅停車）を増発するなどのダイヤ改正が行われました。

② ひたちなか海浜鉄道湊線の利用状況

ひたちなか海浜鉄道においては、「湊線第2期基本計画」に基づき、国・県・市の協調補助である安全運行のための設備投資に対する補助、湊鉄道線振興基金を活用した環境整備補助（高田の鉄橋駅設計事業）などを活用して、利便性の向上の促進及び安全な運行に必要な設備の改修を実施しました。

おらが湊鉄道応援団や観光事業者等と連携して様々な利用促進策などに取り組み、平成25年度の輸送人員は開業以来最高の840,173人を記録しました。また、JRに合わせて平成26年3月にダイヤ改正が行われ、利便性が向上されました。

③ バス路線の維持や確保

市民の日常生活の足となる民間バス路線維持のため、国、県、関係市と協調して、平均乗車密度5人未満の広域バス路線に対する支援を行いました。

④ コミュニティバスの運行状況

利便性の向上を図るため、ひたちなか市公共交通活性化協議会を開催し、スマイルあおぞらバス路線の改編案について協議を行いました。平成25年度利用者数は153,901人で過去最高となりました。

(4) 徒歩や自転車利用の促進

① 自転車歩行者道の整備を推進

自動車交通との分離により歩行者や自転車利用者の安全を確保するため、自転車歩行者道の整備を行いました。

② 防護柵や道路照明，案内標識などの整備

道路の交通の安全性や快適性，利便性を高めるため，「スピード落とせ」「この先交差点注意」等の看板を磯崎地内外6地区に10枚設置し，通行するドライバーや歩行者・自転車に対して注意喚起を行いました。

また，カーブミラー，道路照明，ガードレール等を新設設置するとともに既存の道路照明やカーブミラー等の修繕を行いました。

③ バリアフリー化された人にやさしい道づくり

高齢者をはじめ誰もが安全かつ円滑に移動できるよう，歩道の段差解消や視覚障害者誘導ブロックの設置等を行い，バリアフリー化された人にやさしい道づくりに努めています。平成25年度は，市道1級7号線（西大島地内）の視覚障害者誘導ブロックの補修工事及び市道1級13号線（青葉町地内）の歩道と横断歩道部分との段差解消，点字ブロックの補修工事を行いました。

また，都市計画課では，歩道整備において段差解消や誘導ブロックの整備を行いました。（歩道上に視覚障害者誘導表示L=607m，段差解消10箇所）

区画整理事業課では，六ッ野地区の都市計画道路東石川六ッ野線と都市計画道路西中根田彦線にバリアフリーに対応した歩道を整備しました。

4. 生活環境

4-1 大気環境を保全します

(1) 大気汚染防止対策の推進

① 大気常時監視

県では、市役所敷地内と市毛小学校敷地内に一般環境大気測定局（一般局）を設置し、常時監視活動を行っています。

平成25年度の測定結果では、二酸化硫黄、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質（SPM）については環境基準が達成されていますが、光化学オキシダントが環境基準を超過した日が見られました。

表 平成25年度環境基準の達成状況（一般環境大気測定局）

測定場所	二酸化硫黄	二酸化窒素	オキシダント	浮遊粒子状物質
ひたちなか市役所	○	○	×	○
市毛小学校	—	○	—	○

● 個別の状況一

■ 二酸化硫黄

大気中の硫黄酸化物は、硫黄分を含む石油、石炭などの化石燃料の燃焼により主に工場などから排出されます。その影響は、人体に対して呼吸器に悪影響を及ぼす原因となるほか、酸性雨の原因ともなります。

二酸化硫黄の年平均値は過去10年間あまり大きな変動はなく、低濃度で推移しています。

県内の大気汚染状況と測定局の配置状況を考慮し、平成23年度より市毛小学校は観測地点から除かれました。

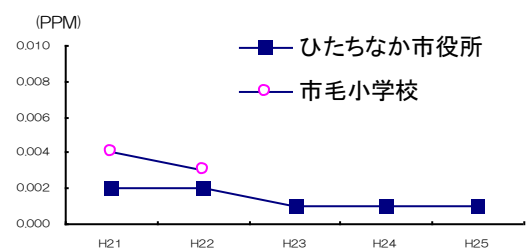


図 二酸化硫黄の年平均値の経年変化

■ 二酸化窒素

大気中の窒素酸化物は、燃焼の過程で燃料中の窒素化合物や空気中の窒素が酸化されて発生するもので、主な発生源は工場や自動車です。窒素酸化物の内、二酸化窒素は呼吸器への影響の他、酸性雨や光化学オキシダント発生の原因ともなっています。

二酸化窒素の年平均値は過去10年間あまり大きな変動はなく、低濃度で推移しています。

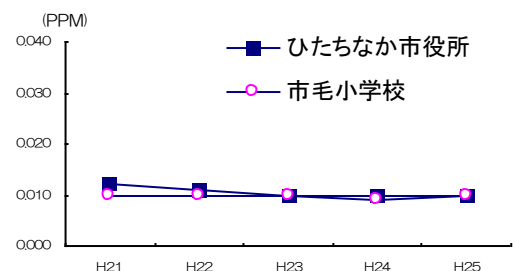


図 二酸化窒素の年平均値の経年変化

■ 浮遊粒子状物質（SPM）

SPMは、大気中の浮遊粉塵のうち、粒径が10μm以下のものであり、事業活動や自動車の走行によるほか、土壌粒子の舞上がりなど様々な発生原因があり、肺や気管などに付着し呼吸器系に影響を及ぼす原因となっています。

SPMの年平均値は0.016～0.026mg/m³の間で変動しています。

※1μmは百万分の一メートルを意味します。

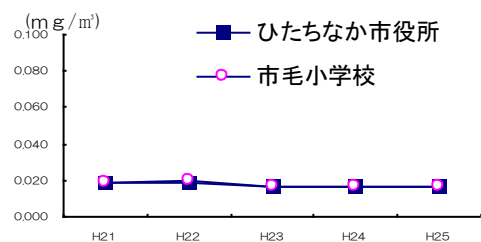


図 浮遊粒子状物質の年平均値の経年変化

※PPMは、百万分の一を意味し、空気量に対する対象の割合を示します

■ 光化学オキシダント

光化学オキシダントは、窒素酸化物や炭化水素等が紫外線の照射を受け、光化学反応を起こし生成する物質です。昭和58年に県内の4局（日立神峰、日立多賀、神栖下幡木、県庁）が年間をとおして環境基準を達成した以降は、県内で年間数十日は基準を超過しています。市内の測定は、本庁舎で行っており、平成25年度で環境基準を超えた日は30日でした。

② 大気環境の監視・観測

本市では、県が設置している一般局2局のほか、市独自で簡易測定法による監視や自動車排出ガス環境濃度調査等を実施しました。

表 大気環境の監視・観測（平成25年度）

項目	測定地点	測定頻度
大気常時監視	ひたちなか市役所／市毛小	通年（県実施）
硫酸化物及び窒素酸化物	ひたちなか市役所／文化会館／勝田二中／田彦消防署／高野小／湊一小／阿字ヶ浦中／部田野公民館	通年
降下ばいじん	勝田二中／高野小／ひたちなか市役所／中根小／湊一小	通年
浮遊粒子状物質	勝田一中／勝田三中／勝田高校／高野小／湊一小／阿字ヶ浦中／部田野公民館／斉藤自工／東石川小／文化会館／ひたちなか市役所／田彦消防署	隔月（6回/年）
自動車排出ガス	市毛十字路／田中後交差点	1回/年（2箇所）
雨水成分	ひたちなか市役所	通年
風向・風速	勝田三中	通年

③ 光化学スモッグ対策

茨城県は、「茨城県光化学スモッグ対策要綱」に基づき、被害の発生を未然に防ぐための対策を行っています。同要綱により、光化学スモッグの発生しやすい4月から10月まで光化学スモッグ緊急時連絡体制を整え、対策を行っています。緊急時には、ばい煙発生事業者に対して燃料使用量等の削減の他、報道機関を通じて自動車運行の自粛、緊急時の措置等について注意を呼びかけています。

本市においても、各学校、福祉施設等に注意報等の発令時の通報をするほか、防災無線等を通じて一般市民にも注意を呼びかけるなど光化学スモッグによる被害の未然防止に努めています。平成25年度の県内及びひたちなか地域の予報注意報の月別発令状況及び経年変化は下表に示すとおりです。

表 県内及びひたちなか地域の予報注意報の月別発令状況（平成25年度）

月		4	5	6	7	8	9	10	計
県内	予報	0	0	0	1	5	0	0	6
	注意報	0	0	0	1	4	0	0	5
ひたちなか地域	予報	0	0	0	0	0	0	0	0
	注意報	0	0	0	0	0	0	0	0

表 県内及びひたちなか地域の予報注意報の年別発令状況

月		H20	H21	H22	H23	H24	H25	平均
県内	予報	6	7	24	10	4	6	9.5
	注意報	5	6	14	2	3	5	5.8
ひたちなか地域	予報	2	3	6	2	2	0	2.5
	注意報	0	2	1	0	1	0	0.6

備考：予報発令日は注意報発令日を含む。

④ 微小粒子状物質（PM_{2.5}）対策

茨城県では、「茨城県微小粒子状物質（PM_{2.5}）に係る注意喚起実施要領」に基づき、被害の発生を未然に防ぐための対策を行っています。本市では、同要領により、県内の測定地点のうち1以上の測定地点において、注意喚起のための判断基準（PM_{2.5}濃度の日平均値70 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ に相当するとされる当該日の午前5時、6時、7時の1時間値の平均値85 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 及び当該日の午前5時から正午までの1時間値の平均値80 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）を超えた場合、市内全域に防災無線、ツイッターやLINE@等を活用して注意喚起を行うこととしています。平成25年度は、基準を超えた日はありませんでした。

(2) 工場・事業場対策の推進

法令・条例で規定する特定施設等を設置している工場・事業場に対し、立入調査を実施し、排出基準の遵守状況、特定施設や公害防止施設等の運転・管理状況を確認するとともに、施設の改善・維持管理について指導を行っています。平成25年度に行った調査は下記のとおりです。

表 立入調査実施状況（平成25年度）

	大気汚染防止法
立入件数	17（2）

※（ ）内はばい煙測定実施件数

4-2 水環境を保全します

(1) 生活排水対策の推進

本市では生活排水対策のひとつとして、昭和46年より公共下水道事業に着手し昭和55年から供用開始しています。本市の公共下水道事業は、全体計画面積5,140ha、計画人口166,100人、計画汚水量115,134m³/日（日最大）とし、これらを単独公共下水道（1,776ha）と流域関連公共下水道（3,364ha）の2つの処理区に区分し整備を行っています。平成25年度の公共下水道普及率は56.6%でした。平成3年には農業集落排水処理施設が西中根地区において供用開始し、平成16年には東中根地区において供用開始しました。

さらに、公共下水道事業、農業集落排水事業のいずれの事業にも該当しない区域については、平成4年度から「生活雑排水の処理の適正化に関する要綱」を施行し、合併処理浄化槽等の普及を図るため、それらの施設の設置補助事業を行うとともに、公共用水域汚濁負荷削減指針及び公共用水域への放流の際の基準を明確化しました。平成18年度には要綱を「生活排水の処理の適正化に関する要綱」に改正し、上記の補助事業に該当しない区域の一部に対して市単独の補助事業を開始しました。平成20年度からは、既存の単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に転換する場合に、単独処理浄化槽の撤去費の一部に対し補助を開始しています。

また、法令及び条例に基づくし尿処理施設（生活排水処理施設）の水質検査を実施し、監視・指導を行うなど生活排水による公共用水域の汚濁軽減を図っています。

なお、平成25年度末の生活排水対策事業全体の普及率は82.1%でした。

表 汚水処理人口普及状況の推移

普及率	年度	H21	H22	H23	H24	H25
下水道		53.3%	54.4%	54.7%	55.5%	56.6%
農業集落排水施設		0.6%	0.5%	0.6%	0.5%	0.5%
合併浄化槽		21.8%	22.6%	24.1%	24.1%	25.0%
汚水処理人口		75.7%	77.5%	80.1%	80.1%	82.1%

※普及率＝処理人口／行政人口

表 合併処理浄化槽等補助基数

年度	H21	H22	H23	H24	H25
合併処理浄化槽設置 （国・県・市補助事業）	307	278	214	273	327
合併処理浄化槽設置 （市単独補助事業）	16	22	25	22	17
宅地内処理施設 （市単独補助事業）	38	39	23	42	41
単独処理浄化槽撤去 （県補助事業）	27	33	23	25	34

(2) 工場・事業場排水対策の推進

●法律に基づく立入調査・指導

「水質汚濁防止法」及び「茨城県生活環境の保全等に関する条例」に基づく特定事業場の排水基準遵守を監視するため、立入調査を実施し、施設の届出状況、排出水の自己監視及び排水処理施設の管理状況について確認をするとともに、法改正等の要旨説明や施設の適正な維持管理方法について指導を行っています。

また、同時に排出水の水質検査も実施しています。その結果、平成25年度に調査を実施した事業場のうち2事業場で基準超過があり、改善指導を行いました。

表 立入調査結果（平成25年度）

区分	立入調査件数	水質検査実施件数	基準超過件数
法律の対象	21	20	2
条例の対象	0	0	0

●事業場排水検査

本市では、「水質汚濁防止法」等に基づく立入調査のほかに、公害の未然防止の観点から特定事業場等の協力を得て定期的に事業場の排水検査を実施しています。

平成25年度は39事業場について排水検査を実施しました。その内訳は、「水質汚濁防止法」に基づく排水基準が適用される32事業場、「ひたちなか市公害防止条例」による汚水の排水基準が適用される3事業場並びに排水規制が適用されない4事業場となっています。

なお、排水基準値を超えた事業場に対しては排水処理施設の改善、維持管理の徹底等を指導し、放流水質の向上を図りました。

●ゴルフ場農薬水質調査

近年、ゴルフ場で使用される農薬については公共用水域の水質汚濁等が社会的問題となっており、環境省は平成2年5月に「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針」を策定し、排出水中の農薬濃度に関して指針値を設定することにより、ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の未然防止に努めています。

なお、茨城県では「茨城県ゴルフ場における農薬の安全使用等に関する指導要綱」に基づき、ゴルフ場での農薬の安全かつ適正な使用を促し、被害防止に努めています。

現在、本市には1箇所のゴルフ場がありますが、通常は排水が場外へ出ない構造になっているため、場内の調整池での水質調査を平成2年度より実施しています。平成25年度は12項目の調査を行い、すべて基準値内でした。

(3) 農業における汚濁負荷の低減

農業における農薬の適正な使用や施肥を指導するとともに、有機農法など「環境保全型農業」への転換を県と連帯して実施しました。

(4) 水質監視体制の充実

① 河川、海域の水質の状況

●河川

平成25年度に本市が定期的実施した市内5河川の水質測定結果では、環境基準で定める「人の健康の保護に関する環境基準」について、全調査地点において環境基準を達成しました。

また、「生活環境の保全に関する環境基準」について、河川における水質汚濁を判断する代表的な指標であるBODをはじめ、一部の項目について基準値を超過した河川がありました。これらは生活排水対策が遅れていることによるものと思われます。

●海域

平成25年度に本市が定期的実施した海域4調査地点の水質測定結果では、「生活環境の保全に関する環境基準」については全ての地点で環境基準を達成しており、おおむね、良好な水質状況でありました。

② 地下水の状況

本市では、地下水汚染を発見するために地域をメッシュに分割し調査区域を選定して順次調査を実施する概況調査と過去の調査において環境基準超過が確認された地区の代表井戸を継続的に監視する継続監視調査を行っています。

平成25年度の概況調査では、中根地内および湊泉町地内の2地点で測定を行い、調査した全ての項目で環境基準の超過はみられませんでした。

また、継続監視調査は、平成25年度は14地点で調査を行いました。そのうち、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が1地点で、テトラクロロエチレンが5地点で環境基準を超過したため、結果を井戸所有者に通知し、保健所に相談するよう指導しました。

表 継続監視調査結果—硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素

地点	年度	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/L)		
		H23	H24	H25
馬渡地内		6.7	6.3	3.3
高野地内		27.0	12.0	4.8
磯崎町地内		11.0	12(※)	10.0
佐和地内		13.0	8.1	10.0
津田地内		6.9	6.5	6.7
柳沢地内		13.0	11.0	11.0
環境基準値		10		

(※) 平成24年度より、採水地点変更

表 継続監視調査結果—トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン

地点	年度	トリクロロエチレン (mg/L)			テトラクロロエチレン (mg/L)		
		H23	H24	H25	H23	H24	H25
大平4丁目地内①		不検出	不検出	不検出	0.020	0.032	0.022
勝倉地内		不検出	0.003	不検出	0.064	0.11	0.066
大平1丁目地内①		不検出	不検出	不検出	0.029	0.034	0.024
大平1丁目地内②		不検出	不検出	不検出	0.029	0.020	0.021
大平3丁目地内		不検出	不検出	不検出	0.0006	0.015	不検出
大平4丁目地内②		不検出	不検出	不検出	0.0067	0.0069	0.005
松戸町3丁目地内		—	—	—	0.061	0.12	0.012
長堀町2丁目地内		—	—	—	0.0006	0.012	不検出
環境基準値		0.03			0.01		

4-3 騒音・振動・悪臭防止対策を進めます

(1) 騒音・振動対策の推進

① 騒音・振動の監視・観測

本市では、市内の環境騒音及び自動車騒音・振動について、測定調査を実施し実態把握に努めています。

●環境騒音

市内14地点で環境騒音測定を実施しました。平成25年度の環境基準達成状況は下表に示すとおりです。14地点のうち11地点において昼夜ともに環境基準を下回っています。超過している3地点（昼間のみ1地点、夜間のみ2地点）については、環境基準を1～3dB超えています。

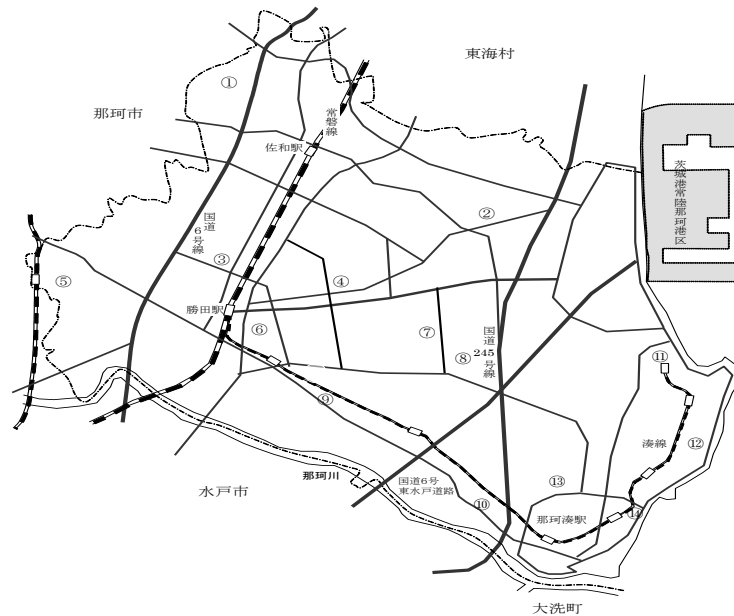


図 環境騒音調査地点位置図

表 環境騒音測定結果（平成25年度）

単位：dB

測定地点	類型区域	用途地域	測定日	騒音レベル	
				昼	夜
① 佐和地内	C	指定なし（市街化調整区域）	1/21～1/22	60	51
② 足崎地内	A	第1種低層住居専用地域	12/12～12/13	46	42
③ 西大島地内	A	第2種中高層住居専用地域	1/16～1/17	56	45
④ 中根地内	A	第1種低層住居専用地域	12/3～12/4	44	44
⑤ 津田地内	C	指定なし（市街化調整区域）	11/28～11/29	43	41
⑥ 勝田中央地内	C	商業地域	3/18～3/19	55	47
⑦ 中根地内	A	第1種低層住居専用地域	2/26～2/27	47	37
⑧ 馬渡地内	C	指定なし（市街化調整区域）	1/30～1/31	51	40
⑨ 金上地内	B	第2種住居地域	1/23～1/24	53	48
⑩ 柳が丘地内	C	指定なし（市街化調整区域）	1/28～1/29	49	41
⑪ 阿字ヶ浦町地内	B	第1種住居地域	12/5～12/6	44	41
⑫ 平磯町地内	A	第1種中高層住居専用地域	12/10～12/11	51	47
⑬ 北神敷台地内	A	第1種低層住居専用地域	2/18～2/19	45	41
⑭ 殿山2丁目地内	B	第1種住居地域	3/11～3/12	59	51

※備考 騒音レベルは、等価騒音レベル（ L_{Aeq} ）とし、 部分は環境基準値超過を示す。

- 1) 類型A区域…都市計画法第8条第1項第1号に規定する第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域
- 2) 類型B区域…都市計画法第8条第1項第1号に規定する第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域
- 3) 類型C区域…都市計画法第8条第1項第1号に規定する近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域並びに用途地域の指定のない地域

●自動車交通騒音

本市は、平成13年4月1日から「騒音規制法」における政令市の指定を受けたことに伴い、幹線交通を担う道路における自動車騒音の状況を常時監視することとなりました。

平成18年度より、測定した自動車交通騒音を基に、幹線道路に面する地域に立地している住居等に対する環境基準を評価する「自動車交通騒音面的評価システム」を導入し、本格的な常時監視を開始しました。

平成25年度は右図に示す市内の主要な幹線道路4地点で自動車交通騒音測定を実施し、4路線に対する環境基準の評価を実施しました。平成25年度の調査結果は下表に示すとおりです。

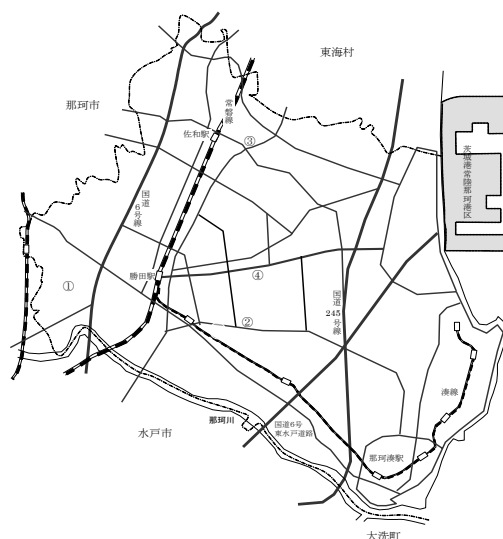


図 自動車交通騒音調査地点位置図

表 自動車交通騒音測定結果（平成25年度）

単位：dB

測定地点	用途地域 車線数	類型 区域	測定値		環境基準達成住居割合（％）			
			昼	夜	昼夜とも	昼のみ	夜のみ	昼夜とも超過
① 県道水戸勝田那珂湊線 枝川地内（H25.8）	調整区域 2車線	C	68	66	99.0	1.0	—	0
② 県道水戸勝田那珂湊線 中根地内（H25.8）	調整区域 2車線	C	70	66	89.0	11.0	—	0
③ 県道豊岡佐和停車場線 高野地内（H25.8）	第二種 住居地域 2車線	B	66	60	100	—	—	0
④ 市道1-1号線 中根地内（H25.9）	近隣商業 地域 4車線	C	67	61	100	—	—	0

注1. 測定値は、対象道路境界での等価騒音レベル（LAeq）とする。

注2. 環境基準の評価については、個別の住居等が影響を受ける騒音であり、測定値に基づき環境基準達成状況を算出する。

注3. 工業専用地域については、環境基準は適用されない。

●自動車振動

市内における道路周辺の生活環境実態調査のひとつとして道路交通振動を把握するため、自動車振動測定を主要な幹線道路4地点で実施しました。平成25年度の調査結果は次表に示すとおりです。

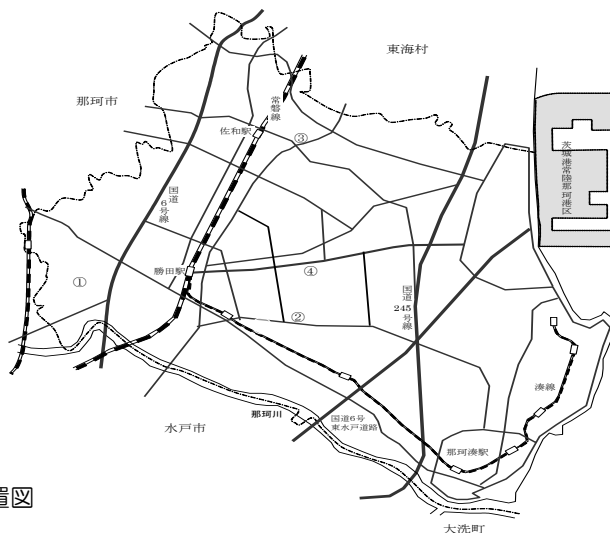


図 自動車交通振動調査地点位置図

表 自動車交通振動測定結果（平成25年度）

単位：dB

測定地点 (測定年月)	用途地域 及び車線数	区域 区分	時間 区分	測定値	要請限度	
					基準値	評価
① 県道水戸勝田那珂湊線 枝川地内（H25.8）	調整区域 2車線	第2種	昼	51	70	○
			夜	46	65	○
② 県道水戸勝田那珂湊線 中根地内（H25.8）	調整区域 2車線	第2種	昼	48	70	○
			夜	42	65	○
③ 県道豊岡佐和停車場線 高野地内（H25.8）	第二種住居地域 2車線	第1種	昼	43	65	○
			夜	37	60	○
④ 市道1-1号線 中根地内（H25.9）	近隣商業地域 4車線	第2種	昼	37	70	○
			夜	26	65	○

注1. 測定値は、L10（80%レンジの上端値）とする。

注2. 工業専用地域については、基準値は適用されない。

注3. 要請限度とは、指定地域内における自動車振動の限度

② 法律に基づく指導、立入調査

本市では、「騒音規制法」、「振動規制法」等の法令に基づき工場等の監視を行うとともに、各法令に基づく届出の徹底や基準値の遵守、防止対策の指導を行っています。

また、「騒音規制法」、「振動規制法」、「茨城県生活環境の保全等に関する条例」及び「ひたちなか市公害防止条例」に基づき事業所や工事現場への立入調査を行っています。事業所の施設や届出状況の確認などをするとともに、適宜騒音・振動レベルの測定を実施し、基準値を超過した事業所に対しては指導を行っています。平成25年度で法律に基づく指導、立入調査件数はありませんでした。

(2) 悪臭防止対策の推進

本市では悪臭に関し、苦情の発生等により適宜、工場・事業所などへの指導を行っています。

「悪臭防止法」では、規制する地域を指定し、悪臭物質ごとの濃度規制と複合臭に対応するための人間の嗅覚を用いた臭気指数による規制があります。本市においては、昭和50年10月、旧勝田市の市街化区域が規制地域に指定されており、悪臭物質ごとの濃度規制を受けています。平成15年4月からは旧那珂湊市の市街化区域も規制地域に追加指定されています。

茨城県では、「茨城県生活環境の保全等に関する条例」により、悪臭を発生する豚舎、鶏舎等の6施設を悪臭に係る特定施設に定め、これらを設置する者に対し届出を義務づけ、施設管理基準を設定しています。また、「ひたちなか市公害防止条例」で悪臭に係る届出施設を定め、届出を義務づけるとともに施設管理基準を設定しています。

●悪臭発生源の状況

平成25年度の悪臭に係る苦情件数は、昨年度より3件増加し35件でした。本市では、ここ数年は事業所等よりも一般家庭での日常生活を原因とした苦情の割合が高い傾向にあります。

表 悪臭の発生源別苦情件数の推移

業種	年度				
	H21	H22	H23	H24	H25
農業	4	0	2	1	8
建設業	2	1	1	2	0
製造業	5	2	3	5	1
電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	1	0	0
卸売・小売業・飲食店	4	0	2	3	2
サービス業	3	0	2	3	1
家庭生活	10	5	8	11	8
不明	5	3	7	4	10
その他	0	0	0	3	5
合計	33	11	26	32	35

4-4 土壌・地盤環境を保全します

(1) 土壌汚染対策の推進

① 法律に基づく指導

工場・事業場等に対し、「土壌汚染対策法」及び「茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例」の啓発に努めるとともに、土壌汚染防止の指導を行っています。

また、市内において5,000㎡未満の土地の埋立て等を行う事業者に対して、「ひたちなか市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例」に基づく土質検査等の指導を行っています。平成25年度の市条例に基づく埋立て許可件数は4件ありました。

② 農薬等の適正使用に関する指導

農用地やゴルフ場で使用される農薬による土壌汚染を防止するため農薬の適正な使用について指導を行うとともに、農作物等以外に使用される除草剤や殺虫剤などの使用にあたっては農薬に準じ適正に使用するように啓発に努めています。

(2) 地盤沈下防止対策の推進

① 地下水の過剰汲み上げの防止

茨城県では、地下水の保全と地盤沈下の防止を図るため、揚水機設置者に対し条例による規制を行っています。「茨城県生活環境の保全等に関する条例」により地盤沈下に係る特定施設として、揚水機の吐出口の断面積が19cm²以上のものに対し届出を義務づけ、地下水の効率的・合理的利用を促しています。

また、本市では、地下水の過剰な汲み上げによる地盤沈下等を防止するため、ひたちなか市公害防止条例により、工場等に対し工業用水道または上水道の使用に努めることを規定しています。

4-5 有害化学物質等から健康を守ります

(1) 有害化学物質等に関する情報収集・提供

① 有害化学物質等に関する情報収集・提供

本市では、有機塩素系溶剤やダイオキシン類、環境ホルモンといった有害化学物質に対する国や県の動向に迅速に対応し、情報の収集や提供に努めています。

② 有害化学物質の監視・測定

法に基づいた県の計画及び市条例に基づいて、平成25年度は12事業所に立入りを行い、事業所が実施している測定結果を確認しました。

(2) 有害化学物質等の適正な管理・使用・処分

市が使用する除草剤や害虫駆除剤等の適正な管理と使用を徹底しています。学校や公共施設で使用する建材や食器類は、JIS・JAS規格に適合するものを使用しています。また、農薬や化学物質の適正な管理・使用・処分について指導しています。

(3) ダイオキシン類の発生抑制

① ダイオキシン類に関する情報収集及び提供

国・県から情報を収集し提供に努めています。

② 公共用水域や土壌などでのダイオキシン類の監視・測定

茨城県は県内全域を対象にダイオキシン類の環境における実態を継続的に把握し、また、環境基準の適合状況を把握するため、大気、土壌及び水質等の環境調査を実施しました。

本市における平成25年度の調査結果は、下表に示すとおりであり、各項目ともすべての地点で環境基準値を下回りました。

表 大気に係るダイオキシン類調査結果（平成25年度）

調査地点	検出濃度 (pg - TEQ/m ³)				年間平均値
	春期	夏期	秋期	冬期	
ひたちなか市役所	—	0.0058	—	0.0092	0.0075
県平均	0.025 (最小値0.0075, 最大値0.045)				
環境基準	0.6				

表 地下水に係るダイオキシン類調査結果（平成25年度）

調査地点	検出濃度 (pg - TEQ/L)
中根	0.042
県平均	0.022 (最小値0.017, 最大値0.043)
環境基準	1

表 土壌に係るダイオキシン類調査結果（平成25年度）

調査地点	検出濃度 (pg - TEQ/g)
大成町	5.3
県平均	3.3 (最小値0.043, 最大値17)
環境基準	1,000

③ 簡易焼却炉の使用及び野外焼却の規制

簡易焼却炉の使用及び野外焼却の規制については、ホームページや市報などで周知を図りました。

4-6 公害防止・環境管理体制を整備します

(1) 公害防止・環境管理体制の充実

① 公害苦情の状況

平成25年度における公害苦情の新規受理件数は73件であり、その内訳は下表に示すとおりです。公害の種類別にみると悪臭が35件と最も多く、次いで騒音・振動の23件、大気汚染と水質汚濁の5件ずつとなっています。発生源別に見ると、建設業が14件、家庭生活が12件となっています。近年の公害苦情の特色として、家庭生活が発生源となる生活型公害苦情が増えています。

表 公害苦情発生源別受理件数（平成25年度）

発生源	種類	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音振動	地盤沈下	悪臭	その他	計
農業					1		8		9
林業									
漁業									
鉱業									
建設業		4			10				14
製造業					1		1		2
電気・ガス・熱供給・水道業									
運輸・通信業									
卸売・小売業・飲食店			2		4		2		8
サービス業							1		1
公務									
家庭生活			1		1		8	2	12
事務所					2				2
道路									
空地									
公園					1				1
神社・寺院等			1						1
その他		1			3		5	3	12
不明			1				10		11
合計		5	5	0	23	0	35	5	73

公害苦情処理内容は次表のとおりです。

防止対策を講じた件数は34件あり、防止対策の内容としては、作業方法・使用方法の改善が21件でした。また、平成25年度内に解決できたものは73件で、次年度への繰り越しはありませんでした。

表 公害苦情処理内容別件数（平成25年度）

防止対策		種類	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音振動	地盤沈下	悪臭	他	計
講じた防止対策	事務所の移転									
	機械・施設の移転					1				1
	機械・施設の改善	1						1		2
	故障の修理・復旧					1				1
	作業方法・使用方法の改善	2				7		1	2	21
	営業・操業等時間の変更・短縮					2				2
	営業・操業停止・行為の中止									
	原因物質の撤去・回収			1				1		2
	被害者の建物等への防止対策									
	その他の防止対策	2	1			1		1		5
	小計	5	2			1	2	1	5	34
その他	話合等により解決					2		1	1	4
	その他			3		7		8	4	22
	不明					2		1	1	13
翌年度へ繰り越し件数										
合計		5	5			2	3	3	5	73

② 公害防止協定の締結状況

本市では、公害関係法令を補完し、地域の地理的、社会的状況に応じた公害防止対策を適切に行うこととするため、公害防止協定を締結しています。

ISO14001認証取得などの環境マネジメントシステムを導入している事業所等を除き、製造業、廃棄物処理業、大規模な修理・整備業などを中心に締結を働きかけています。

平成25年度末での有効な協定数は34件（34企業）でした。

③ 公害防止協定に基づく事業所への立入調査

公害防止協定締結事業所に対し、協定に基づく立入調査を適宜実施しています。平成25年度は4事業所について、施設の稼働状況、公害防止施設の管理状況等の確認・指導を行いました。

(2) 中小企業への支援体制の整備

① 環境保全施設資金融資制度

茨城県では、中小事業者が環境保全施設や省エネルギー・再生可能エネルギー施設を設置する場合に必要な資金について、融資のあっ旋及び利子補給を行っています。

また、本市では、本制度による融資を受けた市内の中小企業に対し、県の利子補給の対象にならない融資利子について補給しています。平成25年度は、対象となる事業所はありませんでした。

表 環境保全施設資金融資制度

対象者	県内に工場等を有し、原則として1年以上継続して同一事業を営む中小企業者	
融資対象事業	①環境保全施設……大気汚染・水質汚濁・騒音振動・悪臭防止施設、産業廃棄物の適正処理施設、化学物資の適正管理施設の設置や改善 ②低公害車の導入…ハイブリッド・電気・天然ガス・メタノール自動車 ③地球温暖化対策…省エネルギー・新エネルギー施設の設置や改善	
融資限度額	環境保全施設 低公害車の導入	①融資対象となる事業費の80%以内 ②一つの貸付事業につき2,500万円を限度 ただし、ダイオキシン類対策等、知事が必要と認めた場合は5,000万円。
	地球温暖化対策	①融資対象となる事業費の80%以内 ②一つの貸付事業につき500万円を限度 ただし、再生可能エネルギー施設の設置等、知事が必要と認めた場合は、1,500万円。
融資利率	融資期間 5年超～7年以内	利率（カッコ内は保証付きの場合） 2.5（2.0）%

	3年超～5年以内 2.4(1.9)% 3年以内 2.3(1.8)% (平成26年1月現在)
償還方法	元金均等償還(1年以内の据置可)
茨城県による 利子補給(※)	①汚水処理施設(小規模事業者が設置する場合に限る) 高度処理(窒素又はりん除去)施設:全額利子補給 高度処理以外の汚水処理施設:全額利子補給(霞ヶ浦流域) :0.9%(霞ヶ浦流域以外) ②家畜排せつ物の負荷削減対策施設:全額利子補給(霞ヶ浦流域) ③ダイオキシン類対策施設:0.6% ④省エネルギー・新エネルギー施設:全額利子補給(工コ事業所登録事業者) :0.9%(上記以外)

※県の利子補給の対象にならない融資利子については市が補給するため、実質的に無利子で融資を受けることができます。

4-7 福島第一原子力発電所事故に係る対策の推進と環境放射線等の監視を継続します

(1) 福島第一原子力発電所事故に係る放射線・放射能の対策の推進

① 空間放射線量等の情報提供

小中学校、幼稚園、保育所の校庭・園庭、公園等の空間放射線量の測定結果をはじめ、水道水や農作物等の検査結果について、随時、市ホームページに公表しています。

② 放射線測定器の貸出

平成23年12月から放射線測定器の貸出を行い、平成25年度は102件の貸出を行いました。

③ 農作物及び食品等の放射性物質の検査

平成23年11月から農作物及び食品等の放射性物質の検査を行い、平成25年度は788件の検査を行いました。

④ 除染実施計画に基づく対策

除染実施計画に基づき、小中学校、幼稚園、公園等の除染を実施し、空間放射線量の低減化を図り面的な除染は終了しました。また、学校等で局所的に基準値を超えている箇所については、引き続き必要な対応を実施していきます。

(2) 茨城県東海地区環境放射線監視委員会への参画

茨城県東海地区環境放射線監視委員会に参画し、国、県、原子力事業者が監視計画に基づき分担して実施する原子力施設周辺の環境放射線量や排水などの監視・測定結果について、評価・検討を行っています。平成25年度の監視結果は、空間ガンマ線量率、大気塵埃、降下塵や原子力施設の排水などの測定結果において、福島第一原子力発電所事故で放出された放射性物質の影響が見られました。

5. パートナーシップ

5-1 環境情報の収集・提供体制を整備します

(1) 環境情報収集提供体制の整備

① 環境報告書の作成及び公表

市の環境の現状及び環境基本計画で定めた施策の実施状況等を取りまとめた「ひたちなか市の環境に関する報告書」を毎年作成し、市民の皆さんにも見ていただけるよう、図書館、公民館や市公式ホームページにおいて公表しています。

② 市ホームページに環境情報を掲載

市公式ホームページにおいて、公害防止関係法令や環境に関する計画、時宜にあった環境情報の提供に努めました。

③ 「環境月間」にちなんだ環境意識の普及啓発活動の実施

市報平成25年5月25日号において地球温暖化対策に関する記事を掲載し、6月には家庭における生活排水対策や温暖化防止対策などの取組を紹介し、環境意識の普及啓発活動に努めました。

(2) 環境情報発信イベント等の開催・支援

① 環境シンポジウムの開催

市では、日頃の環境学習成果や環境保全活動を発表する機会として、環境シンポジウムを毎年開催しています。平成26年1月26日にひたちなか市の環境を良くする会との共催で、文化会館小ホールにて開催しました。地域を知ることから環境について考えようと、市内の小中学校4校の児童・生徒がこれまでの学習成果を発表しました。また、事業者も環境保全活動について発表を行ったほか、ロビーに活動内容の提示を行いました。

表 これまでの環境シンポジウムの内容

期 日	発表学校名	その他発表者名	講演・講評等	参加者数
H13. 2. 2	東石川小, 中根小	茨城大学名誉教授鈴木昌友, 市環境保全課	環境コンサルタント 青木滋氏	90名
H14. 2. 2	前渡小, 阿字ヶ浦中, 平磯中	国営常陸海浜公園工事事務所	環境コンサルタント 田山宏二氏	100名
H15. 1.24	枝川小, 阿字ヶ浦中	国営常陸海浜公園工事事務所	県環境アドバイザー 小菅次男氏	80名
H15. 1.31	平磯小, 勝田第1中	日立ハイテクノロジーズ(那珂工場)	電力中央研究所参事 新田義孝氏	125名
H16. 1.23	三反田小, 田彦小, 勝田第3中	エコメイトいばらき, 日立製作所水戸事業所	【講評】茨城大学名誉 教授 鈴木昌友氏	120名
H17. 1.19	那珂湊第1小, 長堀小, 堀口小	エコカレッジひたちなか, コロナ電気	【講評】茨城大学名誉 教授 鈴木昌友氏	150名
H18. 1.17	市毛小, 中根小, 那珂湊第2小	田彦中学区環境部会 日立工機	【講評】茨城大学名誉 教授 鈴木昌友氏	200名
H19. 1.17	勝倉小, 佐野小, 外野小	二中学区地域の輪をつくる会, 日立製作所オートモティブシステムグループ	【講評】茨城大学名誉 教授 鈴木昌友氏	130名
H20. 2. 8	東石川小, 高野小, 平磯小, 阿字ヶ浦中	佐野の和を推進する会, 北越製紙関東工場	【講評】茨城大学名誉 教授 鈴木昌友氏	237名
H21. 2.26	阿字ヶ浦小, 前渡小,	ワンネス・エコ・ひたちなか, 勝田環境	【講評】茨城大学准教 授 原口弥生氏	162名
H22. 1.30	東石川小, 阿字ヶ浦中	地球大好きエコクラブ, エコカレッジひたちなか, いばらきコープ生活協同組合	【講評】茨城大学准教 授 原口弥生氏	162名
H23. 1.29	津田小, 佐野小, 阿字ヶ浦中	東中根自治会, 小松製作所茨城工場	【パネルディスカッション】茨城大学准教 授 原口弥生氏	198名

H24. 1.21	勝倉小, 外野小, 阿字ヶ浦中	ひたちなか・市民企画工房, 生活クラブ生協ひたちなか 支部, シナリー櫻季	【パネルディスカッ ション】茨城大学准教 授 原口弥生氏	193名
H25. 1.26	前渡小, 那珂湊 第3小, 磯崎小, 阿字ヶ浦中	日立製作所水戸事業所, ひたちなか市の環境を良くする 会	【パネルディスカッ ション】茨城大学准教 授 原口弥生氏	208名
H26. 2. 1	枝川小, 田彦小, 阿字ヶ浦中	マキプランニング	【パネルディスカッ ション】茨城大学准教 授 原口弥生氏	216名

② 協働事業者が主催するイベントへ協力・支援

ひたちなか市の環境を良くする会が主催する情報発信イベント「環境四季時計」（環境まつり）に協力・支援しました。



春祭り（微生物土ダンゴ作成）の様子



夏祭り（竹筒ランタン）の様子

5-2 環境教育・環境学習の推進と人材育成を図ります

(1) 環境教育・環境学習の推進・支援

① 環境学習推進等に関する計画の策定

市民、民間団体、事業者、市などの各主体が、家庭、地域、学校、職場などで環境教育・学習及び環境保全活動を推進する上での方向性を示し、施策を明らかにするとともに、環境教育・学習を実施する際の手引きとなる「ひたちなか市環境学習推進計画」を平成20年3月に策定しました。

この計画の一施策として、平成19年度に小学4～6年生向け、平成20年度に小学1～3年生向け、平成21年度に中学生向けの環境学習副読本を作成し、それぞれ活用しています。

② 学校における環境教育・環境学習の充実

環境教育に関する学習では、社会科の授業の中で4年生がごみ問題、5年生が保全活動、中学校では地球温暖化や砂漠化現象について学習しました。また、6年生の理科の授業の中で環境保全のための具体的な工夫、中学校では身近な自然の環境調査について学習しました。

さらには、総合的な学習の時間においても環境に関する学習を学年テーマとして掲げて取り組んでいる学校もあります。

③ 環境保全啓発ポスターコンクールの実施

小・中学生の環境への関心及び環境保全についての理解と認識を深めることを目的に、平成24年度より実施しており、平成25年度もひたちなか市の環境を良くする会と共催で実施しました。「自然環境保全」、「街をきれいにする」、「地球温暖化防止」の3つの部門に166点の応募があり、各部門で最優秀賞1点と優秀賞3点を選考し、環境シンポジウムで表彰を行いました。平成25年度最優秀賞作品は次のとおりです。

[自然環境保全]



[街をきれいにする]



[地球温暖化防止]



④ 環境講座等の開催

環境講座、ふれあい講座を実施し、市民の環境に関する意識の啓発と環境基本計画についての理解の向上に努めました。

平成25年度は、ひたちなか市の環境を良くする会と共催で環境講座を2回開催しました。その他、市主催のふれあい講座を開催し、多くの市民が参加しました。

表 環境講座

開催日	講座内容	参加者数
H25. 6.22	『PM2.5って何?』 茨城県生活環境部環境対策課 桑名 美恵子 氏	52名
H26. 3.15	『再生可能エネルギーを学びましょう』 NPO法人エコロジーオンライン理事長 上岡 裕 氏	56名

表 ふれあい講座

開催日	講座内容	参加者数
H25. 4.14	ごみの減量化とリサイクル	110名
H25. 5.18	ごみの減量化とリサイクル	40名
H25. 6.29	ごみの減量化とリサイクル	80名
H25. 9.21	ごみの減量化とリサイクル	50名
H25.10.23	ごみの減量化とリサイクル	60名
H26. 2. 8	ごみの減量化とリサイクル	80名
H26. 3. 9	ごみの減量化とリサイクル	50名

⑤ 体験型学習機会の充実

ひたちなか・東海クリーンセンターでは、69団体2,514人の見学者を受け入れました。また、下水浄化センターでは、陸上自衛隊施設学校24名及び市政モニター22名を受け入れました。

さらに、前渡小学校では、愛鳥モデル校の指定を受けての活動をし、阿字ヶ浦中学校では、地域の貴重な自然の保護活動など学校で環境学習について体験的な活動を行いました。学校では、社会科において市内諸施設見学や生活科や総合的な学習で植物の栽培活動に取り組んでいます。

(2) 環境教育を推進する人材の育成

茨城県で開催するエコカレッジ等の各種講習・研修のPRに努め、環境に関する知識や技術を有する専門家を講師として登録し、市民等が行う各種講習・研修に活用します。

5-3 パートナーシップによる環境保全活動を推進します

(1) 環境保全活動をパートナーシップにより推進

① ひたちなか市の環境を良くする会の活動

市民、事業者、民間団体及び市が互いに協力し、市環境基本計画を具体的に進め、より多くの市民や事業者が、身近な自然や環境を大切にすることを育むとともに、環境保全行動の定着を促進し、同計画で掲げる環境像「暮らしと自然が共生し、ゆとりと潤いのある自立協働都市」を実現することを目的とした「ひたちなか市の環境を良くする会」を平成20年3月22日に立ち上げました。

平成24年度から、ごみ問題・温暖化防止・自然環境のテーマに沿った取組を企画し活動しています。



総会の様子

② コミュニティ、自治会等における自主的な美化・緑化活動の支援

市民憲章推進協議会をはじめ、コミュニティや自治会を中心とした組織・団体の地域における自主的な美化や緑化活動を支援しています。

(2) 広域連携による取組の推進

① 広域連携による大洗県立自然公園の清掃活動

本市の海岸は、地域を代表する優れた自然の風景地として大洗県立自然公園に指定されています。茨城県及び所在5市町村により大洗県立自然公園保護管理協議会を設置し、広域的な美化イベントの開催などに取り組んでいます。

② 県央地域首長懇話会による取組の推進

水戸市を中心とする9市町村で構成する県央地域首長懇話会が2回開催され、環境問題への対応として、ノーマイカーデー、ライトダウンなどの実施について協議が行われ、ノーマイカーデー（ウイーク）を2回（6月、2月）、ライトダウンを2回（6月、7月）実施しました。

第3章 リーディングプロジェクトの実施状況

第2次環境基本計画では、「目指す環境像」を実現するための5つの環境目標の達成に向けて先導的役割を果たし、速やかで着実な推進が求められる以下に示す施策を重点施策（リーディングプロジェクト）として定め取り組んでいます。

リーディングプロジェクト	実施状況 【関連頁】	主な担当課
①地域制緑地保全推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ●樹林地や水辺地等の良好な自然環境を維持し、緑豊かな潤いのある快適な都市環境の創出と良好な都市景観の形成を図るため自然環境の保護に努めています。【P5～6】 ●地域制緑地に対する保全意識の啓発活動を行っています。【P7】 	環境保全課 公園緑地課
②環境保全型農業推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ●エコファーマーの認定促進や優良農地の指定拡大を進めています。【P7】 ●市環境保全型農業推進方針を基に、地域における実践的な取組を進め、生産から消費までの総合的改善を図りながら、環境保全型農業の構築を目指しています。【P7】 	農政課
③きれいなまちづくり推進事業 (まちをきれいにする条例普及啓発事業)	<ul style="list-style-type: none"> ●ひたちなか市まちをきれいにする条例を平成18年3月30日に制定、同年7月1日より施行しました。【P16】 ●ふん害の削減に向け、看板の設置や街頭でのチラシ配布等の啓発キャンペーンを行っています。【P16】 	環境保全課 廃棄物対策課
④ごみ減量化推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ●自治会や子供会等による資源回収事業や廃食用油回収事業や牛乳パック回収事業を全市的に展開するとともに、助成を行っています。【P19】 ●市内の家庭における生ごみ処理容器の購入費の助成を行っています。【P19】 	廃棄物対策課
⑤ひたちなか市バイオマス利活用推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ●本市に適したバイオマス利活用システムの構築や普及啓発に取り組み、事業の進捗状況・効果の検証を実施していきます。 	環境保全課
⑥剪定枝再資源化モデル事業 (休止中)	<ul style="list-style-type: none"> ●ひたちなか市造園事業協同組合と協力して、公共施設から発生する剪定枝を対象に、剪定枝再資源化試験事業を推進しています。 	環境保全課
⑦エコドライブ普及啓発事業	<ul style="list-style-type: none"> ●公用車の更新にあたり、低公害車を導入しています。【P22】 ●急発進、急加速をせず、不要なアイドリングを控えるなどのエコドライブの普及促進を図っています。【P22】 	環境保全課 管財課
⑧生活排水対策推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ●市街化区域では公共下水道の整備を進めています。【P26】 ●市街化調整区域（農業集落）では、農業集落排水を整備しています。【P8, 26】 ●上記以外の場所では合併処理浄化槽の設置を促進するとともに、設置費の助成を行っています。【P26】 	下水道課 農政課 環境保全課
⑨「ひたちなか市第2次エコオフィス計画」策定事業	<ul style="list-style-type: none"> ●平成25年6月に「ひたちなか市第2次エコオフィス計画」を策定し、温暖化対策推進員を中心に全職員が温室効果ガスの排出抑制、環境保全に率先して取り組んでいます。【P18, 20】 ●この計画に基づく取組状況及び環境負荷の状況は、毎年度とりまとめ、第5章において公表しています。【P46～58】 	環境保全課

<p>⑩環境学習推進事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●日頃の環境学習成果を発表する機会として、環境シンポジウムを毎年開催しています。【P 36, 37】 ●総合学習の時間などを利用し、学校における環境教育の充実に努めています。【P 37】 ●環境講座やふれあい講座を開催し、市民の環境意識の啓発と環境基本計画の理解向上に努めています。【P 38】 	<p>環境保全課 教・指導課</p>
------------------	---	------------------------

第4章 環境指標と達成状況

環境目標 1 身近な自然を守り、育みながら、「ひたちなか」らしさのある豊かな自然を次代へ継承します。

環境指標項目	現況値			目標値 H27
	H23	H24	H25	
風致地区の指定面積を拡大します。 「地域制緑地保全計画」により風致地区に指定された面積の割合	69.8%	69.8%	69.8%	69.8※1 (H25)
現況値の評価 及び 今後の進め方	全体計画に対する達成率は、約7割となっており、残る計画地区のほとんどは市街化区域または市街化区域に近接しており、平地林が多いことから、現在の土地利用状況等を調査し、地域制緑地保全計画（H10～H25）の見直しを進めるとともに、指定可能な地区の絞り込みを行いながら、風致地区の拡大に努めます。			

※1 目標値（69.8%）については、「地域制緑地保全計画」の計画期間が平成10年度から平成25年度のため、平成25年度までの実績値としています。

環境目標 2 恵まれた環境資源を生かし、ゆとりと潤いのある都市環境をつくります。

環境指標項目	現況値			目標値 H27
	H23	H24	H25	
まちをきれいにする条例の普及と適切な運用を図ります。	引き続き普及と適切な運用を図ります。			
現況値の評価 及び 今後の進め方	毎年11月頃に犬のふん害防止キャンペーンを実施し、清潔な美しいまちづくりを目指していますが、犬のふん害の看板配布数が多いため、今後、看板配布数が多い地域を重点的にふん害防止街頭キャンペーンを実施し、また市報によるふん害防止の啓発を行い、ふん害防止に努めます。			

環境目標 3 地球にやさしく、環境負荷の少ない持続可能な循環型の地域社会をつくります。

環境指標項目	現況値			目標値 H27
	H23	H24	H25	
市の事務・事業から排出される温室効果ガスを平成14年度比6%以上削減します。（「ひたちなか市エコオフィス計画」より）	19.1% 削減	22.9% 削減	—	6%以上 削減※2 (H24)
環境指標項目	現況値			目標値 H27
			H25	
温室効果ガス総排出量を平成22年度比で1.3%削減します。（「ひたちなか市第2次エコオフィス計画より」）	—	—	5.5% 削減	1.3%削減 ※3 (H29)
現況値の評価 及び 今後の進め方	ひたちなか市エコオフィス計画が平成24年度で最終年度を迎え、目標を達成しました。温室効果ガス総排出量の大幅な削減になっていますが、平成23年度は福島第1原発事故に伴う全国的な節電の結果と平成24年度は節電の継続と消防の広域化に伴い、電気・燃料の使用が無くなったことによるものです。平成25年度は、ひたちなか市第2次エコオフィス計画の初年度にあたり、電気使用量の削減が大きかったことから、目標を達成しています。			

※2 「ひたちなか市エコオフィス計画」の計画最終年度が平成24年度であるため、計画最終年度の目標値とします。

※3 「ひたちなか市第2次エコオフィス計画」の計画最終年度が平成29年度であるため、計画最終年度の目標値とします。

環境指標項目	現況値			目標値 H27
	H23	H24	H25	
1人あたりのごみ排出量を抑制します。 (資源物を除く)	985g /日・人	945g /日・人	947g /日・人	928g /日・人
現況値の評価 及び 今後の進め方	1人あたりのごみ排出量については、目標値928gに対して現況値947gと目標に達していません。資源物を除いたごみ量は、ここ数年一定量で推移しており、今後はごみの減量化及び分別の徹底について繰り返し喚起し、3Rへの意識の高揚を図ります。また、各施策を展開してごみの減量化を目指します。			

環境指標項目	現況値			目標値 H27
	H23	H24	H25	
資源の回収率を向上します。	16.4%	17.0%	17.0%	20.2%
現況値の評価 及び 今後の進め方	資源回収率については、目標値20.2%に対して現況値17.0%と目標に達していません。今後は、資源物である「その他の紙類・プラスチック容器」など、分別収集の割合が低く可燃ごみに混入されることが多いため、分別の周知徹底を図ります。また、溶融スラグ（焼却灰を溶かした物）の再利用を推進します。			

環境指標項目	現況値			目標値 H27
	H23	H24	H25	
公共施設における再生可能エネルギー設備の導入を増やします。	0件 (累計2件)	0件 (累計2件)	7件 (累計9件)	公共施設の新・改築時等に導入を進めます。
現況値の評価 及び 今後の進め方	平成25年度に、大島中学校、田彦小学校、地方公設卸売市場、総合福祉センター、金上ふれあいセンター、しあわせプラザ、老人福祉センター高場荘の各施設に太陽光発電システムを導入しました。今後も、施設の新・改築に合わせて導入を進めていきます。また、復興計画に基づき避難所にも太陽光発電システムの導入を進めていきます。			

環境指標項目	現況値			目標値 H27
	H23	H24	H25	
コミュニティバスの利用者数を増やします。	14.4万人	15.3万人	15.3万人	16万人
現況値の評価 及び 今後の進め方	25年度の現況値は過去最高の利用者数となりました。24年12月に大幅な路線及びダイヤの見直しを実施し、その後の利用者は前年度並みで推移していることから、25年度末に一部修正を実施予定しています。今後も利用状況等を分析・検証しながら、より利用しやすい路線、ダイヤの見直しを実施していきます。			

環境指標項目	現況値			目標値 H27
	H23	H24	H25	
ひたちなか海浜鉄道湊線の利用者数を増やします。	67.4万人	78.8万人	84.0万人	80万人
現況値の評価 及び 今後の進め方	23年度に東日本大震災の影響で利用者数が落ち込んだものの、24年度は第三セクターに移行して以来最高の乗車人員を記録しました。26年10月供用開始を目途に、田中町付近の国道245号高架橋下に新駅設置を予定していることから、今後更なる乗車人員の増加が見込まれます。			

環境目標 4 暮らしや産業活動と環境との調和がとれた、健康で快適な毎日が過ごせる地域社会をつくり
ます。

環境指標項目	現況値			目標値 H27
	H23	H24	H25	
大気汚染に係る環境基準の維持達成を目指します。				
二酸化硫黄 (SO ₂)	100%	100%	100%	100%
二酸化窒素 (NO ₂)	100%	100%	100%	100%
光化学オキシダント (O _x)	0%	0%	0%	100%
一酸化炭素 (CO)	100%	100%	100%	100%
浮遊粒子状物質 (SPM)	100%	100%	100%	100%
現況値の評価 及び 今後の進め方	環境基準を1回以上超過した測定局は、環境基準未達成となります。光化学オキシダントについては、紫外線の強い夏季に環境基準の超過が見られました。今後も、大気汚染の原因と考えられる特定事業場に対して、立入検査及びばい煙測定を実施し指導するとともに、自動車排出ガスの環境への影響も調査していきます。			

環境指標項目	現況値			目標値 H27
	H23	H24	H25	
水質汚濁に係る環境基準の維持達成を目指します。(市内公共水域における環境基準適合率※4)	93.6%	83.0%	85.6%	100%
現況値の評価 及び 今後の進め方	一部の河川及び海域において環境基準を超えた項目があり、水質汚濁の原因と考えられる特定事業場に対し、立入検査及び排水検査を実施し指導していきます。また、単独処理浄化槽等の使用者に対し、合併処理浄化槽への転換及び維持管理等について啓発していきます。			

※4 環境基準適合率＝環境基準値を達成した検体数／全検体数。一方、環境基準値達成・未達の年間評価は平均値等で評価を行います(物質ごとに評価方法は異なります)。そのため、環境基準を超過した検体(測定月)があっても、環境基準を達成している地点もあります。

環境指標項目	現況値			目標値 H27
	H23	H24	H25	
生活排水処理率の向上を目指します	78.6%	80.1%	82.1%	80.3% ※5 (H26)
現況値の評価 及び 今後の進め方	合併処理浄化槽は少しずつ普及してきていますが、公共用水域の水質汚濁の防止を図るため、今後も生活排水処理施設を設置する者に対し補助金を交付していきます。			

※5 「地域再生計画」の計画最終年度が平成26年度であるため、計画最終年度の目標値とします。

環境指標項目	現況値			目標値 H27
	H23	H24	H25	
騒音に係る環境基準の維持達成を目指します	64.3%	85.7%	78.6%	100%
現況値の評価 及び 今後の進め方	一部の地域で騒音が環境基準を超えていますが、大幅に超過していないため生活環境への影響は小さいと考えられます。今後も市内の環境騒音を把握するため調査していきます。			

環境指標項目	現況値			目標値 H27
	H23	H24	H25	
振動に係る要請限度の維持達成を目指します	100%	100%	100%	100%
現況値の評価 及び 今後の進め方	道路交通振動で要請限度を超えた地点はありませんが、今後も幹線交通を担う道路で自動車交通状況を把握するため調査していきます。			

環境指標項目	現況値			目標値 H27
	H23	H24	H25	
ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準の維持達成を目指します	100%	100%	100%	100%
現況値の評価及び今後の進め方	ダイオキシン類について、各項目ともすべての地点で環境基準を下回っていますが、今後も環境基準の適合状況を把握するため調査していきます。			

環境目標 5 環境保全活動を協働して進めるまちをつくります。

環境指標項目	現況値			目標値 H27
	H23	H24	H25	
市ホームページの環境に関する情報へのアクセス件数を増やします。	-	4,559件	4,903件	8,000件
現況値の評価及び今後の進め方	23年度は市ホームページリニューアルの関係で集計できておりませんが、数値は増加しています。情報デジタル化の今、ホームページを有効に活用し、より新しい情報を提供していきます。			

環境指標項目	現況値			目標値 H27
	H23	H24	H25	
市とひたちなか市の環境を良くする会が共催で実施する環境講座等の参加者数を増やします。	246人	225人	324人	500人
現況値の評価及び今後の進め方	参加者数が減少していますが、講座の開催回数の変動によるものです。その中でも、環境シンポジウムの参加者は増加している状況です。今後は、市民にとって興味深くタイムリーなテーマを選定し、より多く参加いただくように講座を開催していきます。			

環境指標項目	現況値			目標値 H27
	H23	H24	H25	
ひたちなか市の環境を良くする会の参加者数を増やします。	個人 40 家族 5 団体 11 事業所 10 計66会員	個人 43 家族 5 団体 10 事業所 10 計68会員	個人 55 家族 3 団体 8 事業所 10 計76会員	個人 50 家族 15 団体 15 事業所 15 計95会員
現況値の評価及び今後の進め方	会員数は増加していますが、家族、団体会員は減少しており、参加者数を増やすため広く周知を図ります。また、生ごみ堆肥化や自然環境における竹林の整備など市民レベルでの取り組みについて、活発な活動を行っており、今後は、設立6年を経過したことにより、自立に向けた支援を行っていきます。			

第5章 ひたちなか市第2次エコオフィス計画

1. 計画の概要

1-1 計画の基本的事項

(1) 計画の趣旨

1992（平成4）年に地球温暖化問題が国際的に認識されてから20数年が経過しました。その間、1997（平成9）年に京都議定書が採択され、日本としては、2012（平成24）年までに1990（平成2）年比6%の温室効果ガスの削減を定めました。

本市においても2001（平成13）年に「ひたちなか市温暖化防止実行計画」、2003（平成15）年に「ひたちなか市エコオフィス計画（以下「前計画」という。）」を策定し、市の事務・事業に伴い排出される温室効果ガスの削減に努めてきました。

この前計画も、2012（平成24）年度をもって計画期間が終了することから「ひたちなか市第2次エコオフィス計画（以下「本計画」という。）」を作ることになりました。

しかし、計画策定の前提となる国の温暖化防止対策は、2020（平成32）年までに1990（平成2）年比25%削減を謳った地球温暖化対策基本法案が、2012（平成24）年秋の衆議院解散に伴い廃案となるなど、不透明な状況です。また、地球温暖化対策と密接に関連するエネルギー政策についても、東日本大震災による福島第一原子力発電所事故により全ての原子力発電所が停止するという事態に陥り、原発に依存するエネルギー政策の大幅な見直しが求められているところです。

このような状況にあります。地球温暖化防止は喫緊の課題であり、少しでも多くの事業所や国民が、継続的に取り組む必要があります。

このため、本市としましては、地域のリーダーとなる事業者として、引き続き温室効果ガスの削減に積極的に取り組むため、本計画を策定しました。

(2) 計画の目的

本計画は、市が地球温暖化防止の施策を推進することにより、市の事務・事業の実施に伴い排出される温室効果ガスを削減し、併せて、広く市民や事業者の本計画の策定を周知することにより温暖化対策に対する意識の高揚を促し、温暖化防止活動を誘発することにより持続可能な低炭素社会の実現に寄与することを目的としています。

(3) 計画の位置付け

①本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）」（以下「温対法」という。）第20条の3第1項に基づく「地方公共団体実行計画」として策定したものです。

②本計画は、「ひたちなか市第2次環境基本計画」で定めた地球温暖化対策に関する取組を具現化する実行計画です。

③本計画は、前計画を基本的に継続しつつ、電気使用量とガソリン使用量を削減することに主眼を置いた計画です。

④本計画は、「エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）」第14条第1項に定める「中長期的な計画」との整合を図った計画です。

(4) 計画の内容

①計画の対象範囲

本計画の対象範囲は、市が実施する全ての事務・事業としました。

なお、事業系施設*については、市が温室効果ガスの排出を直接抑制できないため計画の対象外としました。

しかし、対象外とした施設等についても、この計画で定めた取組について実践するよう協力を要請しています。

※事業系施設

本計画中における事業系施設とは、市の施設の中で温室効果ガスの排出量が人口や市民等の活動量に依存し、かつその割合が高い施設であり、以下の施設等としています。

廃棄物対策課：勝田衛生センター、那珂湊衛生センター、資源リサイクルセンター

農政課：農業集落排水処理施設（西中根、東中根）

商工振興課：市営駐車場

観光振興課：公衆トイレ

道路管理課：街灯

住宅課	：市営住宅・市営アパート
公園緑地課	：公園
下水道課	：下水浄化センター
水道事業所	：浄水場，配水場，ポンプ場
ひたちなか市社会福祉協議会関係施設：総合福祉センター，老人福祉センター	

②計画の期間

本計画の期間は、平成25年度から平成29年度までの5年間です。
 なお、進捗状況や社会情勢の変化等により、必要に応じて見直しを行います。

③基準年度

本計画の基準年度は、平成22年度としました。（基準年度について、温対法に規定がないため、震災の影響が少なく且つ直近年度である平成22年度を基準年度としました。）

④対象とする温室効果ガス

この計画で対象とする温室効果ガスは、温対法で対象としている6種類（表-1 参照）のうち、本市において排出している二酸化炭素，メタン，一酸化二窒素，ハイドロフルオロカーボン（HFC）の4種としました。

表 温対法で対象とする温室効果ガス

温室効果ガス	主な用途・排出源
二酸化炭素（CO ₂ ）	化石燃料の燃焼
メタン（CH ₄ ）	燃料の燃焼，廃棄物の埋め立て
一酸化二窒素（N ₂ O）	燃料の燃焼
ハイドロフルオロカーボン（HFC）	エアコンや冷蔵庫の冷媒
パーフルオロカーボン（PFC）	半導体等の製造など
六ふっ化硫黄（SF ₆ ）	電気絶縁ガスなど

1-2 取組内容

計画では、温室効果ガスの排出抑制に資する取組を含め、日常の事務・事業活動などに際しての様々な環境への配慮について具体的な取組を定めました。取組の体系を以下に示します。

- 1 省エネルギーの推進
 - (1) 電気の有効利用及び電気使用量の削減
 - (2) 燃料の有効利用及び燃料使用量の削減
- 2 その他の取組の推進
 - (1) 水資源の有効利用及び水使用量の削減
 - (2) 紙資源の有効利用及び紙使用量の削減
 - (3) 廃棄物の抑制・リサイクルの推進
 - (4) グリーン購入*の推進
 - (5) 職員の意識啓発

*グリーン購入とは、製品やサービスを購入する際、価格や品質，利便性，デザインだけでなく環境への配慮から、必要性を十分に考慮し、環境への負荷の少ないものを優先して購入すること。

1-3 計画の目標

(1) 温室効果ガス総排出量の削減方針

前計画で掲げた温室効果ガス総排出量の平成14年度比6%削減という目標については、大幅に上回って達成しました。今後、引き続き温室効果ガス総排出量の削減を行うため、前計画の取組を継続しつつ、電気使用量及びガソリン使用量を重点的に削減することとし、そのために庁内掲示板等の活用により職員の取組を強化します。また、灯油やA重油などのガソリン以外の燃料については、今後の削減が見込めないことから、平成22年度の使用量を維持します。

(2) 取組に関する重点削減目標

前計画の取組を基本的に継続しつつ、以下の2項目についての取組を強化し、重点的に推進します。

①電気使用量の削減

昼休みのパソコンの待機電力削減や照明の消灯などの取組実施率の向上により、電気使用量を平成22年度比で1.5%削減します。

②ガソリン使用量の削減

エコドライブの更なる励行によりガソリン使用量を平成22年度比で5%削減します。

(3) 温室効果ガス総排出量の削減目標

上記の電気及びガソリン使用量の削減に向けた取組を行うことにより、温室効果ガス総排出量を平成22年度比で1.3%削減します。

2. 目標の達成状況

2-1 温室効果ガス総排出量に関する目標

基準年度（平成22年度）比1.3%削減という目標に対し、平成25年度実績は5.5%削減と目標を達成しました。

平成25年度は基準年度から比べ、A重油を除く燃料の使用が増加しましたが、電気使用量の削減が大きかったことが、目標達成の要因となっています。

＜温室効果ガス総排出量は、次の式により求めます。＞

$$\text{温室効果ガス総排出量} = \text{活動量} \times \text{排出係数} \times \text{地球温暖化係数}$$

※詳細については、以下の【参考1】及び【参考2】を参照

2-2 取組に関する目標

①電気使用量については、基準年度比1.5%削減の目標に対し、8.6%削減と目標を達成しました。

主な削減の要因としては、エアコンの設定温度の適温化の推進（夏28℃、冬20℃）、昼休みのパソコンの待機電力削減や不要な照明を消灯する等、電気の有効利用及び電気使用量の削減に対する職員の取組が定着してきたことが考えられます。

②ガソリン使用量については、基準年度比5%削減の目標に対し、4.4%増加と目標は達成できませんでした。

削減できなかった主な要因としては、ガソリン使用公用車の走行距離の増加や、1台あたりの燃費が悪くなっていることが考えられます。引き続きエコドライブの励行や更新時の低公害な自動車の優先導入を推進し、目標達成を目指します。

（以下は参考になります）

【参考1：排出係数及び地球温暖化係数について】

温対法施行令第3条において、温室効果ガス総排出量に係る「温室効果ガスの排出量の算定方法」、
「排出係数」及び「地球温暖化係数」が決められています。なお、各係数については、法律が改正された際に変更となりますが、その内、電気使用量の排出係数（※1）については、毎年、電気事業者ごとに変更されます。本計画の年次報告では、前計画から引き続き、取組成果を的確に把握するため、基準年度（平成22年度）の排出係数を用いています。また、最新の排出係数を使用した実際の温室効果ガスの総排出量についても、併せて管理していきます（※2）。

（※1）電気使用量の排出係数

電気使用量の排出係数とは、1kWの電気を作るのにどれだけのCO₂を排出したかを算出したもので、電気事業者ごとに、また発電方法の変動などにより毎年変動します。平成23年3月の東日本大震災の影響により原子力発電所が停止し、火力発電の稼働率が上がっているため、震災以降は排出係数が増加している状況となっています。

近年の排出係数（東京電力株式会社）

H22	H23	H24	H25
0.384	0.375	0.464	0.525

①電気使用量を基準年度（平成22年度）の排出係数で計算した場合

(電気使用量)	(排出係数)	(地球温暖化係数)	(温室効果ガス排出量)			
6,533,323 (kwh)	×	0.384	×	1	=	2,508,796.0 (Kg-CO ₂)

※電気使用量以外の温室効果ガス排出量（1,697,125 (Kg-CO₂)）と合計した温室効果ガス総排出量
= 4,205,921 (Kg-CO₂)

②電気使用量を毎年変更される最新の数値（平成25年度）の排出係数で計算した場合

(電気使用量)	(排出係数)	(地球温暖化係数)	(温室効果ガス排出量)
6,533,323 (kwh)	× 0.525	× 1	= 3,429,994.6 (Kg-CO2)
※電気使用量以外の温室効果ガス排出量 (1,697,125 (Kg-CO2)) と合計した温室効果ガス総排出量			
= 5,127,119 (Kg-CO2)			

①の場合、温室効果ガス総排出量は5.5%の削減となりますが、②の場合、使用量は削減しましたが、15.2%の増加となります。

このように、温室効果ガス排出量は、排出係数の増減の影響を大きく受けます。本計画においては、以下の(※2)に基づき、基準年度の排出係数を用いています。

(※2) <「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・改訂の手引き（平成26年3月環境省策定）」より一部抜粋>

(1) 実行計画に定めた取組項目の実施状況の評価
① 実際の温室効果ガスの総排出量の算定
実行計画の推進に当たっては、温室効果ガスを排出させる活動項目の実績に基づき、毎年の温室効果ガスの総排出量を算定することが求められています。なお、毎年の温室効果ガスの総排出量は、施行令に基づき、最新の排出係数を使用して、算定を行う必要があります。
② 実行計画の進行管理のための温室効果ガスの総排出量の算定
最新の排出係数を使用する場合、当該地方公共団体の温室効果ガス排出量は、排出係数の増減の影響を受けるため、取組成果を適切に把握できない可能性があります。そのため、実行計画の進捗状況や目標の達成状況等を適切に管理するための手法として、排出係数を実行計画の基準年度の値で固定して算定を行うことも考えられます。
ただし、この場合は、上述①の「実際の温室効果ガスの総排出量」についても併せて管理していくことが必要です。

【参考2：達成状況の算定に係る、基準年度の温室効果ガス総排出量の再算定について】

平成22年度から平成25年度の間、市組織から外れた施設等については、基準年度である平成22年度の温室効果ガス総排出量から当該施設分を除いた数値を、基準として用いています。

<平成25年度において市組織から外れている機関、事業系施設>
子どもふれあい館、田彦公民館、大島コミュニティセンター、1中地区コミュニティセンター、平磯学習センター、那珂湊勤労青少年ホーム、消防本部・笹野消防署・神敷台消防署・田彦消防署等

3. 温室効果ガスの排出状況

3-1 温室効果ガスの総排出量

平成25年度の市役所の事務事業活動から排出される温室効果ガスの総排出量は約4,206 t-CO₂でした。そのうち、99.7%を二酸化炭素が占めています。総排出量及び内訳を下表及び下図に示します。

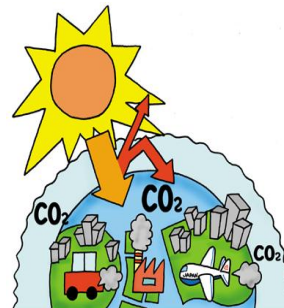
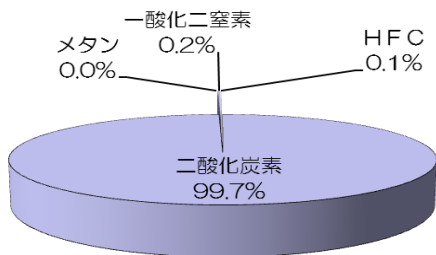
なお、以降に掲載する表及びグラフに関し、小数点以下の数値処理の都合上、合計数値が合わない場合があります。

表 温室効果ガスの総排出量及び排出源別の内訳（平成25年度）

温室効果ガスを排出する活動			活動別内訳		温室効果ガス別内訳		総排出量 (Kg-CO ₂)
			排出量 (Kg-CO ₂)	総排出量に 占める割合	排出量 (Kg-CO ₂)	総排出量に 占める割合	
二酸化炭素	燃料 の 使用	ガソリン	267,981	6.4%	4,192,782	99.7%	4,205,921
		軽油	56,412	1.3%			
		灯油	614,377	14.6%			
		A重油	473,375	11.3%			
		LPG	271,841	6.5%			
	電気の使用	2,508,796	59.6%				
メタン	公用車の走行	369	0.0%	369	0.0%		
一酸化二窒素	公用車の走行	10,326	0.2%	10,326	0.2%		
HFC	カーエアコンの使用	2,444	0.1%	2,444	0.1%		

※表中の「0.0%」は0.1%未満であることを示します。

図 温室効果ガス総排出量の種類別の内訳（平成25年度）



3-2 排出源別の内訳

(1) 温室効果ガスの推移

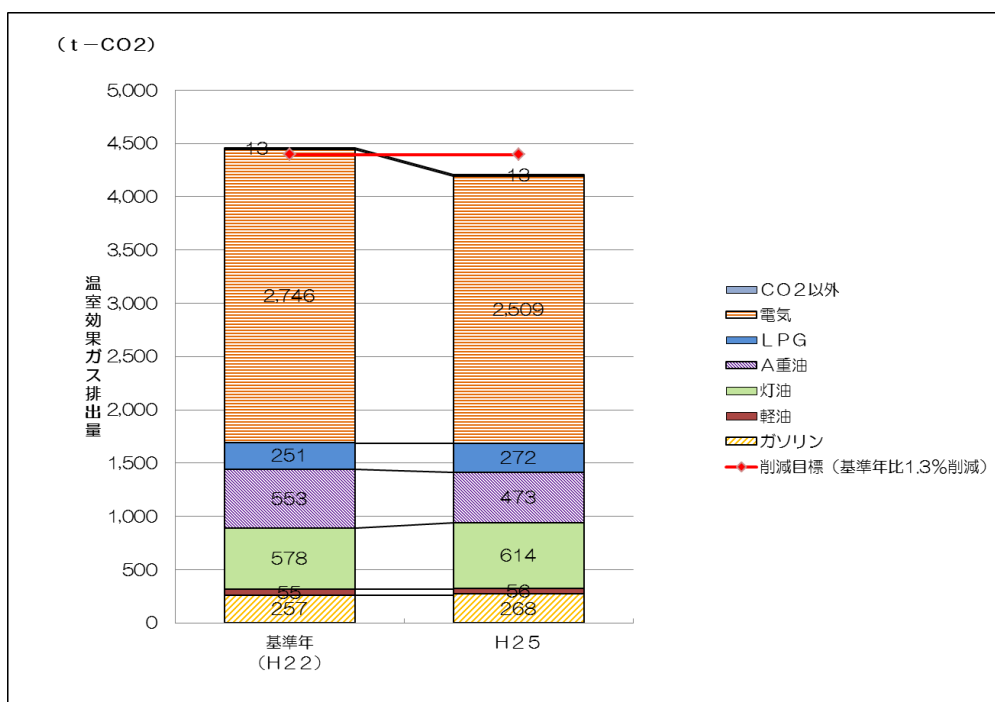
【目標】 温室効果ガス総排出量を平成22年度比で1.3%削減します。

市役所の温室効果ガス排出源は、電気の使用に伴うものが約6割を占めています。そのため、重点削減目標にも掲げている電気使用量の削減を進めることが効果的です。

その他、ガソリンや軽油、灯油、A重油、LPGなどの燃料の使用に伴う排出があります。

平成25年度は基準年（平成22年度）から比べ、A重油を除く燃料の使用が増加しましたが、電気使用量の削減が大きかったため、全体で5.5%削減され、計画の目標を達成しています。

図 温室効果ガス総排出量の経年変化



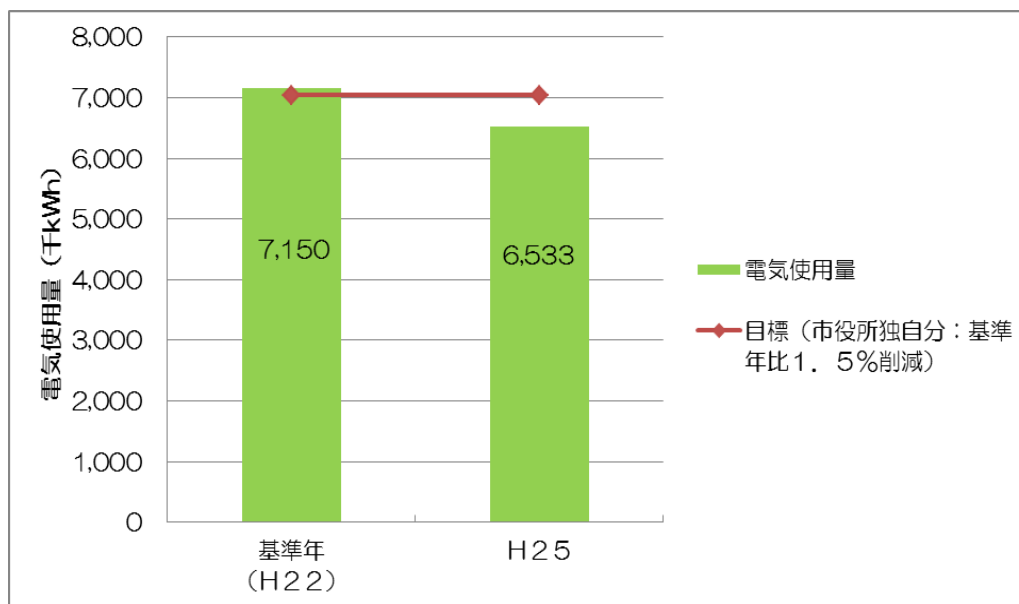
4. 主な環境負荷等の状況

4-1 電気の使用

【取組に関する重点削減目標】 昼休みのパソコンの待機電力削減や照明の消灯などの取組実施率の向上により、電気使用量を平成22年度比で1.5%削減します。

電気使用量は、基準年（平成22年度）に比べ約8.6%削減され、計画の目標を達成しています。主な削減の要因としては、エアコンの設定温度の適温化の推進（夏28℃、冬20℃）、昼休みのパソコンの待機電力削減や不要な照明を消灯する等、電気の有効利用及び電気使用量の削減に対する職員の取組が定着してきたことが考えられます。

図 電気使用量の経年変化



4-2 燃料の使用

【取組に関する重点削減目標】 エコドライブの更なる励行によりガソリン使用量を平成22年度比で5%削減します。

ガソリンは、その9割以上が公用車の燃料として使用されています。

平成25年度は、基準年（平成22年度）に対して約4.4%増加しました。

削減できなかった主な要因としては、走行距離の増加や、ガソリン使用公用車の1台あたりの燃費が悪くなっていることが考えられます。引き続きエコドライブの励行や更新時の低公害な自動車の優先導入を推進し、目標達成を目指します。

図 ガソリン使用量の経年変化

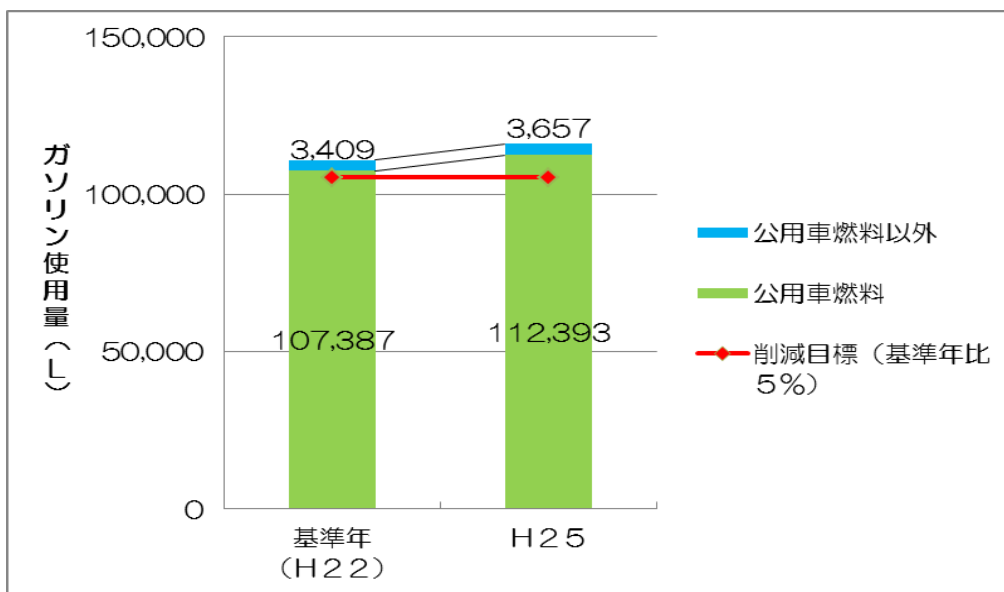


表 ガソリン使用量及び公用車台数

項目	単位	基準年 (H22)	H25
公用車燃料※	L	107,387	112,393
公用車燃料以外 (自家用車公務使用 ・刈払機等使用分)	L	3,306	3,116
ガソリン使用量計 (基準年比)	L	110,693 (—)	115,509 (1.044)
【参考】公用車台数	台	200	212

※ガソリン使用公用車の走行距離及び燃費

項目	単位	基準年 (H22)	H25
走行距離	km	1,226,337	1,273,892
燃費	km/L	11.4	11.3

5. 職員の取組状況

5-1 取組実施状況調査の実施

(1) 調査の目的

庁内各課を対象に、計画で定める取組の実施状況を点検し、目標の達成及び今後の取組の改善に向けた検討をするための基礎資料とすることを目的として行いました。

(2) 調査方法

各職場の温暖化対策推進員に、職場における取組実施状況について、以下の4段階で評価してもらいました。取組は、全職員共通の取組と、特定の課が行う取組の2種類に分けて調査しました。

- ◎ : 徹底して実行している (概ね90~100%)
- : 比較的積極的に実行している (概ね60~90%)
- △ : 時々実行している (概ね30~60%)
- × : ほとんど実行していない (概ね0~30%)
- : 私の職場では該当しない

取組実施状況チェックリスト
(全職員共通の取組)

職場名

温暖化対策推進員名

◎ 徹底して実行している。(概ね90~100%)

○ 概ね実行している。(概ね60~90%)

△ 時々実行している。(概ね30~60%)

× ほとんど実行していない。(概ね0~30%)

— 私の職場では該当しない。

1 電気の有効利用及び電気使用量の削減

パソコン及びプリンターは、退庁時や外出、会議等で長時間使用しない場合には電源を切りましたか。	<input type="text"/>
パソコンは、業務に支障がない限り省電力モードを使用し、昼休みはスリープまたはスタンバイ状態にしましたか。	<input type="text"/>
昼休みや夜間残業時等、窓口業務を除き不要な照明は消灯し、日中についても執務や安全衛生上支障がない場合は消灯しましたか。	<input type="text"/>
エアコンの温度設定は、夏季28℃、冬季20℃を目安としましたか。	<input type="text"/>
夏季におけるクールビズ、冬季におけるウォームビズを推進しましたか。	<input type="text"/>
季節に応じてカーテンやブラインドを活用し、冷暖房の効率向上に努めましたか。	<input type="text"/>
毎週水曜日はノー残業デーとし、速やかな退庁に努めましたか。	<input type="text"/>
エレベーターの利用は極力自粛し、階段を利用しましたか。	<input type="text"/>

取組実施状況チェックリスト
(全職員共通の取組)

取組実施状況チェックリスト
(特定の組織で実施する取組)

取組実施状況チェックリスト
(特定の組織で実施する取組)

職場名

温暖化対策推進員名

◎ 徹底して実行している。(概ね90~100%)

○ 概ね実行している。(概ね60~90%)

△ 時々実行している。(概ね30~60%)

× ほとんど実行していない。(概ね0~30%)

— 私の職場では該当しない。

1 電気の有効利用及び電気使用量の削減

パソコンやプリンター、複合機等の集中管理を徹底し、台数の見直しを行いましたか。	情報政風課	<input type="text"/>
施設の新設・改修にあたっては、太陽光発電システムの導入等に努めましたか。	管財課 各施設担当課	<input type="text"/>
施設の新設・改修にあたっては、LED照明を導入しましたか。	管財課	<input type="text"/>
施設の新設・改修にあたっては、複層ガラス等を導入し、断熱性の向上に努めましたか。	管財課 各施設担当課	<input type="text"/>
コージェネレーションシステムや深夜電力の活用等、エネルギー利用の合理化に努めましたか。	管財課 各施設担当課	<input type="text"/>
グリーンカーテンを推進しましたか。	各施設担当課	<input type="text"/>
安全上支障がない場合は、廊下・階段等の照明は消灯しましたか。	管財課 各施設担当課	<input type="text"/>
照明機器及び空調機器については、定期的な点検や整備を実施し、適切な維持・管理に努めましたか。	管財課 各施設担当課	<input type="text"/>

5-2 取組状況

(1) 全職員共通の取組

全体的に取組は概ね実行されています。特に、「電気の有効利用及び電気使用量の削減」に関する取組は、ほとんどが高い水準で取り組まれています。しかし、「毎週水曜日はノー残業デーとし、速やかな退庁に努める」については、取組があまり推進されませんでした。

また、「職員の環境意識啓発」に関する取組については、「自動車利用の抑制に努める」や「通勤には公共交通機関等を利用するなど、自動車の使用を控える」などがあまり取り組まれていません。

(2) 特定の課が行う取組

「電気の有効利用及び電気使用量の削減」に関する取組状況に関しては、廊下・階段等の消灯や照明・

空調機器の維持管理については、良く取り組まれております。

また、「トイレトーパーは古紙配合率100%の製品を購入」、「シュレッダー機器の購入・更新にあたっては、シュレッダーダストのリサイクルを前提として機器を選定」等の取り組みは徹底して実行されています。

一方で、各施設の新築・改修における省エネルギー型設備や節水設備などの導入については、総じてあまり実行されていません。

表 全職員共通の取組に関する自己評価結果

取組内容（全職員共通）		評価 (H25)
1 電気の有効利用 及び電気使用量の削減	パソコン及びプリンターは、退庁時や外出、会議等で長時間使用しない場合には電源を切りましたか。	2.3
	パソコンは、業務に支障がない限り省電力モードで使用し、昼休みはスリープまたはスタンバイ状態にしましたか。	2.2
	昼休みや夜間残業時等、窓口業務を除き不要な照明は消灯し、日中についても執務や安全衛生上支障がない場合は消灯しましたか。	2.7
	エアコンの温度設定は、夏季28℃、冬季20℃を目安としましたか。	2.5
	夏季におけるクールビズ、冬季におけるウォームビズを推進しましたか。	2.8
	季節に応じてカーテンやブラインドを活用し、冷暖房の効率向上に努めましたか。	2.4
	毎週水曜日はノー残業デーとし、速やかな退庁に努めましたか。	1.7
2 燃料の有効利用 及び燃料使用量の削減	エレベーターの利用は極力自粛し、階段を利用しましたか。	2.7
	公用車の運転にあたっては、エコドライブを徹底しましたか。	2.2
3 水資源の有効利用 及び水使用量の削減	公用車の使用にあたっては、低燃費車を優先的に使用しましたか。	1.9
	出張・移動の際は、公共交通機関の利用や相乗りするなどして公用車の使用抑制に努めましたか。	1.8
4 紙資源の有効利用 及び紙使用量の削減	食器類の洗浄や手洗い等にあたっては、水道の蛇口をこまめに閉じ節水に努めましたか。	2.6
	ファイリングシステムなどを活用し、職場内の資料を共有化しましたか。	2.0
	庁内における連絡事項などは電子メールや庁内LANを活用し、紙の使用を抑制しましたか。	2.2
	庁内におけるコピーや印刷は、両面コピー・両面印刷を徹底するとともに、縮小コピー等印刷方法を工夫しましたか。	2.1
	コピー使用前及び使用後は必ずリセットボタンを押し、ミスコピーを防ぎましたか。	2.4
	受け取った封筒は、市役所内の資料送付用などに有効利用しましたか。	2.5
	会議などではプロジェクター等を活用し、資料の枚数や部数についても出席人数等を精査・把握し必要最小限としましたか。	1.7
	冊子、パンフレット、ポスター、報告書等を印刷する際には、必要性、発行回数、発行部数、ページ数を精査し必要最小限としましたか。	2.2
	会議では、資料入れ封筒の使用を控えましたか。	2.2
	名刺や報告書、パンフレット、ポスター、広報紙等については、グリーン購入法※1に基づきより総合評価値※2が高い用紙を使用しましたか。	2.0
5 廃棄物の抑制・ リサイクルの推進	印刷物の製作にあたっては、再生紙を使用していることを表示しましたか。	1.8
	個人単位のごみ箱を廃止し、原則として課毎に配置しましたか。	2.5
	課内から出るごみの分別を徹底し、ごみの減量化に努めましたか。	2.6
	容器や包装紙などはすぐに廃棄物として処分せず、再利用などに努めましたか。	2.0
	シュレッダーの利用は個人情報を含む文書などに限定しましたか。	2.5
	物品を購入する際、不要な包装箱などは可能な限り納入業者に持ち帰ってもらいましたか。	1.6
	資料やカタログ類は無料提供であっても必要なもの以外は受け取りませんでしたか。	1.7
	紙コップや割り箸など、使い捨て製品の購入及び使用を自粛しましたか。	2.0
6 グリーン購入の 推進	職場にはし・スプーン等を常備し、買い物時に割り箸、スプーン等は断りましたか。	1.4
	過剰包装やトレイに入った商品は避け、簡易包装された物品の購入に努めましたか。	1.7
	事務用品や事務機器は、環境ラベリング商品（エコマーク、グリーンマーク等）を積極的に購入・使用しましたか。	2.1
	再利用が可能な物品、長期使用が可能な物品の購入に努めるとともに、故障や不具合の際には可能な限り修繕し長期使用しましたか。	2.2
7 職員の 環境意識啓発	遊休物品については、掲示板等の活用により有効利用に努めましたか。	1.3
	詰め替え可能な製品（文具、洗剤等）を使用しましたか。	2.0
	取引事業者に対して、環境意識の啓発に努めるとともに、環境基本計画環境配慮指針に基づき取組の実践を求めましたか。	1.4
	職員は地域の環境保全活動や地域清掃等積極的に参加するとともに、各職場の長は、職員の参加を積極的に奨励しましたか。	1.6
	自動車の利用に際しては、相乗り等を心掛け、自動車利用の抑制に努めましたか。	1.4
	通勤には公共交通機関等を利用するなど、自動車の使用を控えましたか。	1.1

※1 グリーン購入法とは、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」の通称であり、国等の公的機関が率先して環境物品等（環境負荷低減に資する製品・サービス）の調達を推進するとともに、環境物品等に関する適切な情報提供を促進することにより、需要の転換を図り、持続的発展が可能な社会の構築を推進することを目指しています。また、国等の各機関の取組に関するこのほか、地方公共団体、事業者及び国民の責務などについても定めています。

※2 総合評価値とは、古紙パルプ配合率、森林認証材/パルプ利用割合、間伐材/パルプ利用割合、その他の持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ利用割合、白色度及び坪量を所定の算定式により総合的に評価し数値化したものです。

表 特定課が行う取組に関する自己評価結果

取組内容（特定の課）		評価 (H25)
1 電気の有効利用 及び電気使用量の 削減	パソコンやプリンター、複合機等の集中管理を徹底し、台数の見直しを行いましたか。	情報政策課 2.0
	施設の新設・改修にあたっては、太陽光発電システムの導入等に努めましたか。	管財課 各施設担当課 0.8
	施設の新設・改修にあたっては、LED照明を導入しましたか。	管財課 1.0
	施設の新設・改修にあたっては、複層ガラス等を導入し、断熱性の向上に努めましたか。	管財課 各施設担当課 0.0
	コージェネレーションシステムや深夜電力の活用等、エネルギー利用の合理化に努めましたか。	管財課 各施設担当課 0.3
	グリーンカーテンを推進しましたか。	各施設担当課 1.3
	安全上支障がない場合は、廊下・階段等の照明は消灯しましたか。	管財課 各施設担当課 2.6
	照明機器及び空調機器については、定期的な点検や整備を実施し、適切な維持・管理に努めましたか。	管財課 各施設担当課 2.5
2 燃料の有効利用 及び燃料使用量 の削減	公用車の新規導入・更新にあたっては、環境への負荷が少ない電気自動車やハイブリッド自動車などの次世代自動車の導入に努めましたか。	管財課 0.0
	ボイラー等エネルギー供給設備については、定期的な点検や整備を実施し、適切な維持・管理に努めましたか。	管財課 各施設担当課 2.3
3 水資源の有効利用 及び水使用量の 削減	公共施設の水道に節水コマなどの節水器具を導入しましたか。	管財課 各施設担当課 0.3
	施設の新設・改修時を含め、トイレに節水型フラッシュバルブや流水音発生装置などを設置しましたか。	管財課 各施設担当課 0.6
	施設の新設・改修にあたっては、散水などへの雨水利用のため雨水貯留槽等の導入に努めましたか。	管財課 各施設担当課 0.0
4 紙製品の有効利用 及び水使用量の削減	コピー用紙の使用量の把握・管理に努めましたか。	総務課 1.5
	コピー用紙は、グリーン購入法※1に基づき総合評価値※2が80以上の製品を購入しましたか。	総務課 管財課 2.0
	トイレトーパーは、古紙配合率100%の製品を購入しましたか。	管財課 3.0
5 廃棄物の発生抑制 及びリサイクルの推進	シュレッダー機器の購入・更新にあたっては、シュレッダーダストのリサイクルを前提として機器を選定しましたか。	総務課 3.0
	給食センターなど厨房を有する施設では、排出する生ごみを減量するため、調理くずをなるべく出さない献立メニューを検討しましたか。	調理関係課 0.0
	街路樹や公園、学校等の維持管理に伴い排出される樹木の剪定枝を再資源化しましたか。	環境保全課 維持管理関係課 1.3
	資源回収品目を以下の8品目とし、確実に分別・回収しましたか。 (①新聞紙②コピー用紙③雑誌④段ボール⑤空き瓶⑥空き缶⑦ペットボトル⑧その他プラスチック)	管財課 2.0
	庁舎や施設毎に分別回収ボックス等を設置しましたか。	管財課 各施設担当課 2.3
	施工にあたっては、建設副産物の発生を抑制する工法や資材を採用しましたか。	工事担当課 2.2
	施工にあたっては、再生資材の利用促進、建設副産物の有効利用に努めましたか。	工事担当課 2.5
6 グリーン購入の推進	現場内で活用・処理できない建設発生土等の建設廃棄物については、他の公共事業と情報交換や調整を行い、工事間での建設廃棄物の再利用に努めましたか。	工事担当課 2.0
	仮設工事等で型枠を使用する場合は、熱帯材型枠の使用を抑制し環境負荷の少ない型枠の使用に努めましたか。	工事担当課 1.1
	建設資材等は、県産材を使用した原材料の選択を推進しましたか。	管財課 工事担当課 1.1
	7 職員の環境意識啓発	環境負荷低減及び地球温暖化対策等に関する知識や情報の提供を行いましたか。
環境に関する研修や講演会、シンポジウムなどの開催情報を積極的に提供しましたか。		環境保全課 3.0
環境に関する情報を積極的に市民及び事業者提供しましたか。		環境保全課 1.5
市の事務及び事業活動における環境保全や環境負荷低減に関する提案やアイデアを、業務改善提案制度を活用し職員から募集しましたか。		人事課 2.0

■評価方法

- ◎ 徹底して実行している。(90~100%) 3点
- 概ね実行している。(60~90%) 2点
- △ 時々実行している。(30~60%) 1点
- × ほとんど実行していない。(~30%) 0点

加重平均

2.1~ 非常によく実行されている。
1.1~2.0 徹底されていないが、概ね実行されている。
~1.0 あまり実行されていない。

6. 今後に向けた課題

第2次エコオフィス計画の初年度にあたる平成25年度は、温室効果ガス総排出量が基準年比1.3%削減という目標に対し、5.5%削減と目標を達成できました。これは、本市の温室効果ガス排出源の約6割を占める電気使用量を8.6%削減できたことが主な要因と考えられます。

電気使用量の削減は、取組に関する重点削減目標に掲げており、引き続き、エアコンの設定温度の適温化の推進や昼休みの不要な照明の消灯等に取り組んでまいります。

一方で、同じく取組に関する重点削減目標に掲げているガソリン使用量の削減については、使用量が基準年度より4.4%増加しており、目標を達成できませんでした。削減できなかった主な要因としては、走行距離の増加や、ガソリン使用公用車の1台あたりの燃費が悪くなっていることが考えられます。引き続きエコドライブの励行や更新時の低公害な自動車の優先導入を推進し、目標達成を目指します。

参考資料1 市民・事業者の活動報告

〇ひたちなか市の環境を良くする会の活動報告（平成25年度実績）

【ごみ問題分科会】

焼却ごみの減量とバイオマスタウン構想の実現を目的として、生ごみをリサイクル資源として堆肥化し、土に戻すモデル事業を旧那珂湊清掃センターで実施しました。生ごみは、東中根団地自治会及び柳が丘自治会各50世帯（計100世帯6～8月収集）のご協力を得て堆肥を製造しました。副資材としては、籾殻、おがくず、鶏糞を配合し、平成26年1月に熟成された堆肥約3トンが完成しました。

【温暖化防止分科会】

市民の地球温暖化防止と節電に対する意識向上を図るため、夏の地球温暖化防止啓発キャンペーンを7月5日にJR勝田駅にて実施し、省エネ活動啓発チラシ、うちわやポケットティッシュなど1,300部を配布しました。

また、冬の地球温暖化防止啓発キャンペーンを1月11日にファッションクルーズニューポートひたちなか店において実施し、省エネ活動啓発チラシ、マスクやポケットティッシュなど1,100部を配布しました。

【自然環境分科会】

森林保全活動として、美田多町の熊野神社下に広がる風致地区傾斜地にて竹林等の間伐を年6回実施いたしました。対象面積2,000㎡のうち1,200㎡について、密生したモウソウチクやマダケを約2m間隔で残し、残りの竹林を伐採しました。伐採した竹は、枝打ちした後3m程度に切断し、傾斜地に残した竹を支柱として積み上げ、がけ崩れなどの災害発生を防止しています。

環境の保全を図っていくためには、市民・事業者・行政が、それぞれの立場で取組を推進していくことが必要です。

そこで毎年、積極的に環境に配慮した活動を行っている方達の取組を広く紹介し、さらに活動の輪を広げていこうと、市内の小中学校、市民団体や事業者等の方にこれまでの活動報告を提出していただき、その活動報告をひたちなか市公式ホームページに掲載しています。（提出いただいた原稿をそのまま掲載しています。）

なお、来年度以降も掲載は続けていく予定です。来年度以降の掲載を希望される事業者、市民団体等の代表の方は以下までご連絡下さい。

【掲載に関する問い合わせ先】

ひたちなか市市民生活部環境保全課 担当 鈴木
TEL 029-273-0111（代表）
FAX 029-272-2435

参考資料2 環境保全行政組織・機構

2-1 機構・事務分掌（平成25年4月1日現在）

(1) 組織

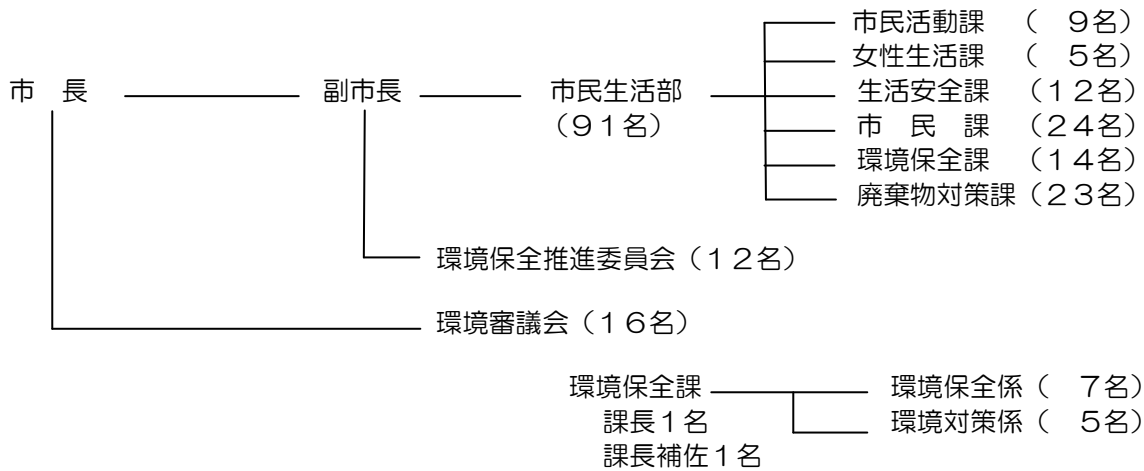


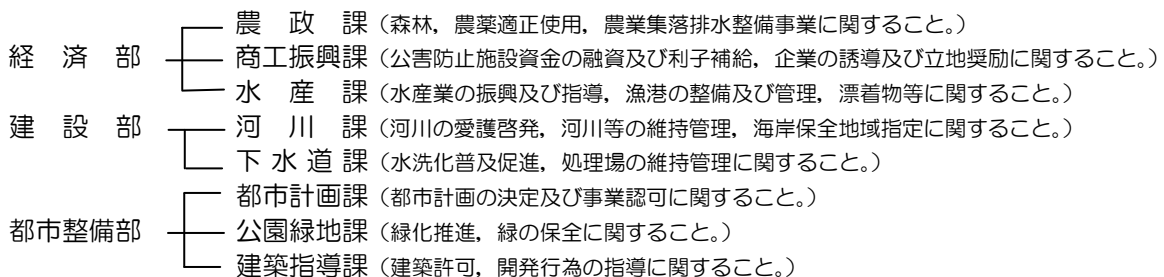
図 環境保全行政機構図

(2) 事務分掌

表 環境保全課事務分掌

環境保全係	環境対策係
1 環境保全対策に関すること。	1 公害防止対策に関すること。
2 環境審議会に関すること。	2 公害に係る規制及び発生源の監視に関すること。
3 環境衛生対策に関すること。	3 水質、大気、騒音、振動等の測定分析に関すること。
4 空き地等の適正管理に関すること。	4 公害防止協定に関すること。
5 そ族、昆虫に関すること。	5 公害に係る苦情の処理に関すること。
6 スズメ蜂の駆除に係る補助に関すること。	6 生活排水の処理の適正化に関すること。
7 市営墓地に関すること。	7 土の採取及び土砂等による土地の埋立等の規制に関すること。
8 墓地、埋葬等に関すること。	8 水道法に基づく専用水道に関すること。
9 ひたちなか・東海広域事務組合に関すること。	9 小簡易専用水道（小規模水道から供給を受ける水のみを水源とする水道に限る。）、小規模水道及び飲用井戸等に関すること。
10 鳥獣の保護及び狩猟に関すること。	
11 課内の庶務及び予算経理に関すること。	

(3) 環境保全関連行政組織と事務内容



2-2 ひたちなか市環境審議会

ひたちなか市附属機関の設置に関する条例に基づき、環境の保全に関する市長の諮問機関として、平成7年4月に設置しています。委員の任期は2年であり、平成24年4月から下記の委員が選出されています。

当審議会は、学識経験者7名、企業、公共的団体及びコミュニティ代表等関係団体役職員9名の計16名の委員で構成されています。（平成25年4月現在）

平成25年度の審議会は、平成26年2月13日に開催されました。

表 ひたちなか市環境審議会委員（平成25年4月現在）

	役 職 名	氏 名	備 考
学識経験者	茨城大学人文学部准教授	原 口 弥 生	
	茨城工業高等専門学校特任教授	蝦 名 不二夫	会 長
	(社)ひたちなか市医師会理事	山 内 孝 義	
	ひたちなか薬剤師会理事	北 条 くみ子	
	(一社)茨城県環境管理協会理事長	根 本 俊 英	副会長
	ひたちなか市立阿字ヶ浦中学校校長	伏 見 美 穂	
	茨城県県民センター総室県央環境保全室室長	山 口 隆	
関係団体役職員	(株)日立製作所都市開発システム社総務部部長代理	横 山 和 弘	
	連合茨城常陸野地域協議会事務局長	佐々木 博 二	
	ひたちなか農業協同組合代表理事組合長	砂 押 英 明	
	ひたちなか商工会議所副会頭	柳 生 修	
	女性情報バンク登録者	菊 地 美智子	
	ひたちなか市ボランティア連絡協議会書記	曾根原 槇 子	
	ひたちなか市市民憲章推進協議会環境部会長	飛 田 要 一	
	ひたちなか生活学校	桐 原 悦 子	
	ひたちなか市の環境を良くする会会長	栗 田 裕 子	

2-3 那珂川水系水質保全協議会

那珂川及びその水系河川の水質汚濁防止のため、茨城県内那珂川流域の5市町が一体となり河川浄化を推進することを目的として昭和58年に発足しました。

(1) 構成市町

水戸市、ひたちなか市、常陸大宮市、那珂市、城里町

(2) 主な事業

- ア. 水質保全に関する広報及び啓発活動
- イ. 水質保全に関する調査及び研究活動
- ウ. 水質保全に関する研究会及び講演会等の開催
- エ. 水質保全協力員による河川の調査

(3) 水質保全協力員と職務

協議会全体で25名の水質保全協力員を委嘱（任期2年）しており、本市では6名が委嘱されています。協力員の職務は、研修会や講演会への出席、水質保全行政への提言、水質情報の提供であり、毎月1回、担当河川の水温測定並びに濁り具合などの目視調査を行い行政へ報告しています。

表 本市の水質保全協力員と担当河川
(平成25年4月現在：敬称略)

水質保全協力員氏名	担当河川	水質保全協力員氏名	担当河川
小 瀧 達 雄	那珂川	安 妙 子	中丸川
山 縣 善 夫	早戸川	安 和 子	大 川
吉 田 徳次郎	中丸川	岡 田 亘 右	本郷川

参考資料3 環境保全行政のあゆみ

昭和39年		市内河川水質測定開始（県衛生研究所委託）
42年		勝田市公害問題連絡協議会設置
42年	7月	茨城県公害防止条例制定
	8月	公害対策基本法制定
43年	1月	勝田市企画室市民相談所に公害交通係設置
	7月	2市1村行政連絡協議会発足（勝田市，那珂湊市，東海村）
44年	9月	那珂湊市公害防止施設資金保証料補助要項制定
45年	10月	市内河川実態調査実施
	10月	市内騒音実態調査実施
	10月	水戸対地射爆撃場振動調査実施
46年	4月	勝田市に部に属さない公害交通対策課設置
	4月	勝田市公害防止施設資金利子補給金交付規則制定
	6月	大気汚染防止法，水質汚濁防止法施行に伴う届出制開始（市經由）
	7月	環境庁発足
	10月	茨城県公害防止条例全面改正（47年1月施行）
47年	4月	勝田市公害防止条例制定（9月施行）
	4月	勝田市環境保全部設置に伴い公害交通課が同部に所属
	4月	那珂湊市市民相談室に公害交通係設置
	7月	勝田市公害対策審議会設置
	10月	し尿処理場の悪臭測定実施
48年	2月	主要交差点の自動車排出ガス環境調査開始
	3月	那珂川について水質汚濁に係る環境基準の類型指定
	3月	公害分析室を設置
	4月	茨城県光化学スモッグ対策要綱策定，実施
	5月	大気の汚染に係る環境基準告示
	5月	中丸川，大川，本郷川，早戸川及び新川について水質汚濁に係る環境基準の類型指定
	6月	河川通日調査開始
	6月	浮遊粉じん測定開始
49年	4月	県が市役所敷地内に一般環境大気測定局を設置
	6月	那珂湊市土採取事業規制条例制定（6月施行）
	6月	降下ばいじん測定開始
50年	1月	環境騒音の測定を開始し，市街化区域の騒音実態調査を実施（3月まで）
	10月	勝田市全域騒音規制法の地域指定告示・施行
	10月	勝田市市街化区域悪臭防止法の地域指定告示・施行
51年	11月	悪臭測定開始
52年	5月	茨城県公害防止条例に基づき勝田地域公害防止計画公告
53年	12月	河川流達調査開始
54年	8月	庁内に水戸射爆撃場跡地利用環境問題研究会設置
55年	4月	公害分析室を公害分析センターと改称し下水浄化センター内へ移設
	5月	公共下水道一部供用開始
56年	3月	環境騒音実態調査実施
57年	3月	公害測定結果の年次報告書「公害の概況」を発刊
	12月	勝田地域公害防止計画終結
	12月	2市1村行政連絡協議会の下部組織として環境問題検討連絡会設置
58年	4月	茨城県環境影響評価要綱告示
	5月	振動測定開始
	11月	那珂川水系水質保全協議会発足
	11月	市内土壌調査開始（5か年）
59年	3月	勝田市域（工業専用地域を除く。）振動規制法の地域指定告示（7月施行）
	3月	那珂湊市域（工業専用地域を除く。）騒音規制法の地域指定告示（7月施行）
	7月	生活雑排水の処理施設機能調査開始（5か年）
	12月	騒音に係る環境基準の類型指定告示・施行
60年	10月	環境騒音実態調査実施（11月まで）

61年	4月	市内河川水生生物調査開始（4か年）
	8月	海域水質測定開始
62年	4月	公害分析センターの業務の一部を委託
	10月	地下水汚染調査開始
63年	3月	那珂湊市公害防止条例制定（4月施行）
	4月	那珂湊市公害対策審議会設置
	4月	勝田三中屋上での風向・風速観測開始
	8月	常陸那珂火力発電所環境影響評価準備書に対する意見提出
平成元年	3月	那珂湊市域（工業専用地域を除く。）振動規制法の地域指定告示（4月施行）
	2年	4月 土壌浄化法による生活雑排水宅内処理施設設置補助事業開始 9月 ゴルフ場排水農薬検査開始
4年	11月	環境騒音実態調査実施（12月まで）
	2月	市役所屋上での酸性雨自動測定開始
5年	4月	家庭用合併処理浄化槽等設置補助事業開始
	6月	常陸那珂港第3・第4ふ頭地区における公有水面埋立事業及び廃棄物最終処分場建設事業に係る環境影響評価準備書に対する意見提出
	7月	常陸那珂港環境保全連絡協議会発足（港湾事業者、ひたちなか市、東海村）
6年	11月	勝田市、那珂湊市合併によりひたちなか市誕生 （環境生活部環境保全課、那珂湊総合支所市民生活担当部環境保全課発足）
	11月	ひたちなか市公害防止条例施行
7年	4月	機構改革により市民生活部環境保全課（環境保全係、生活環境係、公害対策係の3係）に統合、改称
	4月	ひたちなか市環境審議会設置
9年	11月	環境騒音実態調査実施（3月まで）
	1月	市内土壌調査開始（第2次、5か年）
10年	9月	ひたちなか市公害防止条例施行規則改正・施行
	9月	常陸那珂火力発電所との公害防止協定締結
	9月	県央地先水域について水質汚濁に係る水域類型の指定告示・施行
	3月	県が市毛小敷地内に一般環境大気測定局を設置
	3月	中丸川水域（本郷川、大川含む。）、早戸川水域について 水質汚濁に係る水域類型の改訂告示（4月施行）
	4月	機構改革により環境保全係、公害対策係の2係に統合
11年	6月	県がダイオキシン類環境汚染実態調査を実施（前渡小、三反田小） （6、9、11、1月に大気調査、9月に土壌調査を実施）
	9月	騒音に係る環境基準改正（11年4月施行）
	3月	茨城県環境影響評価条例制定（6月施行）
	3月	騒音に係る環境基準（改正）の類型当てはめ告示（4月施行）
12年	7月	ダイオキシン類対策特別措置法制定（12年1月施行）
	12月	茨城県公害防止条例を改正し県央地先水域の排水規制を強化（12年4月施行）
12年	3月	市内土壌調査終了
	3月	ひたちなか市環境基本条例制定（4月施行）
13年	11月	環境騒音実態調査実施（12月まで）
	1月	環境省発足
14年	3月	ひたちなか市温暖化防止実行計画策定（4月実施）
	3月	騒音規制法の政令市指定告示（4月施行）
	3月	ひたちなか市環境基本計画策定
15年	5月	土壌汚染対策法制定（15年2月施行）
	3月	第3回世界水フォーラム（大阪）において、沢田湧水について発表
16年	3月	那珂湊地域悪臭防止法の地域指定告示（15年4月施行）
	10月	茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例制定（16年4月施行）
	11月	ひたちなか市エコオフィス計画策定
17年	3月	ひたちなか市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例制定 （16年7月施行）
	3月	茨城県まちづくり特例市制度要綱に基づく、騒音規制法、振動規制法及び 悪臭防止法の地域の指定などの事務権限委譲（17年4月施行）。同要綱に基 づく、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法、

		特定工場における公害防止組織の整備に関する法律及び茨城県公害防止条例」 の届出受理等の事務権限委譲（18年4月施行）
	3月	茨城県生活環境の保全等に関する条例制定（17年10月施行）
18年	3月	ひたちなか市まちをきれいにする条例制定（18年7月施行）
	10月	ひたちなか市環境基本計画改定
19年	3月	ひたちなか市ごみ処理基本計画改定
20年	3月	ひたちなか市環境学習推進計画策定
20年	3月	ひたちなか市の環境を良くする会設立
21年	12月	ひたちなか市土砂等による土地の埋立て等の規則に関する条例改正（22年2月 施行）
24年	5月	ひたちなか市第2次環境基本計画策定
25年	6月	ひたちなか市第2次エコオフィス計画策定

参考資料4 環境測定データ

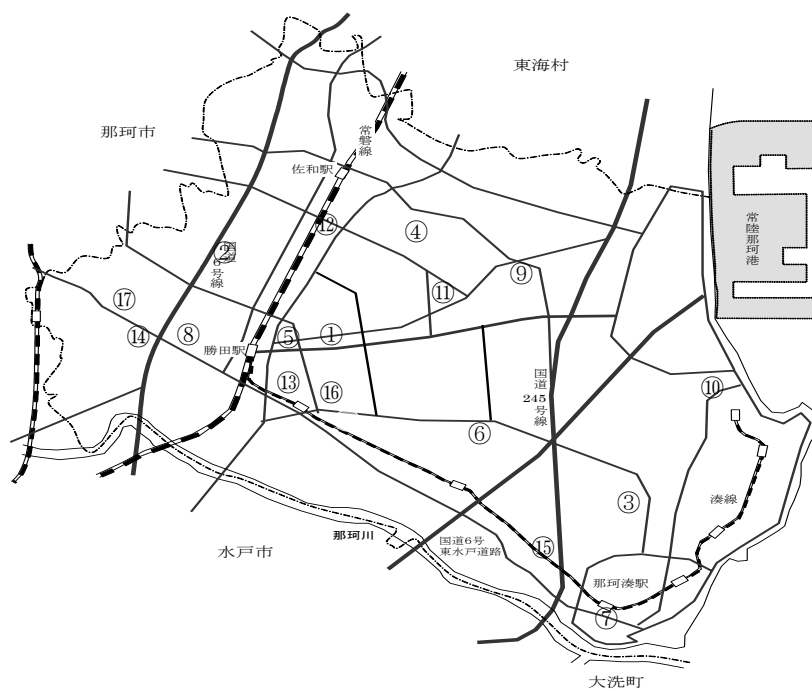
4-1 大気汚染

(1) 測定地点及び測定項目

本市の大気環境の状況を把握するため、下表に示す測定を行っています。茨城県が設置している一般環境大気測定局2局をはじめ、市独自で簡易測定法による監視や自動車排出ガス環境濃度調査等を実施しています。

表 測定地点及び測定項目

項目	測定地点	No	測定項目	測定頻度			
大気常時監視	常陸那珂勝田測定局 (ひたちなか市役所)	①	SO ₂ , NO ₂ , O _x , SPM	通年 (県実施)			
	ひたちなか測定局 (市毛小)	⑱	NO ₂ , SPM				
硫黄酸化物 及び 窒素酸化物	ひたちなか市役所	①	SO _x , NO _x (アルカリろ紙法)	通年			
	文化会館	⑬					
	勝田二中	⑧					
	田彦消防署	②					
	高野小	④					
	湊一小	⑦					
	阿字ヶ浦中	⑩					
降下ばいじん	部田野公民館	③	不溶性物質 溶解性物質 (デポジットゲージ法)	通年			
	勝田二中	⑧					
	高野小	④					
	ひたちなか市役所	①					
	中根小	⑥					
浮遊粒子状物質	湊一小	⑦	SPM, Cu, Pb, Mn, Cd (ローボリウムエアサンプラー 法)	隔月 6回/年			
	阿字ヶ浦中	⑩					
	部田野公民館	③					
	斉藤自工	⑫					
	東石川小	⑤					
	文化会館	⑬					
	勝田一中	⑯					
	ひたちなか市役所	①					
	田彦消防署	②					
	自動車排出ガス	市毛十字路			⑭	NO, NO ₂ , CO, NMHC, CH ₄ , SPM, 風向風速	1回/年 (2カ所)
		田中後交差点			⑮		
雨水成分	ひたちなか市役所	①	pH, EC, 水温, 雨量, F ⁻ , Cl ⁻ , NO ₂ ⁻ , NO ₃ ⁻ , PO ₄ ³⁻ , SO ₄ ²⁻	通年			
風向・風速	勝田三中	⑨	風向・風速	通年			



茨城港
常陸那珂港区

番号	測定地点
①	ひたちなか市役所
②	田彦消防署
③	部田野公民館
④	高野小
⑤	東石川小
⑥	中根小
⑦	湊一小
⑧	勝田二中
⑨	勝田三中
⑩	阿字ヶ浦中

番号	測定地点
⑪	勝田高校
⑫	斉藤自工
⑬	文化会館
⑭	市毛十字路
⑮	田中後
⑯	勝田一中
⑰	市毛小

(2) 測定結果

ア 硫黄酸化物 (SO_x)

(ア) 二酸化硫黄 (大気常時監視)

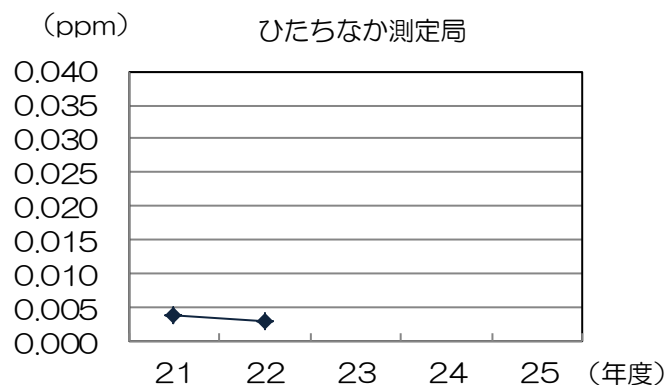
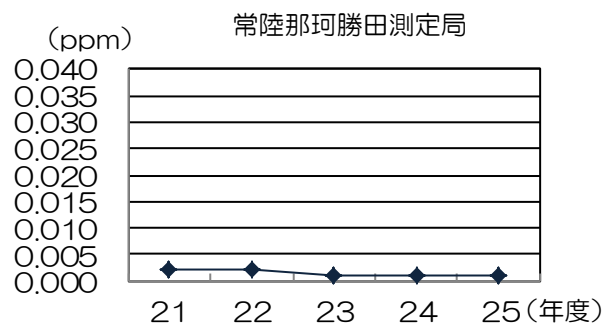
常陸那珂勝田、ひたちなか測定局とも環境基準を超えた日はありませんでした。年平均値については、過去5年間大きな変化は見られず、低濃度かつ横ばいで推移しています。

表 二酸化硫黄測定結果 (年平均値)

単位: ppm

年度	H21	H22	H23	H24	H25
常陸那珂勝田測定局	0.002	0.002	0.001	0.001	0.001
ひたちなか測定局※	0.004	0.003	—	—	—

※平成23年度よりひたちなか測定局は測定終了。



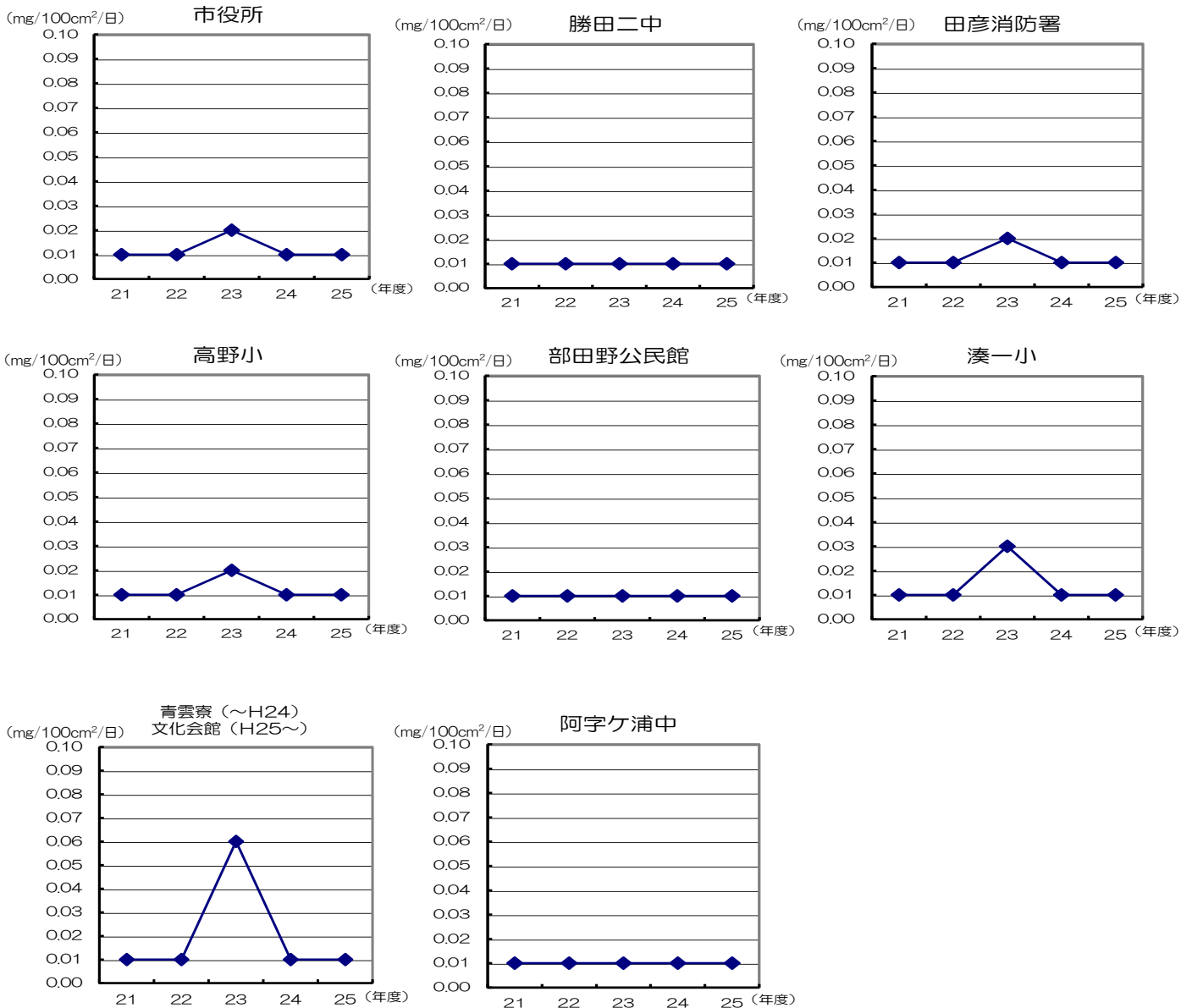
(イ) 硫黄酸化物 (アルカリろ紙法)

年平均値は、0.01 mg/100cm²/日以下でした。過去5年間大きな変化は見られず、低い値で推移しています。

表 硫黄酸化物測定結果 (年平均値) 単位: mg/100cm²/日

年度 \ 地点	H21	H22	H23	H24	H25
市役所	0.01	0.01	0.02	0.01	0.01
勝田二中	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
田彦消防署	0.01	0.01	0.02	0.01	0.01
高野小	0.01	0.01	0.02	0.01	0.01
部田野公民館	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
湊一小	0.01	0.01	0.03	0.01	0.01
青雲寮 (※1)	0.01	0.01	0.06	0.01	—
文化会館	—	—	—	—	0.01
阿字ヶ浦中	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01

※1 平成25年度から測定地点が1地点変更: 青雲寮 → 文化会館



イ 窒素酸化物 (NO_x)

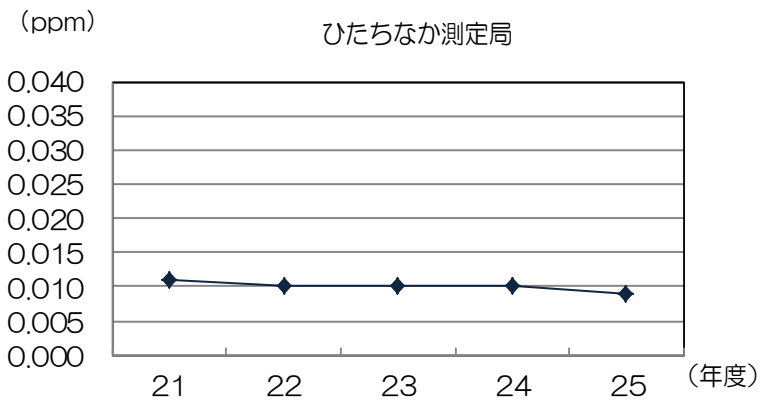
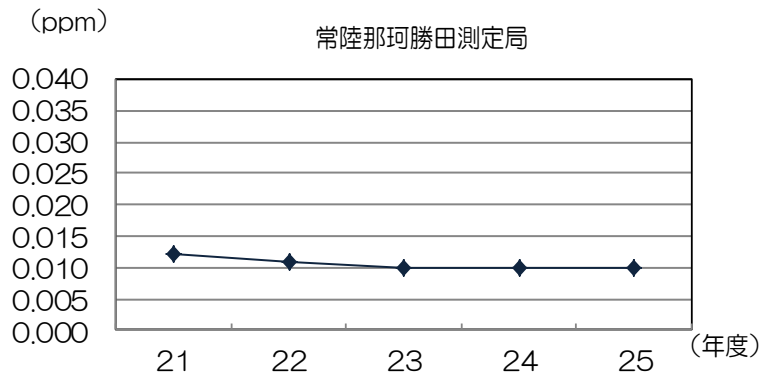
(ア) 二酸化窒素 (大気常時監視)

常陸那珂勝田，ひたちなか測定局とも環境基準を超えた日はありませんでした。年平均値については，過去5年間大きな変化は見られず，低濃度かつ横ばいで推移しています。

表 二酸化窒素測定結果 (年平均値)

単位：ppm

地点 \ 年度	H21	H22	H23	H24	H25
常陸那珂勝田測定局	0.012	0.011	0.010	0.010	0.010
ひたちなか測定局	0.010	0.010	0.010	0.009	0.010



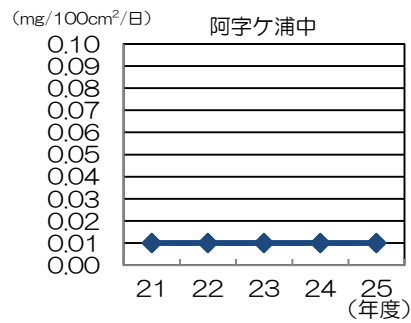
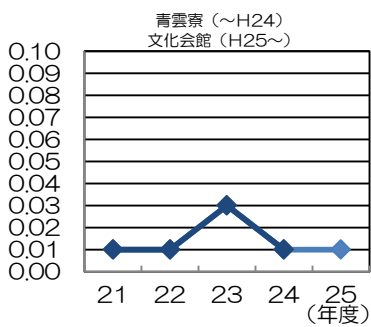
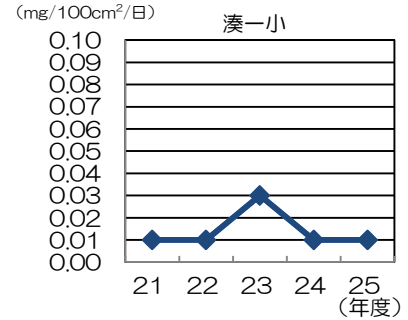
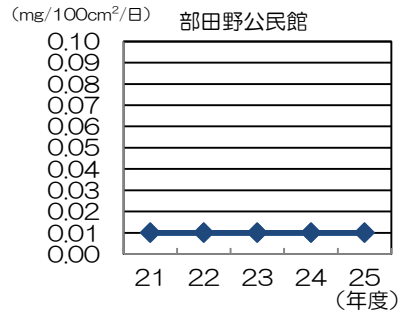
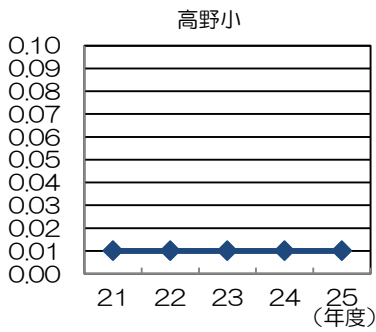
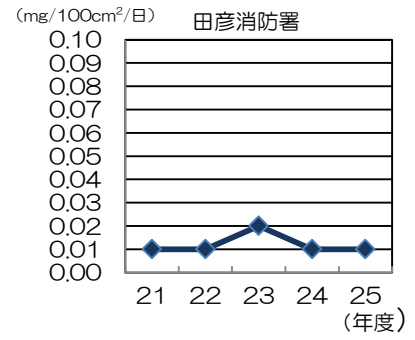
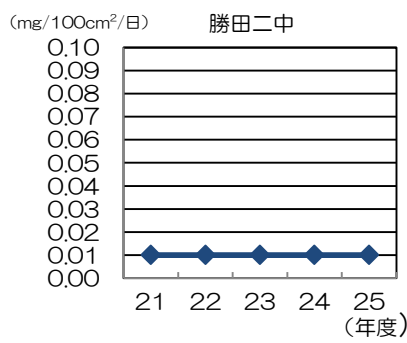
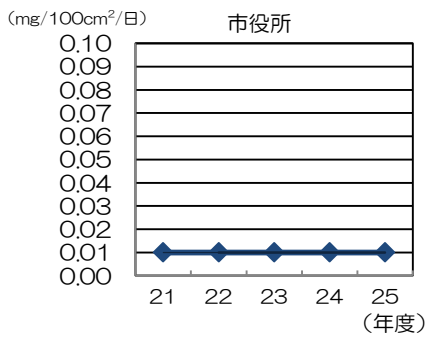
(イ) 窒素酸化物（アルカリろ紙法）

各地点とも年平均値は0.01mg/100cm²/日以下でした。過去5年間大きな変化は見られず、低い値で推移しています。

表 窒素酸化物測定結果（年平均値） 単位：mg/100cm²/日

地点 \ 年度	H21	H22	H23	H24	H25
市役所	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
勝田二中	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
田彦消防署	0.01	0.01	0.02	0.01	0.01
高野小	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
部田野公民館	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
湊一小	0.01	0.01	0.03	0.01	0.01
青雲寮（※1）	0.01	0.01	0.03	0.01	—
文化会館	—	—	—	—	0.01
阿字ヶ浦中	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01

※1 平成25年度から測定地点が1地点変更：青雲寮 → 文化会館



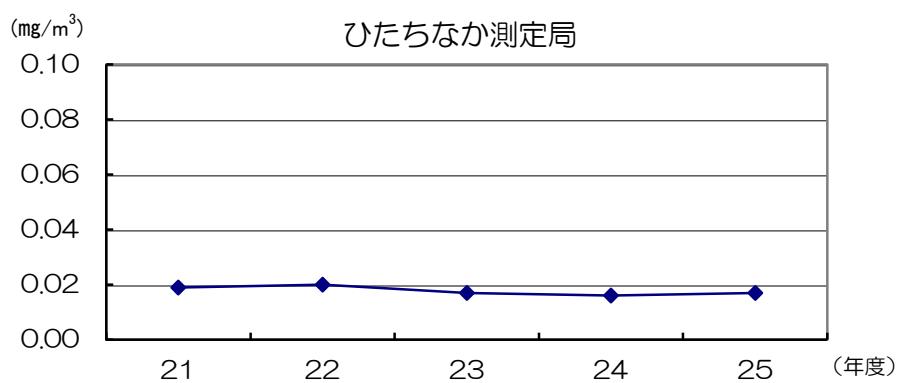
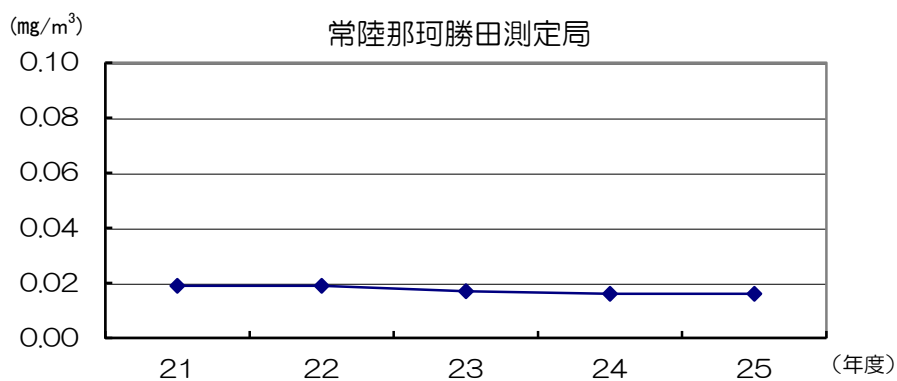
ウ 浮遊粒子状物質 (SPM)

(ア) 浮遊粒子状物質 (大気常時監視)

常陸那珂勝田、ひたちなか測定局ともに環境基準を超えた日はありませんでした。年平均値については、過去5年間の状況を見ると大きな変化は見られずほぼ横ばいの状態で推移しています。

表 浮遊粒子状物質測定結果

地点	年度		H21	H22	H23	H24	H25
	項目						
常陸那珂勝田 測定局	年平均値 (mg/m ³)		0.019	0.019	0.017	0.016	0.016
	環境基準 超過	0	0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0	0
ひたちなか 測定局	年平均値 (mg/m ³)		0.019	0.020	0.017	0.016	0.017
	環境基準 超過	0	0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0	0



(イ) 浮遊粒子状物質（ローボリウムエアサンプラー法）

年平均値の最高値は阿字ヶ浦中の $0.022\text{mg}/\text{m}^3$ で、最低値は勝田高校、勝田一中、部田野公民館の $0.014\text{mg}/\text{m}^3$ でした。過去5年間の状況を見ると大きな変化は見られず、ほぼ横ばいの状態で推移しています。

表 浮遊粒子状物質測定結果（年平均値）

単位： mg/m^3

年度 地点	H21	H22	H23	H24	H25
勝田三中	0.018	0.018	0.018	0.021	0.015
勝田高校	0.017	0.018	0.018	0.020	0.014
高野小	0.016	0.018	0.020	0.021	0.016
東石川小	0.020	0.018	0.020	0.017	0.015
晨陽寮※1	0.021	—	—	—	—
勝田一中※1	—	0.018	0.017	0.017	0.014
勝田第一幼稚園※2	0.020	0.020	—	—	—
田彦消防署※2	—	—	0.019	0.016	0.016
青雲寮※3	0.020	0.019	0.021	0.017	—
文化会館※3	—	—	—	—	0.016
斎藤自工	0.020	0.019	0.018	0.017	0.016
市役所	0.020	0.019	0.018	0.015	0.015
湊一小	0.018	0.018	0.019	0.021	0.015
阿字ヶ浦中	0.015	0.016	0.020	0.022	0.017
部田野公民館	0.017	0.017	0.019	0.019	0.014

※1 平成22年度から測定地点が1地点変更：晨陽寮 → 勝田一中

※2 平成23年度から測定地点が1地点変更：勝田第一幼稚園 → 田彦消防署

※3 平成25年度から測定地点が1地点変更：青雲寮 → 文化会館

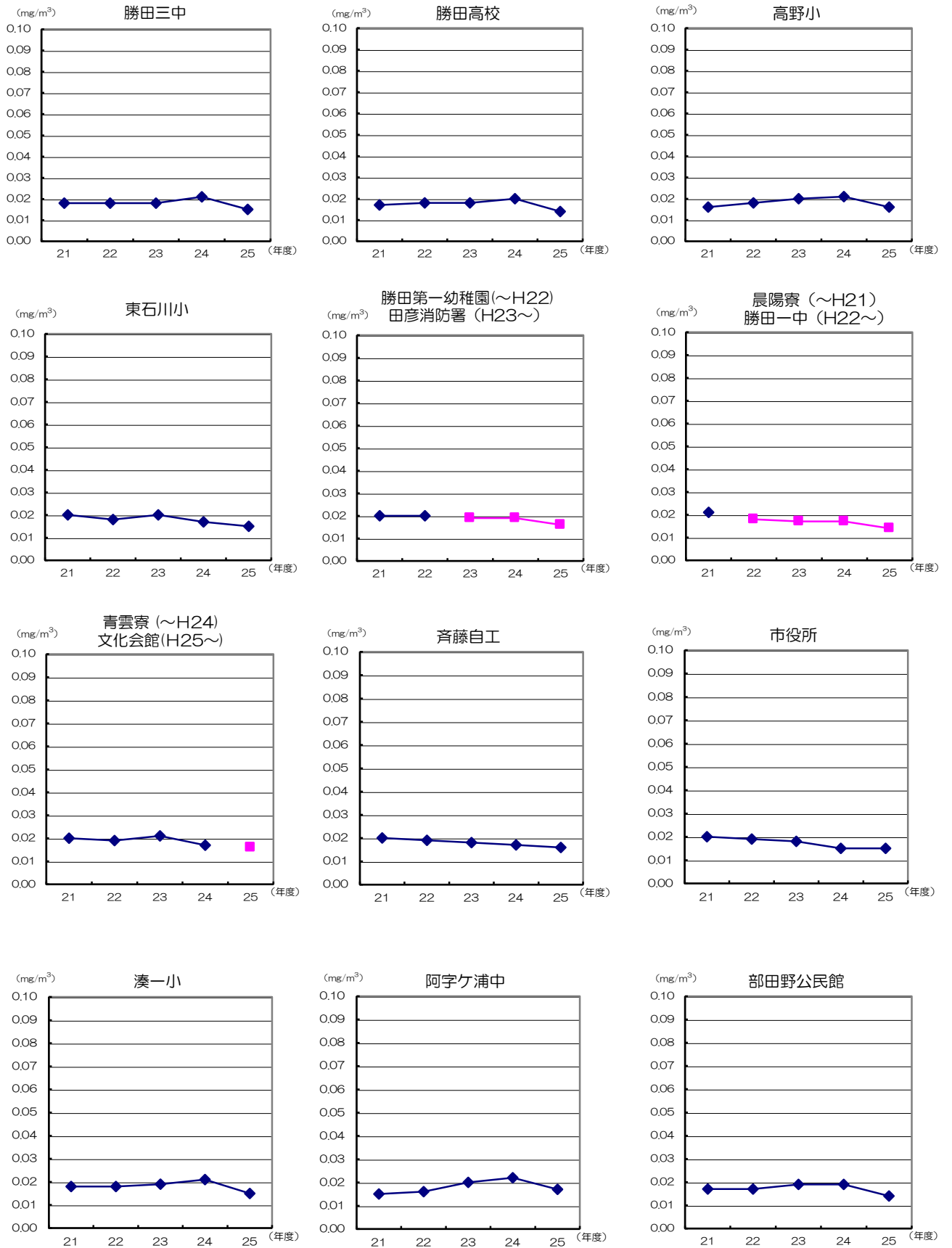


図 浮遊粒子状物質の年平均値の経年変化

エ 光化学オキシダント（大気常時監視）

常陸那珂勝田測定局で測定を行っており、環境基準を超えた日数は年間で30日でした。

過去5年間の状況を見ると、年平均値はほぼ横ばいで推移しています。環境基準を超えた日数は最も少ない年で30日、最も多いのが82日となっています。

表 光化学オキシダント測定結果（常陸那珂勝田測定局）

地 点	項 目	年 度				
		H21	H22	H23	H24	H25
常陸那珂 勝田測定局	昼間の1時間値の 年平均値 (mg/m ³)	0.032	0.034	0.031	0.031	0.031
	環境基準超過日数 (昼間の1時間値が 0.06ppm 以上の日数)	57	82	66	43	30

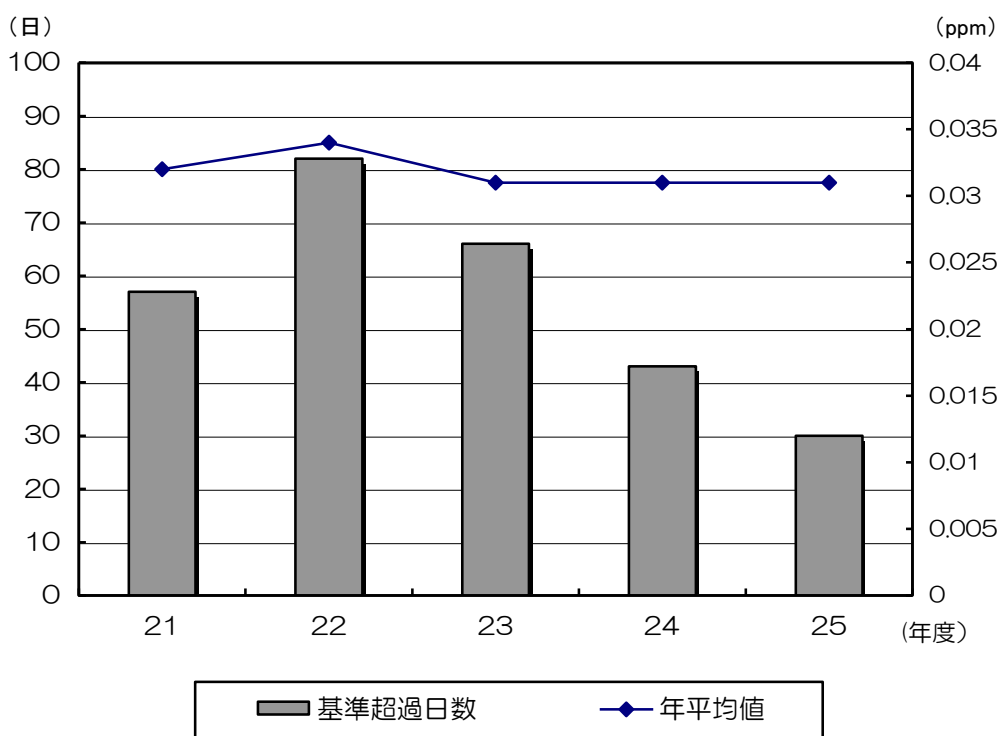


図 光化学オキシダントの年平均値及び基準超過日数の経年変化
(常陸那珂勝田測定局)

オ 降下ばいじん（デポジットゲージ法）

総量の年平均値は、1.91～2.66 t/km²/30日の範囲内で、最高値を示したのは勝田第二中学校，最低値を示したのは市役所でした。

また、過去5年間の状況を見ると、総量の年平均値は1.56～2.66 t/km²/30日の範囲で推移しています。

表 降下ばいじんの経年変化 単位：t/km²/30日

地点	年度	H21	H22	H23	H24	H25
勝田二中		1.14	0.99	1.05	1.09	0.74
		1.13	0.87	1.37	1.33	1.92
		2.27	1.86	2.42	2.42	2.66
高野小		0.89	0.80	1.20	1.13	0.64
		0.73	1.21	1.42	1.38	1.63
		1.62	2.02	2.62	2.51	2.27
市役所		0.75	0.85	0.98	0.79	0.65
		0.81	1.19	1.42	0.96	1.26
		1.56	2.04	2.40	1.75	1.91
中根小		0.95	0.88	0.88	1.12	0.83
		1.24	1.07	1.38	1.05	1.71
		2.19	1.95	2.26	2.17	2.54
湊一小		1.05	0.65	1.10	1.09	0.75
		1.04	1.60	1.52	1.36	1.46
		2.09	2.25	2.63	2.45	2.21

上段：不溶解性物質，中段：溶解性物質，下段：総量

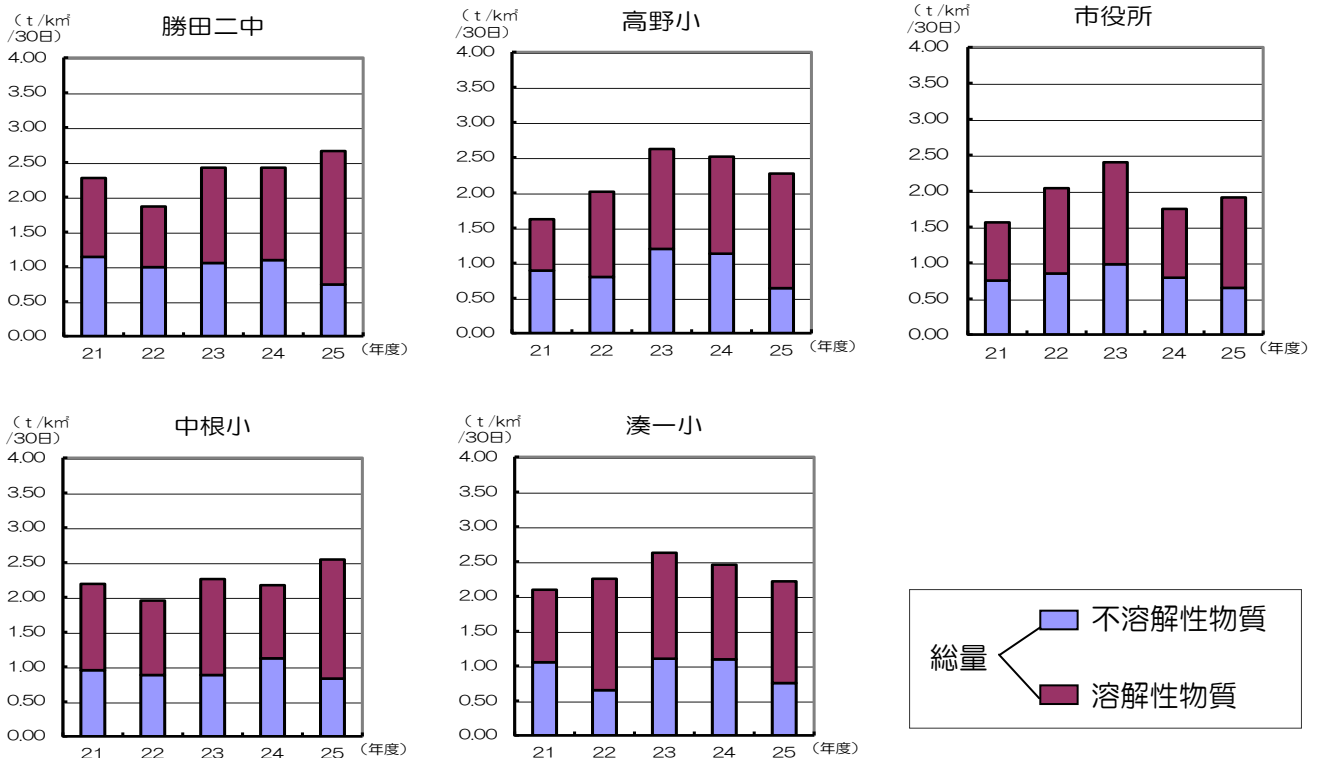


図 降下ばいじんの年平均値の経年変化

カ 自動車排出ガス

本市では、自動車排出ガスによる環境汚染実態を把握する目的で自動車排出ガスによる環境濃度測定調査を実施しています。平成25年度は市毛十字路と田中後交差点の2地点で測定調査を行いました。調査物質は次のとおりです。

CO：一酸化炭素	NO：一酸化窒素	NO ₂ ：二酸化窒素	CH ₄ ：メタン
NMHC：非メタン系炭化水素	SPM：浮遊粒子状物質		
風向	風速		
単位：CO・NO・NO ₂ ：ppm, SPM：mg/m ³ , CH ₄ ・NMHC：ppmC			

(ア) 市毛十字路

平成25年9月21日から9月27日までの7日間調査を行いました。

CO、NO₂、SPM及びNMHCについては環境基準を達成していました。測定期間中の各物質の平均値は下表のとおりで、過去5年間の状況を見ると大きな変化はありません。

風向頻度は東、次いで東北東が高く、東よりの偏った風を観測しました。また、期間中の平均風速は2.5m/sで、1.2%の静穏を観測しました。

表 市毛十字路における期間平均値の経年変化

項目 \ 年度	H21	H22	H23	H24	H25
CO	0.4	0.3	0.4	0.3	0.3
NO	0.050	0.026	0.02	0.026	0.015
NO ₂	0.020	0.015	0.013	0.017	0.014
SPM	0.019	0.049	0.012	0.013	0.013
CH ₄	1.85	1.96	1.86	1.84	1.91
NMHC	0.11	0.28	0.16	0.11	0.11

(イ) 田中後交差点

調査は平成25年10月1日から10月7日までの7日間行いました。

CO、NO₂、SPM及びNMHCについては環境基準を達成しています。測定期間中の各物質の平均値は下表のとおりで、過去5年間の状況を見ると大きな変化はありません。

風向頻度は北北東、次いで北が高く、北東よりの偏った風を多く観測しました。また、期間中の平均風速は3.3m/sで、3.0%の静穏を測定しました。

表 田中後交差点における期間平均値の経年変化

項目 \ 年度	H21	H22	H23	H24	H25
CO	0.2	0.2	0.3	0.3	0.2
NO	0.011	0.022	0.011	0.010	0.007
NO ₂	0.011	0.003	0.008	0.012	0.009
SPM	0.011	0.028	0.015	0.014	0.008
CH ₄	1.82	1.95	1.79	1.82	1.88
NMHC	0.12	0.19	0.08	0.06	0.06



田中後交差点における自動車排出ガス環境濃度測定

キ 酸性雨

ひたちなか市役所屋上において酸性雨自動分析システムにより雨水中のpH，導電率等の測定を行っています。

平成25年度の測定結果は下表のとおりです。

表 雨水成分の経月変化

項目 \ 月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	平均
pH	5.12	5.10	4.88	5.06	5.21	5.89	6.26	5.90	5.29	4.81	5.09	4.85	5.15
導電率 (μ s/ m ²)	26	16	27	18	20	5	10	29	11	7	69	10	24
降水量 (mm)	131.5	86.0	56.5	117.5	50.0	158.5	130.5	20.5	41.5	27.5	186.0	116.5	1122.5
水温 ($^{\circ}$ C)	11.5	17.3	20.4	23.0	26.4	24.2	17.2	19.8	9.7	10.6	10.5	11.4	16.8

※pH，導電率の平均については、月ごとの平均ではなく降雨全体の平均

※降水量については年間合計値

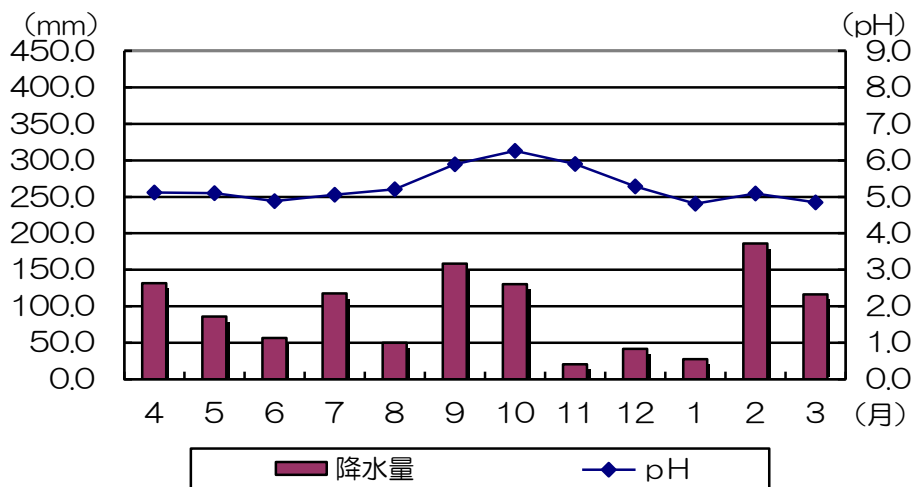
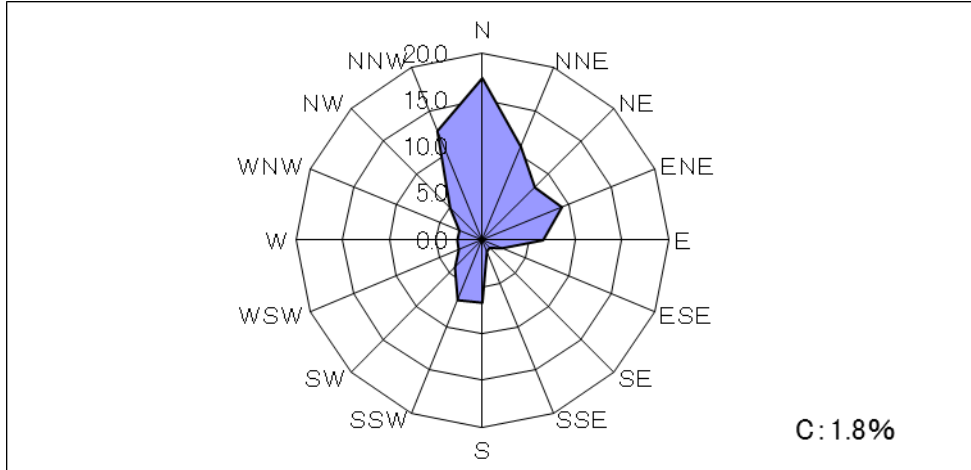


図 雨水pH及び貯水量の経月変化

ク 風向・風速測定結果

勝田第三中学校の屋上において、風向・風速の測定を行っています。測定結果は、以下のとおりです。



C：静穏 風速0.4m/s未満の状態を示す。

図 年間風配図

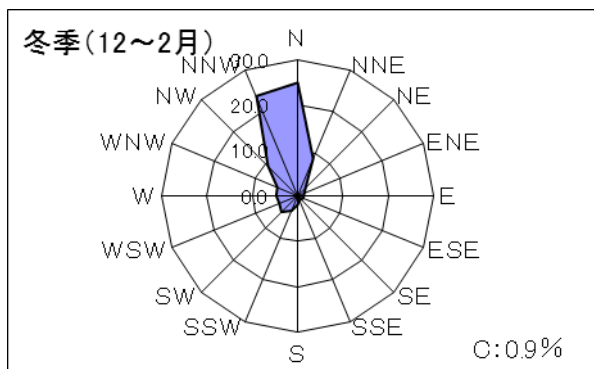
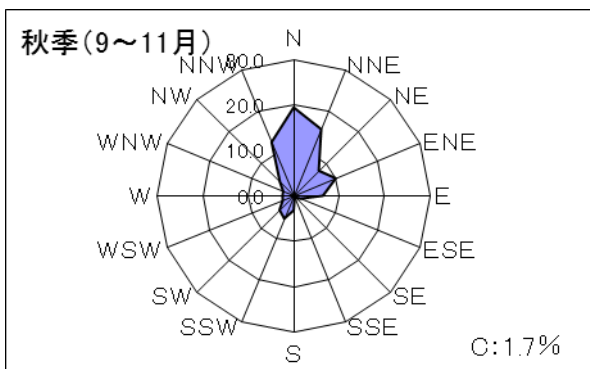
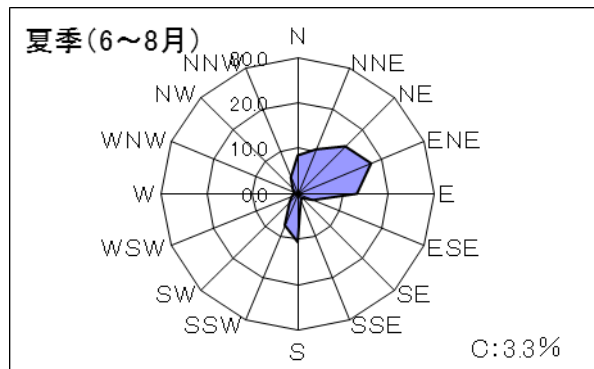
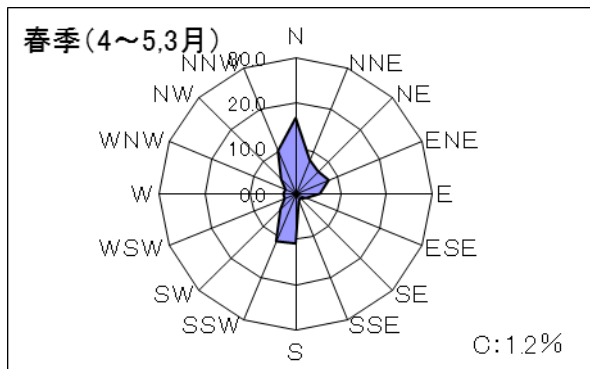


図 季節別風配図

表 月別風速階級割合

単位：%

月 風速 (m/s)	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間
0.0~ 0.4	2.6	3.5	6.7	7.7	7.2	4.4	2.6	3.2	2.3	2.3	3.2	2.4	4.0
0.5~ 0.9	8.0	10.1	9.9	12.0	17.2	9.4	8.1	12.7	9.3	13.3	10.8	9.8	10.9
1.0~ 1.9	22.9	24.2	22.2	22.2	33.0	27.7	23.2	45.9	47.9	45.4	37.4	28.6	31.7
2.0~ 3.9	32.2	35.1	40.1	39.9	33.4	36.5	32.2	31.8	31.6	30.1	29.2	38.3	34.2
4.0~ 9.9	33.1	27.1	21.1	18.3	9.3	21.6	32.8	6.4	8.8	8.9	17.0	20.9	18.8
10.0 以上	1.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.4	1.0	0.0	0.0	0.0	2.4	0.0	0.4

表 季節別風向割合

単位：%

季節 風向	春期 (3~5月)	夏期 (6~8月)	秋期 (9~11月)	冬期 (12~2月)	年間
N	16.7	8.4	19.4	24.9	17.4
NNE	8.1	10.6	15.8	8.8	10.8
NE	7.0	14.8	7.8	2.4	8.0
ENE	7.9	17.5	10.0	1.6	9.3
E	5.3	13.0	6.4	1.3	6.5
ESE	2.4	3.6	1.6	1.3	2.3
SE	1.5	1.3	0.7	1.1	1.1
SSE	1.8	1.8	0.6	0.9	1.3
S	10.9	10.6	3.2	2.0	6.7
SSW	11.3	7.5	5.4	3.6	6.9
SW	4.7	2.5	4.4	5.1	4.2
WSW	2.6	1.4	2.6	4.4	2.8
W	2.7	0.8	2.5	4.7	2.7
WNW	2.4	0.9	2.5	4.9	2.7
NW	4.5	1.6	4.3	9.3	4.9
NNW	10.2	3.9	12.7	23.7	12.7
C	1.0	3.3	1.7	0.9	1.8

4-2 水質汚濁

(1) 測定地点及び項目

平成25年度に本市が実施した公共用水域の水質測定地点及び項目は、下表のとおりです。

表 公共用水域の水質測定地点と測定項目

ア 河川

河川名	地点名	測定回数	類 型	測 定 項 目				
				一 般	生活環境	健 康	特 殊	その他
中丸川	長者橋	6	C-ハ	○	○	○	○	○
中丸川	中根駅下	6	C-ハ	○	○	○		○
中丸川	柳沢橋	12	C-ハ	○	○	○	○	○
本郷川	本郷橋	6	C-ハ	○	○	○		○
本郷川	山崎工業団地下	6	C-ハ	○	○	○	○	○
大 川	救農橋	6	C-ハ	○	○	○	○	○
早戸川	睦 橋	12	B-□	○	○	○		○
早戸川	浄水場下	12	C-□	○	○	○	○	○
新 川	大江橋	12	C-イ	○	○	○		○

イ 海域

水域名	地点名	測 定 回 数	類 型	測 定 項 目				
				一 般	生活環境	健 康	特 殊	その他
茨城港 常陸那珂港区	南堤防	4	B-イ	○	○			
磯崎漁港	磯崎漁港	4	B-イ	○	○			
那珂湊漁港 平磯地区	平磯漁港	4	B-イ	○	○			
那珂湊漁港	那珂湊漁港	4	B-□	○	○			

- ※ 一般項目 : 天候, 流況, 色相, 臭気, 気温, 水温, 透視度, 流量等
 生活環境項目 : pH, DO, BOD, COD, SS, n-ヘキサン抽出物質, 大腸菌群数, 全窒素, 全亜鉛, 全りん, ノニルフェノール類
 健康項目 : カドミウム, 全シアン, 鉛, 六価クロム, 砒素, 総水銀, ヴンコメチル, 四塩化炭素, 1,2-ジクロロエタン, 1,1-ジクロロエタン, 1,2-ジクロロエタン, 1,1,1-トリクロロエタン, 1,1,2-トリクロロエタン, トリクロロエタン, 1,3-ジクロロプロパン, チウラム, シマジン, チオベンカルブ, ベンゼン, セレン, 硝酸性窒素, 亜硝酸性窒素, ふっ素, ほう素, 1,4-ジオキサン
 特殊項目 : フェノール類, 銅, クロム
 その他の項目 : 陰イオン界面活性剤, 塩化物イオン, 大腸菌数

(2) 測定結果

ア 河川

平成25年度に本市が定期的実施した市内5河川の水質測定結果では、環境基準で定める「人の健康の保護に関する環境基準」は、全調査地点で環境基準を達成していました。また、「生活環境の保全に関する環境基準」については、BOD、大腸菌群数で環境基準未達成の河川がありました。これらは生活排水対策が遅れていることによるものと思われます。

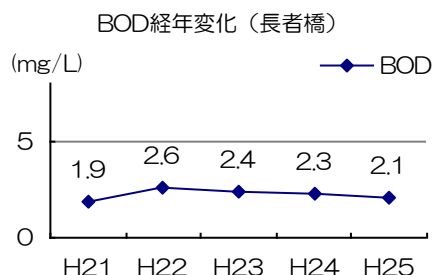
① 中丸川水域 中丸川 (環境基準の類型指定…C類型)

中丸川は田彦地区に源を発し、流路延長約9.2kmを有する河川です。上流は市域のやや西よりの市街地中央部を北から南へ流下し、中流域で支川の大川、本郷川を合流しながら水田地帯を西から東に流

れて那珂川に流入しています。この河川は護岸や川底も自然の形が比較的残っており、コイ、フナ、モズクガニ等の魚・甲殻類が生息し、下流では潮の干満により汽水域となっています。市では上流の長者橋、中流の中根駅下、下流の柳沢橋の3地点で定期的に水質測定を行いました。

①-1 長者橋

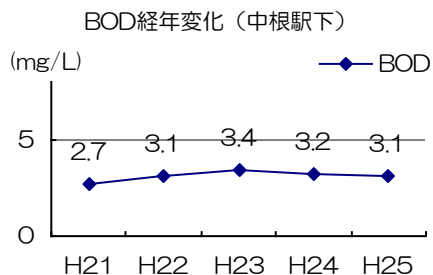
中丸川上流の水質を代表する地点で、平均的な流量は約17,100m³/日です。昭和40年代から50年代の前半にかけて、市街地からの排水により水質汚濁が進みましたが、流域周辺の公共下水道の整備により水質改善が図られてきています。平成25年度はBODについて環境基準値(5mg/L以下)を満たしています。



①-2 中根駅下

中丸川の支川である大川が合流した後の本川中流の水質を代表する地点で、平均的な流量は約76,600m³/日です。上流と中流の間には水質汚濁を起こす排水の流入はなく、合流する大川が希釈水の役割をしています。

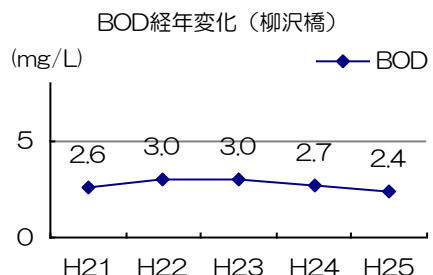
平成25年度はBODについて環境基準値(5mg/L以下)を満たしています。



①-3 柳沢橋

もうひとつの支川である本郷川が合流した後の中丸川の水質を代表する地点で環境基準点となっています。平均的な流量は約127,000m³/日です。中流と下流の間には水質汚濁を起こす排水の流入はなく、合流する本郷川の影響を受けやすいと考えられます。

平成25年度はBODについて環境基準値(5mg/L以下)を満たしています。



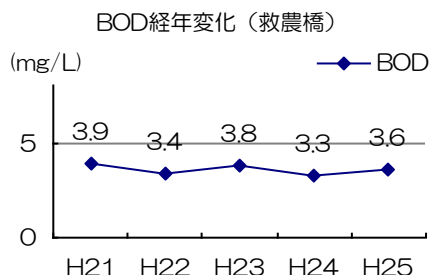
② 中丸川水域 大川 (環境基準の類型指定…C類型)

大川は稲田地区に源を発し、流路延長約6.2kmを有する河川で、市域中央部のやや西よりを北から南へ流下し中丸川に合流しています。上流は排水路として広範囲の生活排水等が流入していますが、中流では工業団地の排水が流入しており、中流以降は工場排水が河川流量の約半分を占めるといった特殊な河川です。中流以降は小魚等の魚類も生息しています。市では救農橋で定期的に水質測定を行いました。

②-1 救農橋(中丸川水域補助基準点)

大川の水質を代表する地点で、平均的な流量は約34,300m³/日です。上流の生活排水を河川流量の約半分以上を占める工場排水(処理水)で希釈しており、水質の変動は少ないです。

また、流域周辺の公共下水道の整備により水質は改善されてきており、平成25年度はBODについて環境基準値(5mg/L以下)を満たしています。



③ 中丸川水域 本郷川 (環境基準の類型指定…C類型)

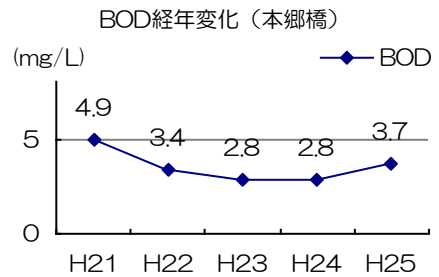
本郷川は高野地区に源を発し、流路延長約6.2kmを有する河川で、市域の中央部を北から南へ流下し中丸川に合流しています。上・中流域での宅地開発により、昭和60年代までは生活排水による水質汚濁が著しく進みましたが、公共下水道の整備に伴い水質は改善されてきています。また、下流には工業団地からの排水が流入しています。下流では魚類の確認ができます。

市では中流の本郷橋、下流の山崎工業団地下で定期的に水質測定を行いました。

③-1 本郷橋（中丸川水域補助基準点）

本郷川の水質を代表する地点で、平均的な流量は約7, 200 m³/日です。

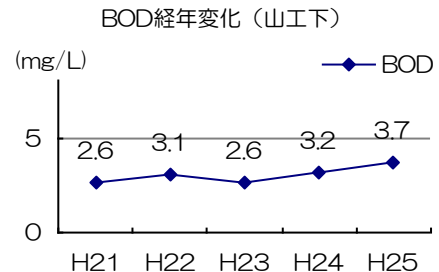
上流域の住宅開発に伴い生活排水の影響により水質汚濁が著しく進んだ時期もありましたが、その後は流域周辺の公共下水道の整備により水質改善が図られ、平成25年度はBODについて環境基準値（5 mg/L以下）を満たしています。



③-2 山崎工業団地下

本郷川下流の水質を代表する地点で、平均的な流量は約11, 900 m³/日です。

山崎第一・第二工業団地からの排水が合流した後の地点で排水量において大きな影響を受けています。平成25年度はBODについて環境基準値（5 mg/L以下）を満たしています。



④ 早戸川水域 早戸川（環境基準の類型指定…B及びC類型）

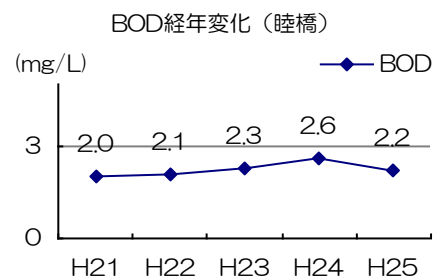
早戸川は那珂市に源を発し、市域流路延長約7 kmを有する河川で、市域の西側を北から南に流下し、中流においておさえん川を合流し、那珂川に合流しています。上流は畑地及び水田、中流が住宅地、下流が水田地帯となっており、中流では工場からの排水も流入しています。

市では上流の睦橋、下流の浄水場下で定期的に水質測定を行いました。

④-1 睦橋

早戸川のB類型指定区域の水質を代表する環境基準点で、平均的な流量は約29, 200 m³/日です。上流流域の住宅地からの生活排水の流入により水質がやや悪化した時期がありますが、平均的に低い数値を示しています。

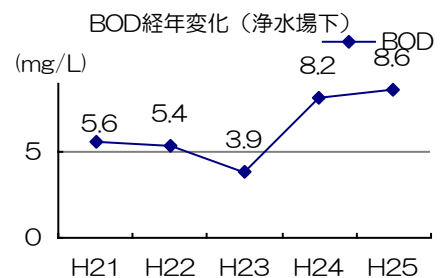
平成25年度はBODについて環境基準値（3 mg/L以下）を満たしています。



④-2 浄水場下

早戸川のC類型指定区域の水質を代表する環境基準点で、平均的な流量は約89, 700 m³/日です。中流において、生活排水が大半を占めるおさえん川と工業団地からの排水が大量に流入するため、上流地点と比較すると水質は悪くなります。また、平成14年度以降、上流側の河川改修工事により水質の悪化が見られました。

平成25年度はBODについて環境基準値（5 mg/L以下）を超過しました。



⑤ 新川水系 新川（環境基準の類型指定…C類型）

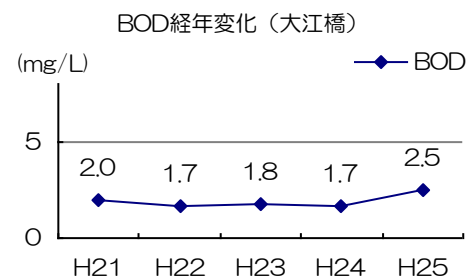
新川は那珂市に源を発し、市域流路延長約5.7 kmを有する河川で、市域の北端を西から東に流下し、東海村を経て太平洋に注いでいます。他の河川の流入はなく、一河川で一水系を形成しています。流域は丘陵に挟まれた水田地帯で、工場からの排水はほとんどありませんが住宅団地や市街地からの生活排水による水質汚濁の影響を受けています。

市では大江橋で定期的に水質測定を行いました。

⑤-1 大江橋

新川の水質を代表する環境基準点で、平均的な流量は約17, 800 m³/日です。住宅団地排水の影響を受け水質がやや悪化した時期がありました。現在は公共下水道の整備、污水处理施設の整備により水質は改善されてきています。

平成25年度はBODについて環境基準値（5 mg/L以下）を満たしています。



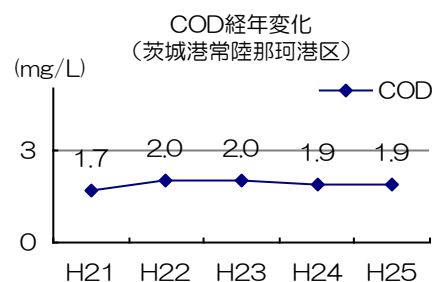
イ 海域

平成25年度に本市が定期的実施した海域4調査地点の水質測定結果では、全調査項目で環境基準を達成しています。

(ア) 茨城港常陸那珂港区

茨城港常陸那珂港区は、ひたちなか市、東海村にまたがり、50,000D/W級の大型コンテナ船が着岸できる新しい国際コンテナ港湾で、平成10年12月に一部供用を開始しています。この地区には広域公共下水道の終末処理施設があり、その処理排水が流入していますが、その他の工場排水や生活排水は流入していません。

平成25年度はCODについて環境基準値(3mg/L以下)を満たしています。

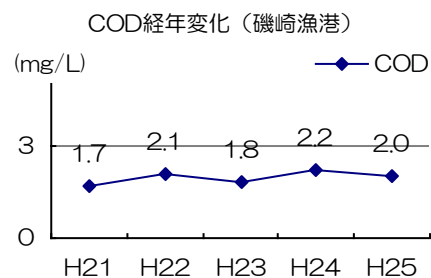


(イ) 磯崎漁港

磯崎漁港は沿海漁業の基地として利用されています。

以前は後背地からの生活排水が漁港内に流入していましたが、漁港施設の整備により現在は流入していません。

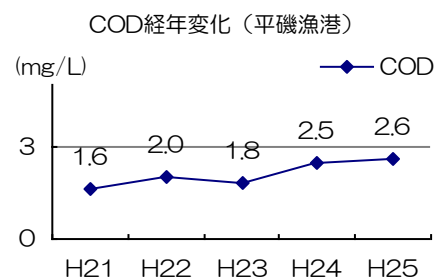
平成25年度はCODについて環境基準値(3mg/L以下)を満たしています。



(ウ) 那珂湊漁港平磯地区(平磯漁港)

平磯漁港は沿海漁業の基地として利用されるとともに、夏季には、漁港内の一部に海水浴場が開設されています。以前は市街地からの排水が流入していましたが、道路整備により、現在は流入していません。

平成25年度はCODについて環境基準値(3mg/L以下)を満たしています。



(エ) 那珂湊漁港

那珂湊漁港は県内最大級の漁港で、まき網、カツオ一本釣り業等の基地として利用されています。市街地からの生活排水が漁港内に流入していますが、現在、公共下水道が計画的に整備されてきています。

平成25年度はCODについて環境基準値(3mg/L以下)を満たしています。

